

開議 午前 9時00分

開 議

- 議長（板谷 信君） ただいまから、平成22年第1回川根本町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は3月3日の日と同様ですので、御了承ください。
-

諸般の報告

- 議長（板谷 信君） 諸般の報告を行います。
3月4日、5日、8日、9日、10日の5日間、平成22年度予算審議のため、予算特別委員会を開催し、終日熱心に御審議をいただきました。
なお、11日には平成22年度事業実施予定箇所の現場視察も行っていただきました。
また、10日には第1常任委員会を開催し、本定例会で付託されました議案第12号についての審査を行っていただきました。誠にありがとうございました。
以上で諸般の報告を終わります。
-

日程第1 一般質問

- 議長（板谷 信君） 日程第1、一般質問を行います。
通告制により、通告された質問者は、小藪侃一郎君、鈴木多津枝君、太田侑孝君、中野暉君、原田全修君、市川昌美君であります。順番に発言を許します。
再質問については、議会運営の申し合わせにより、一問一答方式とします。
なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようにお願いします。
5番、小藪侃一郎君。5番。
○5番（小藪侃一郎君） おはようございます。5番、小藪でございます。通告に従い、一般質問をいたします。
平成22年度予算案についてであります。
3月3日の定例議会の冒頭、ごあいさつの中で、12月3日、平太さんと語ろうの会が開かれ、知事公聴の中で、知事は川根茶の販路拡大のため、青磁の里、龍泉市との友好都市提携について提言されまして町長は述べております。私も会場にいましたが、つたない記憶では、有

名な青磁茶器で日本一の川根茶を飲む青磁の町、龍泉市が友好都市を探していますとお話をされた中に、中国に川根茶の販路拡大というような提言は聞いていないと私は記憶しております。

さて、議案第18号、一般会計予算の概要説明の中では、中国龍泉市との友好都市提携の推進及び中国等戦略的市場開発と説明され、中国龍泉市との友好都市の提携及び中国等戦略的市場調査研究に要する旅費、需用費、委託料を物件費、総務費で盛り込むと述べており、あたかも中国龍泉市と川根本町の友好都市提携が既成事実のような予算であります。この事業の事柄が既にでき上がっていると町民が納得、理解されているとは思えないのであります。

そこで、以下それぞれの質問をいたします。町長にイメージ的でなく、具体的な答弁をお願いいたします。

目次1つ目は、静岡県は中国浙江省と友好都市提携を結んでおります。川根本町は静岡県の中の1自治体です。友好を深めようとの思いは、県の一員として参加し、十分に発揮できるわけであります。川根本町単独で中国龍泉市友好推進事業予算額499万3,000円の計上についての質問をいたします。

質問1、知事が提言されたことは、12月3日会場で、また新聞等で町民も知っておられると思いますが、町民に説明を果たし、理解されたとは思えないわけであります。中国浙江省龍泉市人口約28万との友好都市推進事業の動機と目的を伺います。

質問2、川根本町に与える効果と提携の必要性はどのように考えているのかをお伺いします。

目次2つ目は、川根茶の中国市場開発研究事業、予算額1,000万円についてであります。その中で質問1は、現在当町の川根茶業が置かれている状況をどのように認識しているか。生産家、流通業、住民にどう影響を与えているのかをお伺いいたします。

質問2、この事業計画と表現される中国等市場開拓調査研究経費は、町長が要求して計上されたのか。担当課の企画からの予算計上かを伺います。

質問3は、1,000万円の中身はどのような内容か。事業主体はどこか。事業予算の積算根拠を伺います。

質問4は、中国はお茶の発祥の地であります。茶を取り巻く文化や環境は日本と大きく異なります。同地の川根茶の市場調査というわけでありますけれども、龍泉市か、どの階層をターゲットにするかをお伺いいたします。

質問5として、21年度において、産業課で経営構造対策推進事業として、川根茶マーケティング調査を行っておりますが、その進捗状況と分析はどのようになっているか。そして、今回の中国市場開拓調査研究の整合性をどうとるのかお伺いいたします。

質問6、中国と茶市場開拓調査研究事業を進めるとき、一番大事で大切なことは、茶生産者、流通業者、いわゆる町長の常々言われる現場の理解を得られるかをお伺いいたします。

目次3つ目、大きい目次3つ目は、ふるさと納税についてお伺いいたします。

川根本町にふるさと納税をしていただいている方の人数と状況をお伺いいたします。

そして最後に、あれからどうなったということで、追跡質問します。平成19年12月議会で一

般質問いたしました職員の町外居住について、町外居住職員も基本的には川根本町に住みたいのだらうと思います。お嫁さんに行かれた、お婿さんに行かれた方を言っているのではありません。町内に戻るため離婚されては元も子もありませんので、誤解のないようお願いいたします。やむなく町外居住に至った理由が解決されれば、生まれたこの町に住みたい、あるいは戻りたいと思う職員もおられると思います。町外居住によって災害時や行政運営上の問題がないとか、小学校の複式学級がよくなるかもしれないとか、この町に住む住民の懸念、心に引っかかる問題があります。町外居住職員について、現場の声、町民の声をどのように聞き、感じているか伺います。

それから、川根本町職員総数と給与総額を示してください。そして、町外居住職員の人数、そして、その人たちの全体の給与総額、そして全体の家族人数、小学生、中学生の人数をお伺いいたします。

私は、川根本町の農業の基幹生産物の川根茶について厳しい環境にあることを町民とともに共有しております。同僚議員によると、川根茶の課題について今議会の一般質問では、6人のうち4人が川根茶の産地、川根本町の農業、お茶を取り上げております。

再質問は、中国市場開拓調査研究事業関連を中心にいたします。

以上よろしくようお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（板谷 信君） 町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） 小藪議員の質問にお答えいたします。

まず、友好都市推進事業についてでございます。中国龍泉市との友好都市提携推進の動機と目的につきましては、先日2月24日の全員協議会におきまして経過報告をさせていただきましたとおりであります。本町の第1次総合計画にも記載されておりますとおり、これからは国内だけではなく、海外においても様々な国や都市との交流を進め、相互を知ることによって、お互いを高め合い、広い視野を持つ人材を育成し、世界につながるまちづくりをの第一歩として今回の龍泉市との交流を計画させていただきました。

この計画は、川勝知事の御提案により、龍泉市の青磁器と本町のお茶とのコラボレーションがきっかけとなったわけですが、龍泉市と本町では多くの様々な共通点があります。その一つとして、龍泉市のしいたけ栽培については世界的にも有名で、中国でも有数の産地であり、日本への輸出も盛んであります。

さらにお茶については緑茶やウーロン茶が栽培され、林業経営にも力を注いでいると聞いております。特に緑茶については、その製法や飲み方にやや違いが見られるものの、お互いの交流によって様々な効果がもたらされることを期待しているものであります。

もちろん産業関係だけではなく、児童・生徒を中心とした教育やスポーツでの交流を初め、伝統文化、福祉、環境、観光など、可能な限りさまざまな分野において交流を深めてまいりたいと考えております。その上で多くの町民の皆様にも龍泉市にお出掛けいただき、川根本町のさまざまな情報を伝えていただくとともに、異国での貴重な経験を重ねていただきたいという

ふうに思っております。そして、当然龍泉市の皆様方にも川根本町にお越しいただき、本町の皆様と交流をしていただく予定でありますが、こうしたたくさんの交流を重ねることによりまして、町民の皆様には視野を広めていただき、新しい考え方を学んでいただくなど、これからの川根本町のまちづくりに大いに御活躍いただけることを願っております。

今後、具体的な交流についての手続等につきましては、県の国際室の御指導をいただきながら順次進めてまいりる予定であります。平成22年度中にはある程度の形を整えていきたいと考えておりますので、議会の皆様方にも御理解、御協力をお願いするものであります。

次に、川根茶の中国等における市場開拓調査研究事業についてであります。

現在、当町の川根茶が置かれている状況をどのようにとらえているかという御質問ですが、近年の景気悪化に伴い、消費者の節約志向、生活防衛意識はこれまでになく強まってきております。消費者の志向も多様化し、販売不振による過剰在庫を抱える茶商も多く、今年の新茶取引に大きな影響を与えるなど、お茶に関する厳しい新聞報道が連日のようになされております。当町においても大変厳しい現状のまま一番茶を迎えることは間違いないと思われます。大変厳しい状況にあるというふうに認識をいたしております。

予算計上した経緯はということですが、予算には各課からの要望に基づくものと、私ども執行部からの指示に基づくものとがあります。御質問の趣旨は、今回の予算が企画課から出たものかどうかというようなことですが、議案として議会にお諮りしている案件は、町長が提案しているものでありますので、そのところをよろしくお願いしたいと思っております。

事業費の積算根拠等については、担当課の方から説明をさせます。

茶文化の先進地における中国龍泉市で川根茶の市場開拓という点については、全協等でも申し上げているように、龍泉との友好都市提携とお茶の市場開拓とは分けて考えております。事業を進める上で関連させることができる部分があれば、当然関連させていきたいと思いますが、山間部で、しかもお茶の産地と言われる龍泉とはお茶にまつわる文化を巡っての交流は大切ですが、川根茶の市場としては考えにくい、そう思っております。

この調査研究事業の対象は、新興著しい中国を初めとする海外市場に置いておりますが、国内への波及も期待するものであります。中国を市場としてとらえたとしたら、ターゲットは中国の高度成長の追い風に乗っている上層の富裕層であります。この富裕層をターゲットに、志向、消費性向、価格動向などについての調査研究を行い、川根茶の市場があるのかを探るとともに、川根茶のイメージアップとブランディングに役立てていこうというものであります。

平成21年度のマーケティング調査についてですが、産業課では、平成21年度当初予算において、近年急激な変化を続け、多様化している茶の流通や消費動向から見た川根茶の実態、位置づけ、マーケットにおける客観的評価等を検証するための調査解析を行っております。現在、消費者実態調査、川根茶流通実態調査の集計をとりまとめ中ですが、集計後には県立大学岩崎教授の解析をいただくことになっております。今回の中国等の調査研究においては、

今の行っております流通実態調査、その結果を十分に踏まえた上で、県や農協あるいは各種の調査機関のデータ等も参考にしながら進めてまいりたいと考えております。

この調査研究が生産家や流通業者等、現場の理解が得られるのかという御質問であります、長い歴史と伝統を誇る川根茶業の危機に際して、生産家や流通業者にとって必要な事業だと思って計上したものであることをまず御理解願いたいと思います。ただ、海外市場にはさまざまな事情や課題もあり、難しさもあるであろうことは容易に予測できることでもありますので、慎重を期しながら皆様の御理解が得られるような段取りを踏みながら進めていきたいと考えております。

今後、お茶にかかわる団体等の皆様に説明をさせていただき、それぞれの専門的な立場からの御意見を承りながら、市場関係の戦略を立てていきたいと考えております。今置かれている現状は、お茶に携わるすべての住民にとって大変危惧される状況になっております。皆が一丸となって知恵を出し合い、国の内外を問わず、川根茶の消費拡大に取り組まなければならないときだというふうに思っております。

次に、ふるさと納税の関係でございます。ふるさと納税につきましては、平成20年度から制度が開始されておりますが、その実績につきまして報告をさせていただきます。

平成20年度には10名の方々に御寄附いただき、総額は120万7,000円、平成21年度には現在まで7名の方々に御寄附いただき、総額は39万円という実績となっております。この7名の中で2年連続して御寄附いただいた方は6名であります。

なお、ふるさと納税のPRにつきましては、町の広報紙、ホームページで御紹介とお願いはもちろん、インターネットの「ふたくす」という全国的なふるさと納税応援サイトでの紹介のほか、とうきょう川根の会会員の皆様には、総会会場にて直接お願いをさせていただいております。

次に、町に戻りたい職員もいると思うがという点についてでございますが、何らかの事情があって町外から通勤しているものと思われそうですが、中には町に戻りたいと思っている職員も当然いるだろうというふうには思っております。申し訳ございませんが、私、実態を、現状を把握しておりません。現場の町民がどのように思っているかという点については、恐らくいい感じは持たれていないという点については容易に想像がつきますし、その町民の皆様の感情がまちづくりに悪影響を及ぼしてはならないとも思っております。

小藪議員は、過去においても同じような御質問をされ、問題提起をされておられますが、この点については杉山町長も答えておられるように、日本国民は何人も公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有しております。しかしながら、一方で公務員という立場や地域の防災等を考えたときに、人口減少や高齢化が進む本町の実情を思うと、町民の皆様方の感情は十分理解できるところであります。この問題につきましては、それぞれ事情を抱えてのことでもあり、デリケートな問題も含んでいると思いますので、今後職員とも話し合いの場を持つなど、意思の疎通を図りながら慎重に対応していきたいと思っておりますので、よろ

しくお願いを申し上げます。

次に、川根本町の職員の総数と年間給与総額についてであります。平政21年度は決算が確定しておりませんので、平成20年度の実績でお答えいたします。平成20年度の職員総数は175名、年間給与総額は9億9,765万円であります。

次に、町外居住職員数とその給与総額であります。平成22年2月現在の町外居住職員数は24名で、その給与総額は823万円となります。また、町外居住職員の家族人数は平政22年2月現在64名であります。幼児、小学生、中学生の総数は17名であります。

次に、町外居住職員のふるさと納税の納税状況は現時点で3名となっております。

最後に、町職員の町外居住職員数ということについては、平成19年度一般質問時に比べ、8名の減となっております。

以上で一般質問の最初の回答にさせていただきます。

- 議長（板谷 信君） あれはいいですか、課長に振ったの。企画課長。
- 企画課長（羽根田泰一君） 2の質問の川根茶中国市場開発調査研究事業についての事業費1,000万円の積算根拠についてという質問だと思いますけど、この1,000万円の内訳は、調査研究のための旅費に200万円、これについては調査研究、2人一組で上海及び近郊に担当者を7回ぐらい派遣するという事で140万円。また、研究セミナーを6名、これは役場職員1名と今後選定する予定の5社を対象として60万円、これ1回、トータル200万円。また、パイヤー招聘とかプロモーションのための消耗品、お茶等に100万円を計上してありますけど、これについてはサンプリングのお茶とか茶器、その他消耗品、トータル100万となっております。また、一番大きい市場開拓のための調査研究費委託費等に600万円ですけど、これについてはコンサルティングを5社、5点ですか、5件掛ける60万、また中国でのキャンペーン、パートナーシップに60万の5回ということで、トータル600万。また、テナント使用料、調査研究事業、現地の使用料100万は、これはショッパの借り入れを5社で50万と、飾りつけを50万見てトータル100万。以上で1,000万になろうと思います。

以上です。

- 議長（板谷 信君） 5番、小藪君。
- 5番（小藪侃一郎君） ありがとうございます。きょうは中国関連事業を中心にしますので、目次3は時間を置いてまた追跡質問しますが、最後の質問について再質問をしたいと思います。最後といいますとふるさと納税でございます。

19年12月の一般質問で御案内のように、町外居住を取り上げました。そのときは通勤費の支給の制限規制、意識改革がなされて、今のお話では24人ということで、よい方向に向いているものと思います。事情があって町外居住職員の中でも、ふるさと納税を利用して、本町に貢献していただいたのは24人中3人ということであります。町長の今の答弁は22年度の約1億近い数字を発表しましたが、22年度決算では1億1,000万になるかと思いますが、まだまだ多くの職員にふるさと納税を奨励してほしいと思うわけでございます。先ほどお話の中にもあり

ましたとうきょう川根の会、ここに補助金を10万円出されておりますけれども、この会にも御協力をお願いしたいと思うわけでございますけれども、この点について奨励をしてほしいという気持ちを伝えたいと思います。それから、とうきょう川根の会のメンバーの中でふるさと納税をしていただいている方がありましたらお知らせください。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） とうきょう川根の会につきましては、正直申し上げまして、高齢者が比較的多くて、退職された方がメンバーとしてはほとんどだという現実がございます。しかしながら、今までも機会をとらえてお願いはしてきたという経緯はございますけれども、毎年東京で総会も開かれておりますし、その席に多分ことしも招かれるというふうに思っています。そういう機会を通して、ぜひ御協力をお願いしたいという旨のことはこれからも申し上げていきたいというふうに思っております。会員の中にふるさと納税をやっておられる方がいらっしゃるかどうかということについては、担当のほうからお願いします。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽根田泰一君） とうきょう川根の会のメンバーの方がふるさと納税をしては、現在までありません。

以上です。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） 今おっしゃられたように、とうきょう川根の会、そして町外居住者にふるさと納税を奨励してほしいと思います。

それでは、中国関連事業についてです。お茶の生産、輸出世界一の国、お茶発祥の地、中国に川根茶の市場開拓調査という予算ということで、先ほどは積算根拠も示されました。テナントという言葉が入ってびっくりしておりますけれども、今回の件で私はいろいろな方の協力を約300ページに及ぶ資料とネットで調べてみました。その中に、以前日中友好親善茶業交流団として、上海、浙江省、新昌県、天台县、杭州市を訪れ、浙江省人民政府外字弁公室の日本交流担当者、この方は川根にも来たことがございます。案内で5泊6日の視察旅行をしたときの浙江省上海茶業視察報告書ももう一度読み返してみました。その上で川根町茶業のために、私はこのようなときにどうして、なぜと思うことを6つほど質問いたします。

私の調べた中で、国の関係機関の調べで、まず友好関係の方から入っていきますけれども、21世紀に向けた日中友好のあり方という報告書がございます。これは国から出ています。友好を、交流を進める上での基本的視点という項目がその中にあります。事業の緊急性、友好交流や協力の密度、そして友好性、目的意識、対費用効果、相互のニーズの把握についての検討をすべきだとあります。これらについてお伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 日中友好の関係でございますけれども、先ほども申し上げましたが、きっかけは12月3日の知事公聴であります。突然川勝知事からあのような形で御提案がありまし

て、知事の人柄は十分存じ上げるところまではいいませんが、あのような方が積極的に川根本町を応援するという意味合いの中で提案をされたということでございますので、これに対応を逡巡しているということは、これからの県政の中での川根本町の位置づけを考えたときに、やっぱりためらってはいけないんじゃないかという思いが一つあったことは正直な気持ちであります。

それから、中国との交流、いろいろな意味で中国は戦略的な対応をしてくるというところで、なかなかうちのほうで考えるほど甘くないという現実が多分あるんだろうというふうに思っております。しかしながら、浙江省といいますと、静岡県との既に12、3年になる、その交流の経過もございますし、そういう中で県知事が肝いりを努めてくださるという中でのお話でございますので、そういう意味では友好的な交流が図られるのかなというふうに思っています。しかも龍泉がその交流先を日本に求めているというお話も伺っておりますので、そういう意味で善隣友好の関係ができるように努めていきたいというふうに心しながら、こちらも戦略的に対応できるような体制を整えながら交流を図っていく必要があるんだろうというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 5 番、小藪君。

○5 番（小藪侃一郎君） 中国各地は日本と友好都市提携はたくさんしております。日中友好協会によりますと、約330組あると言われております。そのうち約9%に当たる29件が町、村自治体の友好都市提携であります。あとの92%は都道府県と市自治体レベルであります。ちなみに浙江省内の都市は日本の28の県と市と提携しております。浙江省だけです。浙江省は28の地域と提携しておるということでございます。その中に国内の茶生産地は15市に上ります。狭山市を初め既に茶産地と浙江省は提携しております。静岡県は県と沼津市、島田市、富士市、三島市、富士宮市、熱海市の6市であります。当町規模の9,000人弱の人口と28万の人口との対応が心配でありますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 既に中国と姉妹友好都市提携を結んでいる地域もあるわけですが、今回の龍泉というのは一つのお茶文化を通しての交流ということと、それから青磁器の産地ということで、その青磁と川根茶を結びつける。これは中国でその青磁器を使って売ることよりも、むしろ国内に青磁器を持ってきて、青磁器との組み合わせをアピールする。そこに、何と言いますか、一つの川根茶の新しいストーリー展開といいますか、それを加えることによって、川根茶が一つのブランドとしてさらにその力を発揮する。ひいてはその川根地域そのもののブランディングにも寄与する、そういう思いで龍泉との友好提携を考えていきたいというふうに思っています。龍泉でお茶を売るとことはもともと考えておりません。ちょっと質問の趣旨と違うかもしれませんが。

○議長（板谷 信君） ちょっと待って。原田議員が来たようですので、原田議員の入場を許します。

(原田全修君 入場)

○議長(板谷 信君) 5番、小藪君。

○5番(小藪侃一郎君) 今の質問は、中国では28万の人口の都市というのは、小さいと川勝知事は表現されておりましたけれども、県級市で市よりも小さいところでございますけれども、28万の人口と9,000人の人口という今心配をしていたわけでございます。

じゃ次に移ります。

静岡県のホームページを見てみますと、静岡県浙江省友好都市提携25周年の記念式典が行われたときの浙江省提供の大会場が1,700人の参加者で埋まったと、こういう説明書きがあります。そして、それをよくよく調べていきますと、そのうち1,400人は中国人でなくて日本から鳴り物入りで訪問した人たちで、地元浙江省の人は300人ということでございます。ただ、写真を見ますと、ああすごいなと思うわけでございますけれども、中身は全く逆で、静岡県の人が1,400人、それからまた静岡県の日中友好協議会の資料によりますと、日中友好協議会と日中友好協会とはまた別の団体でございますけれども、人事交流事業で訪中団を419団体、1万554人派遣したとあります。こちらから派遣したのですね。それから、中国から425団体、3,209人を受け入れたとしております。こちらから行ったほうが断然多いわけでございますが、私も複数回中国を訪れた際、浙江省に静岡県友好会館がありました。静岡県だけでなく、栃木県と富山県があったかと思いますが、静岡県内に浙江省の友好会館があるとは知りません。これが本当に中国流かなとも思えてきます。友好都市の相手が川勝さんのお話に出てまいりましたけれども、言葉が通じる国外でなくてですね、国内の日本の都市ではいけないのかなと、そんなふうな感じがしますけれども、それについて3月1日から3月5日の職員派遣は提携を前提にしての調査だったのかお伺いいたします。

○議長(板谷 信君) 町長。

○町長(佐藤公敏君) 3月1日から5日まで県の定期調査団、これに乗って企画、それから産業課、そして商工観光課、3名職員が中国に行ってまいりました。これは知事から話があって、たまたまこの3月に定期調査団が出ると、そういうことで急遽これに合わせたわけでありまして。一応定期調査団に乗っていったのは、将来友好都市関係を結ぼうという前提があって行ったということは間違いがございません。

それから、先ほどのおつき合いするのに規模が違うんじゃないかというお話でございます。確かに28万という町は大変大きいわけでありまして、面積のうちの84%といいましたか、山林だということで、しかもお茶ですとかしいたけですとか、そこでとれる物産も比較的共通する、そういう部分もございます。そういうことで、確かに規模の違いはあるわけですが、いろいろな面での交流は可能だろうということで、一応取り組んできているわけでありまして。

○議長(板谷 信君) 5番、小藪君。

○5番(小藪侃一郎君) 交流については経済交流あるいは人的な交流、技術交流、様々な交流がありますけれども、この交流について一番の主力は何を考えておられるのかお伺いします。

- 議長（板谷 信君） 町長。
- 町長（佐藤公敏君） 一番の交流、なかなかいろいろな意味合いでの交流がありますので、多分お茶もあるとはいいいましても、技術的にも全然違いがありますので、そういう面ではお茶と
いう場合には、いろいろな意味でのお茶文化、お茶にまつわる文化を紹介し合う、知り合うこ
とによって、また新たな川根茶の展開のヒントが得られるのかもしれないということは一つあ
るんだろうというふうに思います。それから、多分中国に、龍泉に行きましても、郷土芸能で
すとか、そういうものの展開もあろうかというふうに思いますので、そういう意味では文化的、
人的な交流、そこに、それから友好関係が成立していきますと、これは学校側とも話をしてい
くわけですが、中学生、高校生等の相互交流、そういうような展開も考えられるんだろうとい
うふうに思います。近くて遠い国、中国のいろいろな文化的な、あるいは暮らし、そういうも
のを知り合う中で相互理解を深めていければというふうに思っております。
- 議長（板谷 信君） 5番、小藪君。
- 5番（小藪侃一郎君） 先ほどの町長答弁の中で、中国等市場開発調査研究事業予算に関して、
町長の提案ですということで、これはトップダウンの事業というふうに考えてよろしいでしょ
うか。主体者は町長で責任持つということで理解していてよろしいでしょうか。
- 議長（板谷 信君） 町長。
- 町長（佐藤公敏君） 当然であります。どのような形であれ、町の予算として、あるいは町の
事業として進めるものは、町長の決裁なしで進んでいくものではないと思っていますので、そ
ういう意味で職員のだれかから仮に発案があったものであっても、町として行った事業につい
ては最終的に町長が当然責任はとらなければいけない、そう思っております。
- 議長（板谷 信君） 5番、小藪君。
- 5番（小藪侃一郎君） 今の問題、もうちょっと掘り下げますと、下から積み上がってきた事
業であるか、それか町長が提案を受けて事業化したのかということを知りたいと思います。下
から積み上がってきたものかどうか。町長、お願いします。
- 議長（板谷 信君） 町長。
- 町長（佐藤公敏君） 下といたしますか、その担当課から、現課から上がってきたものではなく
て、ヒアリングの過程で、だれとはなしにお茶が大変だねという議論の中から上がってきた話
であります。したがって、じゃそれを何とか上げていこうという判断はしたわけでありま
すので、そういう意味ではトップダウンだと思っていただいて構わないというふうに思ってい
ます。
- 議長（板谷 信君） 副町長。
- 副町長（小坂泰夫君） すみません。当初予算でもそうでありますけれども、予算の作成のシ
ステムということをちょっと補足させていただきますけれども、予算につきましては、まず副
町長ヒアリングがございます。これは当然総務課長等も入りますけれども、所管の課長、それ
から担当者が入ってまずヒアリングを行います。その中で精査をして、これは何回か繰り返し

ますけれども、その後、町長ヒアリングを行って、最終的に決定に至るというものであります。でありますので、例えばそんな過程の中にいろいろな下から積み上げるものもあれば、こちらから提案をして協議していくものもあります。そういう中で協議をして、最終的に積み上がるというものでございますので、御理解ください。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） 先ほど中国の富裕層というような言葉も出てまいりました。それはどこをターゲットにするかというときに、まだ定かに定まっていない、そんなふうな言質と受け取ったわけですが、富裕層とは本当に高収入世帯ということでございます。中国で10万円の世帯ということになります。その次は5万から10万で中産階級という層がたくさんあります。それは日本の人口ぐらいたということが報告されているのも私も理解しております。日本で年収130万円ぐらいが富裕層という枠に入ってくると思いますが、物価水準が違いますので、日本で言えば年収1,000万に相当するらしいです。これは中国全土の話でありまして、龍泉あるいは上海、北京というところに集中しているのではございません。そして、先ほどのターゲットの場所をどこにするかというときに、龍泉市か、また北京か上海か、そこら辺がまだ定かでないようではございますけれども、いかがでしょうか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） ただいまの御質問ですが、まずそのターゲットは上海市近郊というふうにとらえております。先ほどのお話の中に、全体的にはそういう富裕層のばらつきということを言われましたですが、やはり大都市と一般のところでは約3.5倍の格差があるという中で、上海、北京、このあたりがですね非常に集中しているという中では、その辺がターゲットになってくるかと思っております。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） いっぱいこうやって富裕層、富裕層と聞きますと、お金持ちそのものでございますけれども、日本の富裕層とはちょっと勝手が違うんですね、調べてみますと。ほとんど25から40歳代が60%以上を占めていると思うんです。そういう中国の若い世代にどのような戦略を描いて取りかかっていくのか。本当にどうするのかなという思いが強いわけですが、中国の富裕層のライフスタイルも調べてありますけれども、お茶ということは出てこないで、何か具体的な、何か、ものがありましたら、お願いいたします。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 確かに食文化がまずは違うということがあるわけなんですけれども、それから先ほど言われましたように、そういう中において、お茶の方もですね、ウーロンを中心的ということは現在の状況かと思えます。その中で、今お話の中にもありましたように、25歳から40歳代、こちらがいわゆる富裕層に入ってきていると。そういう中ではまずそのターゲットとしてどうしていくかということですが、こういう中にはですね、非常に今1億4,000万、その中で、いわゆるインターネット市場でまず利用が非常に多いと。その中において

海外市場というのは、このうちの50%を占めている。この方々の中で、今沿岸部中心に、いわゆる長崎県などを中心に、いわゆる鮮魚というんですか、そのような商品開拓等も行われています。そういうようなところとも非常に参考にしながら、鮮魚等が入っていくところには必ずその本来のお茶の味を親しむというんですか、そういう中で売れ行きが伸びているという少数ではありますが、そういう実態もあります。そういうところをターゲットにしていきたいというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） それで一番ショックを受けたのは、調べていてですね、日本茶輸出組合というのがあります。そこへ問い合わせたところですね、中国への組合員の輸出実績はない。よって、関税はわからないというお電話でございました。お茶の輸出を本業としている団体の組織の話です。この事業の難しさを町長はどのように理解しているかお伺いします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 正直申し上げて、小藪議員ほど勉強していないという点については反省をいたしておりますけれども、確かに厳しい、難しい問題が多々あるかというふうには思っております。ただ、国内市場を見てみた場合も、川根茶は量的に少ないから何とか国内市場でというようなお話もございますけれども、既に国内市場が飽和状態になっていて、その結果として売り上げが落ち込んでいる、そういう部分もある面、あるんじゃないかなというふうに思っております。そういう中で、活路を新しく見出そう。しかも、なかなかそういう海外市場についてのいろいろな調査研究のリスク等茶業界の方がなかなか負担するという部分は難しいんだらうというふうに思います。そういう中で、町としても新しい市場の開拓が目指せないのかというところから発想されたものでありますので、そういう点では御理解をお願いしたいというふうに思うところであります。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） 外国に輸出するのもいいわけでございますけれども、東京税関の調べによりますとですね、アメリカが54.2%、ドイツ4.3%、台湾2.7%、香港6.3%、シンガポール6.5、その他が29でヨーロッパが主でございます。中国という字は出ておりませんでした。中国は世界一の緑茶生産、輸出国で、その国に市場開拓調査研究に労力と費用をかけるというのが理解しにくいわけでございます。

我々、茶業者の間では川根茶の販路拡大は内需拡大が常道でございます。例えば例題を提案いたします。川根茶の販路開拓ということで、この1,000万円の使い道を、例えば川根茶の里プレゼント総額1,000万円キャンペーンと名づけて、川根本町の宿泊施設を御利用いただいたお客様に、宿泊時簡単なアンケートはがきをお渡しして、アンケートに答えてポストに投函してください。抽選で5,000名様に川根茶をプレゼントします。例えば、このような事業をする。そのことで民宿、旅館、ホテル等に、そうして川根茶生産、流通、さらに旅行業者、大井川鉄道沿線商店、観光関連施設に波及効果が生まれてまいります。200g入りだと1,000kgのお茶が消

費されます。ということは地元で1,000万円は落ちます。そして、応募なさったはがきは5,000人にプレゼントするわけですが、それ以上の何万というダイレクトはがきが返ってきますので、農家あるいは業者のダイレクトの資産になります。

お茶の市場開拓の困難をきわめる中国で何年先に実がなるのか、ならないのか。今このような時期に、霧の中の事業に大切な税金を使うことに理解はなかなかしにくいのであります。耕作放棄地茶園が問題になっているとき、必死に茶業をしている川根本町茶業にそんな悠長なゆとりはないのではと考えます。足元を見つめてほしいのであります。この点について町長の見解をお伺いします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 確かに川根茶の現状を見てみますと、大変なお茶が、場合によっては農家の家に農家自身が在庫を抱えなければいけない、そういう事態になっているということは認識をいたしております。それを何とかしたいということから今回の予算計上に至ったわけでありましても、今、小藪議員が一般質問の中でおっしゃられた過程、いろいろなお話を伺って見ますと、中国というのは市場としてなかなか難しいというお話でございます。その点については県でもあるいは農協等各種の機関でも、いろいろな今までの調査のデータも持っているということだと思いますので、それらも参考にさせていただきながらですね、仮にこの事業を進めていくとしたら、かなり慎重に茶業界の同意もいただけるような形で進めていかなければならないというふうに思っております。

それから、今議員からご提案いただきましたものについては、これも今後の皆様との検討の中で一つの方向かなというふうには思いますので、そういうこともまた皆さんと協議しながら、何らかの拡販策は考えていきたいというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） それから、もう一つ気になる資料がございます。静岡国際経済上海事務所、静岡県の上海事務所が発行しているものです。その中にですね、上海における日本茶の実態調査というもう報告が既にあります。この町で調査に行かなくてもこういう調査は出ております。時間がないので、要点を紹介しますが、この中で日本産日本茶の市場性は、1つ、日本茶需要の低さ、2つ、日本食輸入規制の動き、3、高額な仕入れ価格、4、上海の水、一番大事ですが上海の水、それから5番、顧客ニーズのギャップと、こういう問題を挙げ、結果はですね、市場性は少ないと。こういう報告書が上海事務所から出ております。それから、高級日本料理店はどうだということで、日本料理店に需要があるといってもですね、その需要量は現時点において極めて少ない。

それから、日本人がたくさん住んでおられるということで、日本人をターゲットにしたかどうかということですが、在住日本人を対象にしている限り、需要がない上に市場性はないと断言できると、こういう表現を使っております。潜在顧客になり得る富裕層を中心にした中国人にも需要はないと。そして、それは奈良県の農業技術センターの報告ではです

ね、中国語で腥、月へんに星と書きますけども、腥と表現されるように、中国人に合わないの
で、残念ながら蒸し製緑茶の再認識はなさそうですと、こういう報告があります。腥というの
は日本語に訳しますと、生ぐさいということらしいです。そして、消費大国であるあえて、中
国ですね、あえて日本茶を飲む必要もないし、日本茶の存在すら知らない中国人も多いと予想
できると報告書はして、最後に費用対効果が見込めないのが現状であると、こういうふうに結
んでおります。

先ほど来、外国の話で国内はと……国内でも川根茶を知らないというような言葉も町長は述
べたことがありますけれども、それならなぜ国内でないかというような疑問も持ちます。

それから、もう一つ、長くなりますけれども、ジェットロ、ジェットロの中国向け輸出の際の現
地規制及び留意点について、あるいは副町長がお話になられましたけれども、インターネット
のお話ですけれども、中国向けインターネット通販における留意点というような報告もジェ
ットロから出ております。日本貿易振興機構でございますけれども、それを読んでいきますと、規
制、許可、認可の高いハードルがあります。そして、そのハードルを越えようとして、既存の
ものに委託いたしますと、それは高い委託料を払うことになります。どのような予算根拠でこ
ういうことを考えますとですね、予算計上をしたのかわかりません。この計上した時点です
ね、可能性のある、または可能性に結びつく資料を示すべきだと思うんです。予算の委員会
では、本当に静岡新聞のお茶が売れない、売れないという記事をコピーして、その上にだから外
国だというようなことでしたけれども、これではなかなか私どもは理解できません。今資料
があるならですね、今すぐここに私に出してください、本当に。この中国の茶市場のことを考
えると、本当に怒れてくるんですよ。何でこんなことが、自分が調べただけでこれだけの材料が
そろっているのに、中国、中国ということで、それに自分たちが知らない可能性のある資料を
持ち合わせているんじゃないかと、そんなふう思うわけですので、資料の提出をお願いいた
します。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 多くの資料を持っているわけではございません。今、小藪議員からい
ろいろ否定的なお話を伺って勉強させていただいたというところで、予算計上の甘さというもの
を指摘されているところでございますけれども、もちろんその国内市場を無視しているわけ
ではなくて、現在、現に国内のマーケティング調査を進めているところで、その報告書が間もな
く上がってくるという段階でございます。

そういう中で、一つその海外というものを含めたのは、海外にも水が先ほど言いました軟水
と硬水と違うとか、あるいは香りの関係、生ぐさく感じる、その焙煎感のあるものを好むとい
うようなことも存じておりますし、川根茶というものがなかなか売りにくい、そういう状況で
あるというふうには思っております。ただ、そういう中で、和食が一つのブームになっている
点もありますので、その和食とのセットができないかなというようなことも考えたわけであり
ます。

それと、いろいろな形でですね、例えばB級グルメと言われる富士宮のやきそば、そこも面白い展開をして、それが全国でネットを組んで、B級グルメが一躍ブームになったような、広く展開することによって、逆に国内への波及もあるのかなというような期待も幾分持ったわけであります。

いずれにしても、準備不足の点もございますので、この問題についてはですね、慎重な上にも慎重を期して、皆様の合意が得られるような形ができなければ、多分進めることはできないというような感じもいたしますので、今後皆様とも協議を進めながら対応していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） 今、町長のほうから否定的なことが多いということでありましたけれども、私もどうしたらできるかというようなことを考えまして調べていったら、ありました。茶の輸出促進事業報告書、これは農林省生産局特産振興課というもので冊子になっております。相当なページ数でありますけれども、それを見ますと、どうしたらお茶の輸出ができるかというもので、読めば読むほど気が遠くなってくるんですね。こんなことをだれがやるの、資金はどうするのというようなことで、現実的でないと。この事業は川根本町にとって現実的でないと断言できます。実現不可能な計画のたとえですね、砂の上に建てた高い建物はすぐに壊れてしまう意味の、まさに、砂上の楼閣事業であると自分は考えます。賢明な町長に考え直していただきたい。熟慮をお願いし、現実、現場に投資することを期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（板谷 信君） これで小藪侃一郎君の一般質問を終わります。

続きまして、10番、鈴木多津枝君、発言を許します。

○10番（鈴木多津枝君） ただいまより通告に基づきまして一般質問を行います。

最初に、川根本町も核兵器廃絶、平和の町宣言を行う考えはないか伺います。

静岡県議会は、今月1日の議会で、核兵器のない地球を目指すふじのくに静岡県平和宣言を全会一致で採択しました。川勝知事も昨年9月の県議会で、日本共産党の花井県議の質問に、必要と感じていると答えられ、今年、新年の記者会見で、静岡県も核兵器廃絶、平和宣言を年内に行いたいと述べられたことが報道されましたが、このことが議会を動かす大きな力になったのは明らかです。当町でも、私は議員になって以来、旧中川根町でも、また合併して川根本町になってからも繰り返し議会や前町長に宣言を行うことを求めてきましたが、いまだに実現に至っていません。

しかし、昨年の町議選で就任された板谷議長は、昨年12月に提出した宣言を6月議会前の議運に諮ることを先週約束されました。今年2月、焼津の3・1ビキニデー協力要請に見えた静岡県平和委員会代表者より要請された、速やかな核兵器の廃絶を求める世界市長会議への署名にも、町長、議長ともに署名をされたことは、当町では初めての出来事であり、昨年私たちの支部で行った住みよい川根本町をつくるためのアンケートでも、回答者の7割を超える町民の

方々が核兵器廃絶、平和町宣言をやるべきだと答えられていることとあわせても、多くの町民の願いにかなう貴重で重要な第一歩と考えます。

人類共通の課題である核兵器廃絶を実現するには、それへ向けての行動の輪をできるだけ早く世界の隅々にまで広げることしかありません。そのためにも町長より核兵器廃絶、平和の町宣言に賛同の意を表明していただき、静岡県議会同様、当町議会の行動を促す大きな力にしていきたいと思います。町長のお考えを伺います。

次に、12月議会でも質問しました特養ホームあかいしの郷の待機者解消に向けて、増床、増築を働きかけるお考えはないかお聞きしました。町長からも前向きな答弁をいただき、町民の方々から期待の声も寄せられています。12月議会以降、どのような対策や検討をされたか伺います。

また、特養を増設すると、保険料が値上がりし、お年寄りに負担増となると介護専門職員から懸念する声も寄せられましたが、そのために必要なことをやらないのではなくて、少ない年金から支払う介護保険料の低所得者軽減策などを設け、介護保険料は最低でも基準額の50%までしかありませんので、所得が少ない人ほど負担が大き、逆進性が強いものになっています。町の施策として50%以下の軽減率を設けたり、減免措置を設ける考えはないかお伺いいたします。

3点目の質問です。就学援助制度を拡充して、どの子ども安心して義務教育が受けられる町にする考えはないか伺います。

旧小泉政権の三位一体改革で2005年度から国庫負担が一般財源に変わり、市町村の基準が厳しくなったり、補助額を下げる自治体も出ていますと聞きますが、次の点で当町の実態を伺います。

1、国庫補助だった2004年度国負担額と、昨年の交付税算定額はどうなっていますか。

2、2004年度以降の受給実績はどうですか。小中別、要・準要保護別の受給者数、世帯数、支給総額の推移を伺います。

3、給食費未納世帯に就学援助受給基準以下の世帯がどれくらいあるのか伺います。

4、新年度に生徒を通してお知らせと申し込み用チラシを配布して、広報、周知の徹底を図る考えはないか伺います。

最後の質問です。経済的理由から自殺や、それにつながりやすい精神障害に陥る人も増えていると聞きます。当町の自殺率は静岡県内で最高と聞いたこともあり、ことしに入ってから数人の自殺者の情報が耳に入っています。実態と防止策についてどのように考えておられるか伺います。

以上御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

まず最初の、川根本町も核兵器廃絶、平和の町宣言についてどう考えるかということでござ

います。議員も御承知のとおり、平成21年4月のオバマアメリカ大統領の核兵器のない世界に向けた演説以降、アメリカとロシアとの第1次戦略兵器削減条約、START1の後継条約の交渉開始、核不拡散、核軍縮に関する国連安全保障理事会首脳級会合における全会一致での決議の採択、同会合での鳩山総理の核兵器廃絶の先頭に立つとの決意表明、我が国がアメリカなどと共同提案した核軍縮決議案の国連総会での圧倒的多数の賛成を得ての採決など、核兵器廃絶に向けた世界的な流れは加速しております。

こうした歴史的な流れをさらに確実なものとし、核兵器廃絶を早期に実現するためには、核保有国を初め、各国政府が核兵器廃絶に取り組む必要があるということから、知事も年内に核兵器廃絶、平和宣言を行う旨説明されておりますことから、私もその必要性を感じているところであります。

広島、長崎、そしてビキニと世界で唯一の被爆を体験した国として核兵器廃絶の努力を世界に呼びかけ、促進する必要があるとともに、自らも核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずの非核三原則を遵守し、世界に範をしていかなければいけない、そういう時期に来ているというふうに思っているところであります。

次に、特別養護老人ホームあかいしの郷の待機者解消についてお答えをいたします。

昨年12月の議会定例会におきましても答弁させていただきましたが、町は介護保険法第117条に基づき、3年を1期とする介護保険事業計画を策定し、現在第4期介護保険事業計画に基づき、事業の円滑な推進に努めております。

この介護保険事業計画は、介護保険サービス及び地域支援事業を実施するための計画で、必要なサービスの内容や量を把握して、サービス提供体制を整えようとするものであり、特別養護老人ホーム等の整備につきましては、介護給付費や保険料に直接影響するものでもあることから、県の高齢者保健福祉計画及び町の介護保険事業計画に盛り込んでいくことが必要となります。

介護保険事業も発足して11年目を迎えておりますが、町内には社会福祉協議会のほか民間の介護サービス事業者も生まれ、現在2カ所目の小規模多機能居宅介護事業所も建設中という状況にあります。

次期介護保険事業計画の策定に向けた計画の見直しにつきましては、平成22年度中に一般高齢者及び在宅認定者に対する調査分析を行い、その後、その結果を踏まえ、今後の介護サービスの受給動向や保険給付費の予測、保険料負担額の設定など、町の保健福祉サービス推進協議会等での議論が必要であると考えております。

昨年12月に事業主体である特別養護老人ホームあかいしの郷に確認したところ、現在特に増床する計画はないと伺っておりますので、今後審議する中で必要となった場合には、あかいしの郷とも協議していきたいと考えております。

また、低所得者に対する保険料の軽減につきましては、第4期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の介護保険料及び保険料負担段階の見直しや、介護保険法施行令及び介護保

険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の公布により、低所得者対策といまして、第4期におきましては、保険料負担段階第4段階で課税年金収入額と合計所得金額の計が80万円以下の方につきまして、その基準額に乗じる割合について軽減を図ることができることとなり、保険料負担段階の見直しにより、保険料の軽減を図ることができることになりましたので、本町におきましても、旧第4段階に新たな段階を設けるとともに、旧第5段階のうち、本人の合計所得金額が100万円未満の方の段階及び旧第6段階のうち、本人の合計所得金額300万円以上の方の段階を設けることにより、低所得者対策の一環として実施するとともに、第9段階の合計所得金額が300万円以上の方に応分の負担をお願いしているところであります。

また、保険料の減免等につきましては、町介護保険条例に定めており、災害により著しい損害を受けた場合や心身に重大な障害を受けた等について、必要があると認められる場合に保険料を減免または徴収を猶予できることになっております。

町では、現在第4期川根本町介護保険事業計画に基づき介護保険事業を実施しているところであり、今後も計画の基本理念、元気な高齢者が多いまちを目指し、高齢者がみずからの健康を守り、地域で生きがいのある生活を送ることができるよう自立支援と介護予防の推進を図り、将来必要となるサービス提供体制を計画的に整備し、介護保険事業の円滑な推進が図られるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、自殺の実態と防止策についてということでございます。当町の自殺者数は、県が取りまとめている人口動態統計によると、平成16年6名、17年3名、18年2名、19年2名、20年3名となっております。

当町の自殺防止施策については、平成20年度からいやしの里診療所、竹内医師を中心に自殺予防対策チームを立ち上げ、地域住民への啓発活動を行う1次予防活動、うつ病状態の早期発見、早期治療対策に取り組む2次予防活動、自死遺族へのフォローを行う第3次予防活動に取り組んでおります。

1次予防活動では、啓発用パンフレットの配布、広報紙への定期的な掲載などにより啓発活動を行っており、2次予防活動では結核検診時に3項目の心の健康チェック表によるスクリーニングを行い、必要者には家庭訪問等を行い、早期治療につなげております。

3次予防活動としては、いやしの里診療所で、グリーフワーク、こだまの会を立ち上げ、自死遺族の心のケアを行っている状況にあります。

内閣府や静岡県においても睡眠キャンペーンにより、2週間以上眠れていない方のかかりつけ医につなげる方法により、うつ状態の早期発見、治療を行い、自殺対策につなげる対策を行っておりますが、当町においては2年間の取り組みにより、うつ状態の早期発見、早期治療については成果が上がってきていると思われます。ただ、それだけで自殺予防対策が図られるというものではないことも認識しております。

医療にかかった後のフォロー、心の健康状態の把握を初め、訪問による状況の確認や相談支援、必要に応じ専門機関へ適切な受診へいかにつなげていくかが大きな課題ではないかと考え

ております。

町の自殺予防対策は緒についたばかりであります。今後行政を初め民生委員、福祉関係団体、地域コミュニティーなど多くの方のかかわり、見守りの充実を図るとともに、自殺予防啓発活動を通じ、うつに対する意識啓発を広く行うことにより、早期発見、早期治療を行うことを継続して実施することにより、自殺予防につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○ 10 番（鈴木多津枝君） 3 点目の就学援助。

○ 議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○ 教育総務課長（山田俊男君） それでは、鈴木議員の 3 点目の質問にお答えします。

就学援助費制度による援助の目的は、日本国憲法第26条、教育基本法第3条、学校教育法第25条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とし、本町においては、川根本町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱により、教育委員会で審査の上、認定をし、支給を行っております。

御質問の2004年度国庫負担額と昨年の交付税算定額についてであります。国庫補助金は19万5,000円、昨年の交付税算定額は81万8,000円です。なお、2005年度、つまり平成17年度からは、議員御指摘のとおり準要保護世帯の就学援助費は国庫補助対象から外れました。

次に、2004年度以降の受給実績であります。年度、認定世帯数、小中学校別の児童生徒人数、それぞれの支給総額の順で申し上げます。2004年度旧中川根町では5世帯、小学校7人、支給額42万4,140円、中学校3人、支給額31万5,361円。2005年度、5世帯、小学校8人、支給総額54万7,760円、中学校3人、支給総額24万3,556円。なお、旧本川根町には2004年度、2005年度とも該当者はありませんでした。続いて2006年度、8世帯、小学校5人、支給総額27万2,631円、中学校4人、支給総額39万5,976円。2007年度、9世帯、小学校5人、支給総額35万7,852円、中学校5人、支給総額46万2,282円。2008年度、9世帯、小学校4人、支給総額23万9,309円、中学校7人、支給総額64万9,336円。2009年度、11世帯、小学校6人、支給総額34万5,251円、中学校8人、支給総額74万8,127円。いずれの年度も児童生徒がいる家庭での要保護世帯はございませんでした。

次に、3点目の御質問の給食費未納世帯に就学援助受給基準以下の世帯がどのくらいあるかの質問であります。平成20年度末においては3世帯であります。

4点目の新年度における制度の周知についてのお尋ねでございますが、今年度におきましても、町内各地区民生委員、児童委員の方々には協議会の席上、説明を申し上げ、該当と思われる世帯把握をお願いをいたしました。

町内小中学校の校長会においては、児童生徒が気まずい思いをせず、安心して授業が受けられるよう、常に状態を観察した上で申請するよう指示してまいりましたし、該当者と思われる世帯の事前調査の依頼を実施してまいりました。また、町ホームページでも制度のお知らせを

いたしております。

故澤村教育長がどのようなお考えでおられたか知るすべもないわけではありますが、私は現在の経済情勢の厳しい状況あるいは不況の影響による家庭生活の不安定な状況は、今後もしばらく続くものと思われますので、現に新聞報道等でも全国的に申請者が急増していると報じられております。他市町の状況をもかんがみ、収入の制限基準の見直しと、その時々合った対応をするべく検討が必要であろうかと思っております。

以上であります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 再質問をさせていただきます。

最初の核兵器廃絶、平和の町宣言については、町長からとても心強い答弁をいただきまして、本当に板谷議長からも6月でということとやるということとありませんけど、議会に投げかけてくださるという言葉をいただいておりますし、議会の皆さんもきっと先ほどの町長の答弁で心を促されているというか共感されている方も多いんじゃないかと、私はこれからの進めていく方向を楽しみにしたいと思っております。ありがとうございます。

それで、2点目なんですけれども、特養あかいしの郷のことを聞きまして、本当はこれ質問に出さないつもりで消したつもりだったんですけど、メモリーに残ってしまして、間違っていました。本当は6月議会でやりたいと思っていたんですけど、本当に準備不足で申し訳ないと思っています。

私のほうも12月に質問して以来、ほとんど動いていません。あかいしの郷の責任者にお会いして話を聞きたいとずっと思いながら、それさえもできないでおります。でも、町長の方からきちんと受けとめていただいて、県の高齢者福祉計画、町の保健福祉計画、介護保険事業計画、こういうものに入れなければ、盛り込まなければならないというのは私も重々承知しておりますので、これからそういう委員会も開かれると思いますし、ぜひ盛り込んでいけるようにしたいなと思います。

そこで、少し再質問で実態を教えてくださいんですけど、まず最初に待機しておられる方々、この前の質問では54人ぐらいと言われたんですけども、そういう方の中で、今すぐにも、どうしても施設へ入所しなければならないという状況が起きた場合にはどのような対処法をされるのか伺います。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） 質問にお答えします。

待機者につきましては点数制度で優先順位というんですか、そういったものが決められております。そういった方への優先順位の決め方等につきましては、施設の中で検討する段階において、町も加わった中でいろいろ議論しているところでございます。必要に応じて緊急度が上がってきますとポイントも上がりまして、順位も上がるというようなシステムになっておりますので、状況により判断させていただくというふうなことになると思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） そういう場合に、状況により優先度が上がっていくというんですけど、緊急な場合には大体どれくらいの待ち日数で入れるんですか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） 施設は大体満床の状態でありますので、やはり空きがないと確保できないという現実もありますので、いつ入れるかというようなところは、そのケースによってちょっと分かりますけれども、優先順位が高ければ即というような形で対応できると考えております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 空きがなければ即対応ができないんじゃないでしょうか。そういう場合にどういう対応をされるんですか。あかいしには入れないけれども、どのような対応をされるのでしょうか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 介護保険の長期入所については、圏域というものがあまして、この圏域はいわゆる旧北榛原地区、いわゆる本川根管内で言いますと本田山、それから常葉、あかいし、金谷、この4施設があるわけなんですけれども、こういう中で連携をとり合うということも当然出てきますので、そういう事業所間ではありますけれども、いわゆるこの圏域の中を地域付加算等もございますし、旧4町が資金につきましても援助をしてきたという経緯がありますので、そういう位置関係にございます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） そういう圏域の中でも見つからないというときもあると思うんですよ。二人暮らしの人が例えばかなり重い人を家で見えていたけれども、見ている人が例えば見られなくなった状態、こういう緊急な事態のときにどういう対処をされるのかということで、私はよく老人保健施設が紹介されるというのを聞くんですけれども、老健施設というのは入所をしようと思ったら、どれくらいかかりますか、お金が。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 老健施設もですね、治療に関する、いわゆるここと言えばエコトープ関係とかですね、そういう関係になってくるわけなんですけれども、これは緊急避難的に入所する。ただ、これも通常の一般の入所と同じように基準点数がございますので、その点数の中で処置されていくということになります。

もう一点ですね、そういう場合もない場合はじゃどうするかということがありますけれども、ケースワークというんですか、ワーキングの会議等によってショートステイの緊急避難的なものもございますので、そういうようなものを多面的に使いながら処理をしていくということになります。

- 議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。
- 10番（鈴木多津枝君） 老健施設は、例えば福祉法人が行う施設の低所得者への軽減というのがあるんですけども、老健施設にはありますか。
- 議長（板谷 信君） ちょっと休憩をとります。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時46分

- 議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。
企画課長。
- 企画課長（羽根田泰一君） 1つ訂正をお願いします。先ほど小藪議員の質問の中にありましたふるさと納税の、平成20年度には10名の方々に御寄附いただき、総額120万7,000円と答えましたが、大変恐縮ですけど、102万7,000円と訂正してください。よろしくお願いします。失礼しました。
- 議長（板谷 信君） それでは、一般質問を再開します。
福祉課長。
- 福祉課長（柴田光章君） すみませんでした。老健施設の減免の関係でございまして、居住費、食費ですね、こういった形の負担限度額に関して減免措置があるということでございます。よろしくお願いします。
- 議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。
- 10番（鈴木多津枝君） 大変何かわからないことを聞いてしまったようですけど、私が聞いたかったのは、老健施設には特養みたいに福祉法人が行う低所得者への2分の1の軽減はないだろうということを確認したかったんです。今の答えはどちらなのでしょう。あるかないかで答えてください。
- 議長（板谷 信君） 福祉課長。
- 福祉課長（柴田光章君） 老健施設につきましては、介護関係の施設とは異なりまして、社会福祉法人の関係の減免措置はないと理解しております。
- 議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。
- 10番（鈴木多津枝君） それでですね、なぜこういうことを聞いたかといいますと、先ほど緊急の場合にどうするんですか、空きがないときにどういう対応をしますかということで、担当課長からは、副町長からも圏域内で何とか施設を見つけたり、あるいは地域でそういう介護してくれるようなサービス、訪問みたいなものができるでしょうというふうな、ちょっと気楽なふうに聞こえたんですよ。実態はそうではなくて、本当に自分の経済的な力と、それから何ともできないという、受け入れてくれる特養がない。なぜなら特養は先ほど言いましたように、

低所得者に対しては軽減があります。だけど、ほかのところだとそういうことがなくて、なかなか自己負担が高くなるから、本当にもうそのことで苦しんでいるという言葉がたくさん聞くんですよ。だから、町長も特養を計画に必要なだと思えば盛り込んでいかなければ進まないんだというふうに言われましたけど、これから見直しの中で、やはりそういう実態があるということとを訴えたいなということで、聞きました。質問させていただきました。

もう一点、もし答えられるんでしたら、わかっていれば答えてください。わかっていなければ、わからないで結構です。老健施設における待機状態、老健施設だったら今すぐでも入れるように空きがあるんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） すみません、老健施設の関係の待機情報についてはちょっと把握しておりません。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ぜひ高い老健施設でもなかなか入れない状態になっておりますので、やはり特別養護老人ホーム、せっかく地元にあるわけですから、一番自己負担も安くて利用することができます。ぜひ積極的に施設の方はそういう計画はないと言われているかもしれませんが、実際には個人的にはそういう動きを行政のほうでつくってくればという期待の声も寄せられていますので、県のほうも、国も待機者解消ということで、補助も予算もつけてありますし、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、今度は介護保険料の減免のことをお聞きしたいと思います。

1年以上、介護保険を滞納されておられる人、1年以上といたしますが、20年度の決算でしかわからないわけですが、これも数字ですので、通告していないから、もしかしたらわからないかなと思いますけれども、私が調べたところでは、人数の説明がなくて、金額で決算書に250万円が現年の……あ、過年度というか繰越滞納になっていまして、現年度分で、20年度の現年度分で50万円近い滞納がありました。もしこの中で長期滞納者が、大体どれくらい介護保険料の長期滞納者がおられるのか、把握していたらお答えください。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） 平成20年度の滞納状況でございますけれども、現年度が25人で59万1,000円、過年度が46人で189万5,200円、合わせて248万6,300円という状況でございます。議員から話がありましたように、長期的に滞納している方がどの程度の割合かというデータは今持ち合わせておりません。今、申し上げましたように、単年度で25人の滞納状況が生まれているということから、合わせて46人の過年度もございますので、そういった数字から大体滞納状況を考えていただきたいと思いますというふうに考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） なぜ滞納状況を聞くかといいますと、滞納を1年以上すると、自己

負担、サービスを受けるときに、自己負担が10割負担になって、全く介護保険のサービスを受けられない状態が出てくると思うんですけれども、以前そのことを確認をしたら、長期の滞納者にそういう人はいませんよという説明だったんですけれども、今もそうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） 現在におきまして、特別そういう対応はとっておりません。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 対応をとっていないということは、長期の滞納者にも要介護状態の方はいらっしゃるけれども、10割負担のペナルティーはかけていないということですか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） そういうことでございます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） それでは、町長の答弁にもありましたけど、減免について、介護保険条例でも減免が規定されているという御答弁でした。介護保険条例第12条に減免の規定があります。1、2、3、4、5というふうにありますけれども、何人これまでにこの減免規定で対応されたか、減免されたかお答えください。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） 条例の減免対象ですけれども、これまで該当はなかったと考えております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 減免をしてもらいたいという申し出といたしますか、相談もなかったんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） ええ、あの……どこまでさかのぼったらいいかちょっとわかりませんけれども、私の知り得る範囲内ではございません。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 確かに減免規定というのは大変な天災、災害とかあったとき、亡くなられたとき、いろいろ特別な事情、失業、廃業とかいうことで、なかなか当てはまらないこともあるかもしれないんですけれども、介護保険料はかなり高いわけですね。特に低所得者にとっては最初に言いましたけれども、50%以下の率が、基準額の50%以下がないわけです。生活保護者もというとおかしいわけなんですけれども、生活保護者の場合は支給されますので、介護保険料が別に。でも、その方々よりもっと少ない収入の方でも、50%は、基準額の50%は自分で納付しなければならない。そういう法律になっていますので、決まりになっていますので、減免をきちんと行うということは、町長、命を守りたいということでまちづくりのすばらしい方向を示されたわけなんですけれども、こういう点でも減免のもっと周知を図って、苦しいと

きには相談に来れるようにということでやるべきではないでしょうか。その周知についてどのようにされているのかお聞きします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） 減免制度の周知ということでございますけれども、介護保険ばかりでなく、税の関係、ほかの関係でも同じでございますけれども、大体同じような規定がございます。そういった中で、各制度ごとに周知を図っているというように考えております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） すみません、最後のところをもう一度言ってください。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） 制度ごとに同じような規定がございまして、制度ごとにやるというんですか、周知を図っているという状況でございます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） どういう周知を図っているかをお聞きしたんですけど、お願いします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） 長期に滞納等があった場合には、内容の説明というようなことで、個々に対応しているという状況であります。介護保険に関してはそういう状況でございます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） もっと公に広くこういう制度がありますよというチラシなどの配布とか、そういうのはやったことはないんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） あ、これまで制度はありますけれども、その周知の方法につきましては、これまでやはり若干少なかったなというようなことは考えております。今後そういった面での周知を図っていきたいと考えております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 自殺の防止策、当町はかなり進んでいるんじゃないかという町長の答弁だったんですけども、確かに竹内先生が見えられてから、1次予防、2次予防、3次予防ということで取り組みが進んでいることはとても心強いわけですけども、でも、私は最初に経済的な理由からという前置きをして質問をしました。こういう経済的な理由で相談に来られることも町の方には結構あると思うんですけども、そういう人たちに対してどのように対応しているんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） いろいろな相談内容に応じて対処しておりますけれども、保険料の納付等に関しまして、相談が実際上がってくれば、それなりに町としても対応はしますけれども、まだそこまでケースは余り私はタッチしたことがございませんので、状況をはかりかねま

すけれども、制度がある以上、状況に応じてはそういう申請をしていただくという手続になります。

以上です。

- 議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。
- 10番（鈴木多津枝君） 介護保険料の率、所得段階、50%以下がないということを先ほどから何回か言っているんですけども、そのことについて町長はどのようにお考えでしょうか。
- 議長（板谷 信君） 町長。
- 町長（佐藤公敏君） 制度的な問題を十分理解しておりませんが、代わって副町長に。
- 議長（板谷 信君） 副町長。
- 副町長（小坂泰夫君） 介護保険はですね、やはり現行の制度の中ですね、介護保険料をもって補うというんですか、充てることになっておるものですから、その中で先ほど担当課長が言いましたようにですね、軽減措置等がございますので、それについてはですね、今後周知はなるべく図っていきたいというふうに思いますけれども。
- 議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。
- 10番（鈴木多津枝君） 担当課長に聞いたのは減免のことです。今お聞きしたのは、介護保険料の率が50%以下がないということ。どんなに所得がなくても、50%が最低なんです。そのことをどう思われるか。当然だ、それではないかと思われるのか。いや、島田市なんかは25%の部分の設けたりしています。そういうことも当町としても考えようというお考えがあるかどうか、その点をお聞きます。
- 議長（板谷 信君） 町長。
- 町長（佐藤公敏君） そういう先例があるということでもありますので、検討はさせていただきます。
- 議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。
- 10番（鈴木多津枝君） 就学援助制度なんですけれども、教育総務課長からかなり詳しく御答弁があったものですから、もう少しお聞きしたいのは、当町は就学援助制度、以前は生活保護費の1.5倍を目安に所得が、それ以下の人に対しては就学援助費の対象とするということになっていたんですけども、全国的に。今、それを下げて、1.3倍とか、もっと厳しくしている自治体も出ているんですけど、当町はどのようになっているのでしょうか。
- 議長（板谷 信君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（山田俊男君） 先ほど申したかと思いますが、要綱の中に第5条の中で、生活保護法の基準に基づいて、前年度の収入額が当該年度の需用費の1.3倍ということで、1.3倍という規定がございます。
- 議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。
- 10番（鈴木多津枝君） 1.5倍に広げれば、もう少し対象者が広がっていくんじゃないかと思うんですね、引き上げれば。1.3倍に下げた理由は、山田課長はそこのところは知らないでし

ょうけれども、どういうふうに考えておられますか。先ほど最初の答弁でも経済的に厳しい状況になっているということで、いろいろ門戸を広げることも検討したいというふうにありがたい答弁があったんですけれども、そこはまず最初に周知を図ることと、1.5を……あ、1.3を1.5に引き上げるとか、具体的な実効ある対応が必要だと思うんですけれども、そのことについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（山田俊男君） 今お話がございましたように、1.3倍にした要綱の根拠というのは私は認知をしておりません。今御意見があったように、1.3倍以上にする考えはないかということでございますが、先ほど、あの、先の答弁で申し上げましたように、経済情勢あるいは不況の中で、各世帯においての状況というのは非常に厳しいものがあると思います。例えば、学校に行って子供の様子を見ると、ちょっとやっぱり気まずい思いをされるんじゃないかなという児童が、特に服装等については感じられるところもあります。

今の御質問ですが、1.3倍の基準をそのまま設けているところよりも、近隣の市町で申し上げますと、もう少し1.4倍、1.5倍というような市町もあるようでございますので、先ほど言いましたように、そこら辺も含めて、その時代、その時代に、時代というよりも時々合った対応をするためには検討が必要ではないかと。またこれは予算的なこともありますので、そういったことも含めてですね、検討する必要があるのではないかというふうに思います。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 就学援助制度というのは一般財源化、準要保護の方が一般財源化されたということで、かなり自治体には見えない財源になってしまったわけですがけれども、それでも門戸を広げて、そういう子供たち、家庭を救済できれば、本当に国から交付税で措置されるものですし、町にとっても生活が安心してできる家庭や子供たちができるということですので、ぜひ門戸を広げていただきたいなと思います。

それで1点、学校給食を滞納されている方の中に、就学援助受給基準以下の世帯が3世帯、平成20年末であるということですがけれども、この方々についてはどのような対応をされるおつもりでしょうか。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（山田俊男君） 先ほど申しましたように、20年度末で3世帯ございました。その方につきましても、特に学校における状態等も学校長によく観察するようにというようなこともしましたし、未納についてはですね、その方々と面会を直接しまして、納付方法等についての助言をいたしております。また、学校教育……ごめんなさい、給食センターの方との連絡をとって、納付に努めるよう、あるいは分納といいますか、分けても納付に努めるようにというようなことを指導しております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

- 10 番（鈴木多津枝君） そちらの方を聞いたつもりはなかったんですけども、そういう 3 世帯の方々、就学援助の受給者でしょうか。
- 議長（板谷 信君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（山田俊男君） 対象者でございます。
- 議長（板谷 信君） 10 番、鈴木君。
- 10 番（鈴木多津枝君） 今の答弁を聞いて少しほっとしました。さすが小さい町は目が行き届いているなというふうに安心したんですけども、多分違うと答えられたらどうしようと思いいながら聞きました。

最後の質問になるかなと思いますけれども、先ほど聞き逃した介護保険条例の減免規定のことなんですけれども、1 番が災害などで著しい損害を受けた場合、2 番が死亡、長期入院などの場合などで収入が著しく減少した場合、3 番が廃業、失業により収入が著しく減少した場合、4 つ目が干ばつや冷害、凍霜害など、農業とか漁業によって収入が著しく減少した場合、そして質問したいのは、最後の 5 番目のその他町長が認める特別の理由があるときということなんですけど、ほかの例えば固定資産税も国保税も多分減免規定を適用した経験というか実績はないんじゃないかと思うんですけども、このその他町長が認める特別の理由があるときというのをどのように考えておられるのか。実際、実効ある減免規定にするためにはこのところを具体的に要綱が何か設けて、どれくらいの生活状態だったら減免の手続というか、受け付けをしますよというふうなことがないと、なかなか、町長がその場で大丈夫、大丈夫というか、いいですよというふうな判断をされればいいんですけども、ある程度の目安が必要だということで、以前国保税だったかに規定を設けたことがあるんですけども、そのことについて検討をされた経過があるかどうかお聞きいたします。

- 議長（板谷 信君） 町長。
- 町長（佐藤公敏君） 検討した事実は全くないです。というよりも、期間もまだ短いですし、ただ、今言われた前の 3 項、この中にかなり拾えるんじゃないかなというふうに今のお話を聞いていて伺えました。それで、それに含まれないもので、なおかつ町長の判断ということでありますので、町長の判断以前の段階で、かなりクリアできるんじゃないかなというふうには思っておりますけれども、そういう事態がもしかして発生いたしましたら、その一つの類型化したものをつくるということではなくて、その都度のいろいろな事情もあろうかと思っておりますので、その判断の中で対処していきたいなというふうに思っています。
- 議長（板谷 信君） 10 番、鈴木君。
- 10 番（鈴木多津枝君） とっても、今まで質問した中では、過去の町長の中ではとても前向きな答弁だったと思います。そういう姿勢が町にはあるんだよということをお知らせをしていきたいと思うんですけど、行政の方もどのような周知をされるかももう一度確認をしたいと思います。
- 議長（板谷 信君） だれでしょう。

福祉課長。

- 福祉課長（柴田光章君） 今の質問でございますけれども、介護保険料に関しましては、ある程度の基準を設けてございますので、状況により対応したいと思っておりますけれども、なかなかこういった内容を広く周知するという筋合いのものではないと考えておりますので、今後こういった周知方法があるか、検討しながら進めていきたいと考えております。
- 議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。
- 10番（鈴木多津枝君） 先ほどから言っているんですけれども、介護保険料というのは最低でも50%、基準額の50%しか下がらないものなんですよ。それは多分今基準額が3,530円ですので、半分ですから、千七百何十円ぐらいしか下がらないんですよ。ところが、払わなきゃいけない人たち、全く収入がなくても、年金が1万5,000円以下でも自分で払わなければいけない。1万5,000円あればもう何も言われなくても年金から天引きされてしまう制度なんですよ。どうやって生活していくのか。

私はもう介護保険制度ができたときから、このところが、確かに介護保険制度できて、サービスが沢山できて、困っている人たちがサービスが受けられるようになって、助かるところはたくさんあります。でも、本当に介護も受けられない、そういう低所得者がただただ保険料だけは有無を言わず取られている。天引きされている。払わなければならない。そういうことに対して行政ももう少し私は町民の立場に立って考えていただけるんじゃないかなということで今回質問をしたんですけれども、なかなか担当課長からそのような気持ちが伝わってこないんですけれども。例えば、このことが経済的な理由から自殺や、それにつながりやすい精神障害に陥る人が増えていますという最初の質問の通告はここにあるんですよ。経済的な理由から人にもなかなか言えないけど、収入がなくてどんどんお金が引かれて、生活をしなければいけない、そういう人たちを行政がどのように救済していくのか、私は行政は防波堤だと思うんですね、住民の暮らしを守る。だから、そのところでどのように対応するのかということで、周知を図らなければ、町民に伝わるわけがないんじゃないでしょうか。困った人たちが駆け込めるところにしていかなければならないと思うんですけれども、何かの形で余りこういうことは公に広げること、お知らせすることではないというのではなくて、やはり何かの形でお知らせをしていくべきだと思うんですけれども、もう一度答えをお願いいたします。

- 議長（板谷 信君） 副町長。
- 副町長（小坂泰夫君） ただいま御質問のようにですね、非常にこれは重要なことでもあります。ですので、保険料の納付書を配布するときの広報とかですね、それとか地域包括支援センターの相談とか当然、それから保健師訪問とかありますね。そういうような折にですね、そういう制度周知を図って、なるべくそういう方のないようにですね、広報をしていきたいと思えます。
- 議長（板谷 信君） これで10番、鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

続いて、2番、太田侑孝君の発言を許します。2番。

- 2 番（太田侑孝君） 2 番、太田侑孝です。通告したとおり、行政改革と茶業振興のための足元緊急対策、その他の農政ということの 3 点につきまして質問させていただきます。

町の行政改革の中では、特に平成20年度に前町長から行政改革推進委員会に諮問されました、そして答申を受けた 6 つの公の施設のあり方について継続して取り組んでおるわけですが、佐藤町長におきましては、昨年の21年12月 1 日の行政改革推進委員会の冒頭での新町長のあいさつと、それから12月議会で私の一般質問に答えられましても、答申に沿った形で取り組んでいくと明快に述べられております。また、その 6 つの施設の取り組みの進捗状況につきましては、その当時海洋センターと農林業センターは答申に沿った取り組みがされているが、そのほかの 4 つの施設については、関係者への説明並びに答申内容の調査、検討にとどまっているというような答弁がされております。

繰り返すようですが、この答申の中にある 6 つの施設の関係につきましては、この運営の改善、改革をもちろん進めていってほしいわけですが、町の直営でやっていくのか、あるいは指定管理者制でやっていくのか、また施設を売却するか、あるいは廃止するかという、相当厳しい内容で答申されているわけでありまして、川根本町の行革の象徴としても町民の注目するところでもありますので、どうぞ厳しい姿勢で対応されるよう望んでおるところでございます。

そうした中、いよいよ22年度の事業計画あるいは予算が組まれて進行しておりますが、いわば佐藤新町長の本格的な行政がスタートしようとしておるところでございます。その後、この 6 つの施設の関係者への説明及び調査、検討は今現在どのような進捗状況にあるか、また22年度からの新年度の中でこの答申に沿った達成までの計画がどう計画されているかという点についてお伺いをいたしたいと思います。

2 目のお茶の関係でございますが、私は足元緊急対策というふうにうたっております。いくなれば、今年のお茶の販売と売れ行きの見通しについては相当厳しい情報が流れておりますけれども、特に J A の茶業センターの全量買い取り方式からあっせん扱いというようなことも流れておりまして、大変不安感が漂っております。特に数字的に言いますと、確かなところではありませんけれども、このセンターも30万kgぐらいの受け入れの前後が非常に勝負どころということで、27、8万kgは大体販売見通しがつくだろうけれども、それ以上のものについては進むものとか、強葉化したものについてはなかなか売りが難しく、あっせんになるだろうというようなことで、大変不安感が広まっております。そういう面では相場の下落も当然ついて回るわけでありまして、非常に心配しております。そうした中、3月6日に開催されました茶業者大会には大変多くの、まさしくこの川根本町の茶業を支える大勢の皆さんが出席されておったわけでありまして、大変同じようにことしのお茶の成り行きには心配しております。この川根茶始まって以来の緊急事態じゃないかなというような感じは漂っているというふうに私も感じておりました。この茶業振興協議会の団体組織と行政の支援と、あるいは J A の支援ということもお話が出ておりましたので、緊急対策上、連携したことが行政上できないか

ということを町長にその茶業危機を踏まえて支援策についてお聞きしたいところでございます。

また、この茶業者大会を主催した川根本町の茶業振興協議会は、町長がもう兼任といいますか、トップで陣頭に立っておるわけでありまして。陣頭で町長が述べられた茶業者大会でのあいさつは、ほとんどがこの中国の友好とお茶の関係が中心に皆さん関心を持って聞いていたところでありますけれども、逆に言いますと、この茶業者大会に出てきていらっしゃる中核の皆さん方に事前にどのような話をされて、相談をされて、そういうような企画になってきたかという、私はいわば事業の企画の組み立て方、そのプロセス、手続というものが非常に私は大事だと思うんですね。そういう点では、予算の単なる数字以上に地元での茶業界の皆さんとの連携ということは欠かせないものだというふうに私は思いますが、その中で、逆に22年度の茶業推進対策費というのが1,796万9,000円の予算で、対前年比510万7,000円の減という数字になっているんです、表向き、数字上は。しかも中国の関係が全部で1,499万何がしという非常に大きな予算を組んでおりまして、大変むしろ幾ら市場開拓といえども違和感を感じるような状態であるということで、大変納得できる説明がどの程度できるのか。特にこの茶業者大会の皆さんにどう説明されるかというような点をお聞きしたいと思っております。

3つ目のその他の農政につきましては、今の現状からいきまして3つに絞っております。それは耕作放棄地、とりわけ茶園の放棄地、放棄茶園が多いと思うんですけれども、報告によりますと、町内で26あるいは27haくらいあると。筆数で578ということですから、大変大きな面積になっております。その実態調査をおやりになっているということでございますが、その状況、対策についてどのようにお考えになっているか、あるいは有効利用まで含めてお考えになっているところをお聞きしたいと思えます。当然放棄地をどうするかということに伴って転換作物ということが検討として出てくるわけでありまして、特にこの川根本町の状況、環境に合った奨励作物あるいはそれに対する助成措置というようなことが産業課の指導方針としてどのようにつくられておるのか、考えられておるのかをお聞きしたいと思えます。

もう一つは、同じような農政で、菌床しいたけの件が去年は話題になったわけでありまして、内容的にはこれはもうハウス農業とういうかビジネス農業ということで、大変生産から販売、流通までマネジメントされた経営として順調に推移していると思えます。そういった点からいきますと、転換作物がかなり川根本町の中でも出てきておりますので、そういったものをどう育てていくか、あるいは茶園についてもそうなんです、一昨日テレビにも静岡市でやっておりましたが、農業生産法人化の推進ということが出ておりました。やはりビジネス的に法人化していくということがどういう指導ができるか、あるいはJAP、ジャップの話が出ております。ティージャップの取得指導あるいは費用の助成が必要だと思えます。こういった一連の農政について町長のお考えを伺いたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 太田議員の一般質問にお答えいたします。

公の施設のあり方、この答申についてであります。公の施設のうち、6施設について平成20年度に行政改革推進委員会に対し、町長の諮問として調査、審議を求めた経緯がございます。対象の施設は資料館やまびこ、文化会館、本川根B & G海洋センター、奥大井音戯の郷、フォーレなかかわね茶茗館、農林業センターであります。

この6施設を諮問した意図は、直営で管理を行い、職員を配置し、年間の維持管理費も多額である施設に絞ったものであります。答申は平成21年2月20日に答申書の形でまとめられました。私も諮問、答申の有無にかかわらず、施設の必要性や効率性等の検証は常に必要と認識しておりましたので、答申に沿った施設のあり方で見直しに取り組んでできましたし、これからも取り組んでいきたいと思っているものであります。

それぞれの施設の答申の概要、平成21年度の取り組み、進捗状況、答申に沿った達成までの計画について、それぞれの施設について申し上げます。

まず順番に申し上げます。最初にB & G本川根海洋センターについてでございます。答申の概要としては、設置目的はスポーツ振興であり、目的に沿った利用がなされているが、十分に利用されているとは言えず、特定の利用者に偏っていると思われる。社会体育施設としての機能に加え、保健・福祉施設としての機能を担わせるのが施設の有効利用を図る上で望ましい。役場内の複数の部署間の連携を図りながら計画を策定し、事業を構築していく必要があるということから、当面の運営体制としては直営で運営することが適当と考えられるとの答申をいただいております。

生涯学習課としての取り組み、進捗状況については次のように対応しております。

関係する社会教育施設運営委員会への行政改革推進委員会の答申内容と課題としての取り組み方針の説明を実施しました。そのような課としての取り組み方針の説明を実施しました。そのような中、現在は関係する福祉課、生活健康課との連携、協力のもと、高齢者福祉、高齢者介護予防事業も実施しております。今後においてもスポーツ振興推進事業や保健福祉事業としての機能も発揮できる事業を関係課と協議して進めていきたいと思っております。

次に、文化会館施設についてであります。答申の概要としては次のとおりであります。

様々な機能が同居している施設であるので、指定管理者制度は導入せず、現在の直営体制に自主事業部分に事業パートナーを導入して事業推進を強化するとの答申がありました。

生涯学習課としての取り組み、進捗状況については次のように対応しています。

関係する社会教育施設運営委員会への行政改革推進委員会の答申内容と課としての取り組み方針の説明を実施しました。そのような中、事業パートナーを導入するということで、静岡県文化財団との協議、調整を行いましたが、不調に終わってしまいました。新たなパートナーを探すということで、現在は常葉大学本部との情報交換を進める中で事業推進内容を模索中であります。そのほかにもホームページで事業パートナーの公募も検討していきたいと思っております。

次に、資料館やまびこについてであります。答申の概要としては次のとおりであります。

施設としては、ダム建設に伴う地域のための記念施設とともに、観光としての期待もあったが、設置目的を見直し、当資料館を川根本町全体の歴史、文化的アイデンティティの核としての戦略的機能を果たすための施設として位置づけ、収集、保存、研究、展示、教育普及の資質向上を図る。そのためには、学芸員、これは客員でも可ということではありますが、の雇用を確保し、計画的な取り組みが行われるようにする必要がある。教育委員会との連携を深め、町内学校教育における郷土史、地域資源教育の教材、カリキュラムの提供や文化会館の講座の提供等を行う。運営はNPO等地域の運営組織をつくり、指定管理にゆだねるとともに、営業収入や助成収入獲得のための裁量幅を拡大し、経営的安定を図るとの答申内容でありました。

生涯学習課としての取り組み、進捗状況については、次のように対応しております。

関係する社会教育施設運営委員会への行政改革推進委員会の答申内容と課としての取り組み方針の説明を実施しました。そのような中、現在は町内学校教育においての利用促進を町内校長会の席上や町外から他事業で訪れる青少年団体への利用PRの実施、観光客へのコーススケジュール依頼、地元やまびこ応援団事業での当館の活用、文化財的な遺跡資料を展示することも視野に入れながら、現本川根中学校資料室にある遺跡の整理分別作業を実施したところであり、施設建設の経緯もあることから、地元関係者にも現状を伝え、情報交換しながら慎重に進めていきたいと考えております。

次に、奥大井音戯の郷でございます。奥大井音戯の郷は、教育、文化、産業及び地域の振興に寄与することを目的とし、この施設では、五感を通じ、体験ミュージアムとして、他では体験できない魅力の発信を行うことにより、都市との交流人口の増加を図ってきました。

行革委員会の答申では、観光目的のテーマパークにしても、社会教育施設としても中途半端であり、現状のままで存続は困難である。指定管理者制度を導入し、当初の設置目的にも掲げられた教育面での役割も担い、事業収入のための裁量幅を大きく与え、経費の削減を目指すとの答申を受けました。この答申に基づき、これまで現代アートを取り入れた先進地の視察調査をし、庁舎内での検討や行革委員長の片山教授、あるいは以前から音戯の郷に深いかわりを持っておられる神津先生のアドバイスをいただきながら検討してまいりました。

今後は、専門家のアドバイスを必要に応じ受けながら、庁舎内で施設の方向性及び構想計画をつくり、商工観光委員会に諮り、答申に沿った方向性を示していきたいと考えております。

フォーレなかかわね茶茗館は、地場産業の振興及び地域の活性化を図ることを目的とし、建設されたものであり、名称であるフォーレはフランス語で森林を意味し、町の緑豊かな環境を表し、新芽を表す芽を含めた茶茗は、町の基幹産業の茶を表しています。

茶茗館は、町の産業の宣伝施設、とりわけ地場産業であるお茶を中心に、宣伝、情報発信基地としてその役割を担ってきました。

行政改革委員会の答申では、茶茗館について、施設の設置目的である川根茶の情報発信基地として必ずしも十分でなく、現状の運営状況では、町が直接運営、管理をしなければならないだけの明確な理由が見出せないとの答申を受け、茶茗館でいろいろな事業を展開していただく

さる方々や、お茶の生産者、販売等の関係者に集まっていただき、意見聴取を４回ほど行ってきましたが、まだその方向性が見出せていない状況です。この中で施設の設置目的を十分に果たしていない、あるいは状況の変化、例えば地場産品の販売所、加工工場、道の駅指定など観光施設としての機能、そのように状況が変化していることもあり、再度設置目的を見直す必要がある等々意見が出されました。

今後は、この意見をもとに商工観光委員会に諮り、施設の目的の方向性を明確にし、その運営、管理体制を早急に決定していきたいと考えております。

農林業センターであります。行革委員会からの答申は、基本的な運営形態としては抜本的な変更を求めるものではなく、町の直営で運営することが適当と考え、直接的な実需者以外の町民にどのような形で貢献しているかを検証し、広く町民から理解を得られるようにしていく必要があるというものであります。したがって、目的である農林産物の育成改良及びこれらの個体、資料等を需要者に供給する業務を主眼に可能な住民サービスの提供にも努めていきたいと思っております。

答申を受け、今年度農林業センターの業務を広報紙やホームページに掲載しましたが、来年度も継続的に、これらの手段により広報に努めてまいりたいと思います。

次に、茶業振興策についてお答えいたします。

まず初めに、今年のお茶の販売、売れ行きの見通しについてであります。最近の茶業界を取り巻く状況は厳しく、年々緑茶の年間消費量が減少傾向にあり、今後も県内外の振興産地としての産地間競争や流通・消費スタイルの変化によるリーフ茶の消費低迷等の影響もあり、地域産業を取り巻く課題は大きいと思われます。

なお、茶業センターの買い取り方式からあっせん方式への変更であります。農協より各農家へあっせんでの取り扱い説明会を開催して周知されましたが、茶業センターで加工用原料とするものは買い取り、加工事業の拡大に努めるとの説明があり、その他のものがあっせんに回るものであります。

次に、組織の連携ですが、先日開催いたしました茶業者大会の主催は、川根本町茶業振興協議会になりますが、協議会は茶生産者関係、茶商関係、町、議会、農協、川根茶業協同組合、県等の指導機関で組織し、町の基幹産業である茶業の振興を推進していくための中核的役割を担い、銘茶川根茶がより一層消費者に喜ばれるように特徴のある茶の生産、各種品評会での調査研究及び各種支援等を積極的に展開することを目的としており、ピンチをチャンスととらえ、関係者が一同に連携していただいているところであります。

なお、現在川根茶の流通実態と川根茶に対する評価等に関する調査を実施し、川根茶の目指すべきマーケット及び新しい流通システムと川根茶の流通の実情を把握することを目的とする調査と、消費者の川根茶に対する嗜好、購入状況を明らかにすることで、消費者が持つ川根茶の商品イメージを把握するものであります。

また、集計、分析結果を踏まえ、町の茶業振興協議会内に設置した町農業振興実務担当者会

議を中心に、急激に変化している地域農業を取り巻く状況に迅速に対応していくため、今後の町農業振興の目指すべき方向、基本目標等を明確にした、川根本町農業振興計画、これは仮称でございますけれども、これの策定を進め、活力ある農業振興を目指していきたいと思っております。

次に、22年度予算、茶業推進対策費、前年度対比510万7,000円の減額でございますが、21年度町単独補助事業から国の経済危機対策や交付金事業への乗りかえ等により、22年度補助金要望額が少なかったことによる減額であります。また、友好都市関係に499万円、お茶戦略に1,000万円の予算を計上しているわけですが、先ほど小藪議員の御質問の際にもお答えしましたように、今後茶業関係者に対し、茶業推進対策、国外に対する戦略等の説明をさせていただき、御専門の立場から御意見を伺いながら茶業推進のための施策を進めていきたいと考えております。この件については先ほどの質問の中でもお答えしましたように、慎重にまずは合意形成を図っていかねばなりませんので、お話を伺いながら進めるべきか、あるいはほかの方向を目指すべきかも含めて考えていきたいというふうに思っております。

次に、産業課に茶業対策室を、ということでございます。

現在、農業室4名にて農業振興全般に対応をしております。22年度予算を計上してございますが、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域特性に即した農業振興を図り、農村生活の改善に資することを目的のため川根本町地域農業支援員を、これも仮称でございますけれども、川根本町地域農業支援員ということで職員を配置していきたいというふうに思っております。茶業対策室ということについては、また課内でいろいろ議論をしていただいて、茶業対策室にした方がよりお茶に対して鮮明に対応できるということであれば、名称等についても考えていってもいいのではないかとこのように思っております。

次に、農業政策としての3点の質問についてであります。

1点目の、耕作放棄地再生利用対策実態調査ですが、この実態調査は調査面積約27ha、調査筆数578筆において、再生利用の対象となる耕作放棄地について植生や農地の基盤、用排水路や進入路の状況を把握する作業、再生活動計画の資料となる荒廃程度の区分作業、耕作放棄地の所有者に対する意思確認等の意向調査作業等の調査結果をもとに、川根本町農業総合支援協議会において耕作放棄地解消計画を策定するものであります。

なお、国・県の耕作放棄地再生利用緊急対策に協調して、町の川根本町耕作放棄地再生利用対策事業費補助金を活用した各地区協議会が耕作放棄地の解消に取り組める体制を整備します。

2点目の、転作作物の現況、取り組みについてですが、現行の川根本町特産物振興事業費補助金の中の奨励作目は、茶、わさび、柿、しいたけ、たけのこ、栗、柚子、ブルーベリー、山菜類及び淡水魚介類を言います。近年、茶はもちろんですが、柚子、ブルーベリー等の補助が多く、10a当たり25万円を上限に2分の1の補助をいたしております。なお、耕作放棄地の転換作物の指定作物はありません。

3点目の、アグリマネジメントの取り組みについてであります。

21年度菌床しいたけ施設整備事業において、生産から流通までを取り組みましたが、今後も国・県等に中小企業者と農林業者との連携による農商工連携事業、茶の生産者や茶商工業者など茶業関係者が連携して行うリーフ茶を中心とした需要喚起、需要拡大のための取り組みを支援する国産原材料供給力強化対策事業、1次、2次、3次産業を総合的に組み合わせた6次産業の振興により、地域資源を活用した新たな商品やサービスを生み出す6次産業化モデル創出支援事業等、支援策の拡充がなされていることから、農業関係者に補助制度の周知を積極的に進めてまいりたいと思っております。

以上、とりあえず最初の答弁であります。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 6つの施設に対します一般財源の投入量ですね、金額。これが21年度は6つの施設全部で1億3,258万3,000円となっています。22年度の予算の中では1億3,550万3,000円、292万円の増と、こうなっていますね。数字の上では今説明されたようなことがどんなふうに改善、運営されていくかということが見てとれないわけでありますけれども、今後この数字が改善されることが望ましいわけですので、これはまた経過を見て、また中身を精査していきたいと思うんです。

この数字の点からいきますとですね、21年度の定期監査報告書というのがありますね。監査報告書、きょうは監査委員も来ていただいています。これは非常に重要な指摘といいえますか、報告書だと私は思うんですが、町長はどのようにこれを考えられているかまず聞きたいんですが。その中にですね、報告書の中に総括的意見として、その中の1項として、委託事業、補助事業が多く実施されているが、各事業の費用対効果を分析し、無駄のない実のある事業運営が図られるよう指導されたいと、こうあるんですね。

それから、これは総括的意見ですが、次には指摘事項ということで指摘されているんですね。これは総務課の中では、その1項に総務課で町内公共施設の今後のあり方について廃止も含め、さまざまな運営方法を検討し、経費の節減に努めていただきたいと、こうあるんですね。

それから、生涯学習課に対する指摘事項では、各施設、文化会館、資料館、B & Gですね、老朽化しつつあり、施設の目的や機能を重視し、今後のあり方を考えてほしいと。

それから、商工観光課の懸案事項となっています。音戯の彫刻作品コンクールは、今年で11回目の実施となるが、プロ化し、事業効果について検討する必要があると思われる。大変な指摘で懸案になっています。

茶茗館は、施設の老朽化に伴い、修繕箇所が増えてきた。また備品についても年数がたち、破損等が目立つようになってきたと、こういう指摘がございます。

これは監査報告書の中での指摘で、単に数字的な見方ではなくて、状況を分析した指摘で、非常に大事な、重要な指摘だと私は思うんですが、これを町長、どういうふうにこの監査報告書を受けとめているかをまずはお聞きしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 監査報告にそのように記載されているということでございます。行政改革委員会でもそれらを踏まえて答申があって、その諮問があって、それに答申という形で太田議員も加わって、私も加わっていたわけですが、あのような形での答申をなされて、今その答申に沿って対応を進めているところでございます。何と申しますか、対応のスピードがいまひとつ遅いという部分はあるかと思えますけれども、当面はその答申に沿って改善策を模索していると、そういう状況でございます。そういう中で、一部にその修繕箇所等もあったりしたということもあって、予算的に前年度に比べて若干伸びているというような状況がございますけれども、いずれにしても、一般財源から１億数万円も持ち出すような状況というのは、これからの町の財政運営にとっても大変な問題であるというふうに思っておりますので、改善に向けては今後も努力していかなければいけない、そういうふうに思っております。

○議長（板谷 信君） ２番、太田君。

○２番（太田侑孝君） それから、同じケースなんです、行政改革というのはやっぱり行政職員の意識改革が非常に重要でありますし、それから財政改革という財政の問題も、これは行政とは言っていませんけれども、非常に重要なポイントでございまして、今年の１月29日付の同じ監査報告で、財政援助団体監査結果報告書というのがございます。この中で名前を挙げてあれですけれども、読んでみますと、川根本町まちづくり観光協会の関係で、監査委員からの要望及び指摘事項の一節に、ほとんどの経費を補助金に頼っている状態であるが、補助金以外の収入についてもよく検討し、自主財源の確保に努められたいと、こういうような報告書で指摘されておるわけです。

やはり今回の22年度の予算を見ましてもですね、いろいろな事情はあるかと思うんですが、ヒアリングもやったということですが、いずれにしても、身近な例というか、文化協会関係とか、体育協会のこれは町民大会あるいは観光協会ですね。あるいは商工会のトイレの改修補助費もそうなんです、非常にその辺のお金の点についてシビアでないということがはっきり細かく見ていくと言えるわけなんです。ぜひそういうところの数字のところをどう認識しているかちょっと町長にお聞きしておきたいと思います。お願いします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 団体補助金、これについては行革の中でも見直しを進めてきたものでございます。町内に各種いろいろな産業関係、文化関係、スポーツ関係、いろいろございますけれども、ある意味でこれらの団体は民間の活力といいますか、そういうものを担っている組織でございますので、本来ならそれぞれの負担し合った会費といいますか、そういうものの中で運営をしていただければありがたいわけですが、団体の生い立ちといいますか、設立されていく過程の中で行政のほうから働きかけてつくっていただいたといいますか、そういう経過を経てでき上がってきている組織もあるわけでありまして。その場合、そのときに立ち上げのときからかなり補助金という形で負担をしてきた、あるいは行政の一部、委託的な、そういう要素も含んでつくられた組織等々いろいろございまして、それが長年にわたって補助金という

形で今日に至っているというような事情がございます。そういう中で、なかなか十把一からげに同じような扱いをするというのはいかなるものかなというような面もあるわけでありましてけれども、いずれにしても、その本来自立の方向にもう少し頑張っていただければありがたいという思いは持っております。かなり見直しの中で見直しは進んだというふうには思っておりますが、なおさらに見直す必要がある組織もあるというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 時間の関係もありますので、次へ移らせていただきますが、お茶の振興策の中で、中国のことも今日は話にかなり重大事項で上がっているんですが、昨年の知事の公聴会のときから私はどうも気になってしょうがないんですよ。批判するつもりで言うわけじゃないんですが、静岡空港と牧之原大地から大井川沿いに茶園が広がる一帯をグリーンティー・ガーデンシティ構想なんて、こう言うんですね。そうかと思えば、大井川南アルプス風景街道とか、グリーンティーリズムとか、何か上っ調子といいますか、グリーンティーリズムなんてグリーンティーにリズムなんか今ないんですよ。

今の茶業の状況で言いますと、それはお茶の時期はグリーンがいっぱいなるけれども、農家は青くなるんですよ。一番茶が終われば深刈りしちゃって茶畑は赤茶色になるんですよ。そういう光景が広がるということを実際に見ていただきたいと思うんですよ。私はどうもその辺が真正面から行政が茶業に取り組んでいないから、産業課茶業室……茶業対策室の設置がほしいという切なる願いがあるんです。やっぱり人がそこにいて、人が動かないとだめだと思っているんですよ。

だから、ちょっとまた時間ないんですけども、いろいろ疑問に思っているんですけども、溜まりをつくってという表現があって、町長御存じになっていますね。これは溜まりというのは人が溜まる場所ですから、トイレ休憩したりグルメ、ショッピングとか、こうなるんですが、沿線大井川筋を花でいっぱいにして、山の幸とお茶でおもてなしをなんていうんですが、お茶でもてなすところが川根本町の中にどこかにありますか。どうですか、皆さん、ずっと。ないですよ。茶茗館300円ですよ。あのね、塩郷のつり橋へ来るお客さんが降りて楽しんで、歩いていったら、お茶を飲んでいかんかねと言ってくれたもので飲んだと。おいしかった、楽しかったよというお茶屋さんがお茶出した。そういうのがどこにもないですよ、どこにもない。

それですね、私は提案していきたいというのはね、足元緊急対策というのは小藪議員もおっしゃっていたんですけども、この川根茶は高級なリーフ茶ですので、価格的に高い。ですからね、とにかく飲んでもらって、味を知ってもらって、うまいっけなあということにならないと、販売、購入に結びつかないですよ、もう基本的に。だから、中国の青磁と川根茶をセットじゃ高いものにしたらだれが飲むんですかね。それは販売促進にはならないと思うんですよ。茶茗館の一服のお茶が何gで幾らか大体知っていますか、皆さん。時間ないからしゃべっちゃいますけれどもね、5gで100円見当なんですよ。それで、パック代がアルミのあれに入れて12、3円ですから、1杯が112、3円。これであのおいしいお茶が飲めるんですね。そのレベルという

のは、大体やぶきたで1万5,000円くらい、それからその上が1万8,000円くらいとかですね、3種類用意しておくひかりとかやっていますけれども、それを中国にかけるぐらいのバックをつくってね、小藪議員が言うように、旅館ももちろんそうですけれども、例えば塩郷の駅でも下泉の駅でも、この前視察に行った田野口のレトロの駅でも地元の方々が花を植えてくれているんですよ。お茶をやっておいて、観光客に出してもらえないかなとかね、千頭の駅前で出してもらえないかなと。それは飲んでもらった方に当然川根のお茶を買っていただきますよというトーク、販売促進の言葉の勉強もしなきゃならんと思うんですけれども、そういう企画を進めないとね、とにかくだれもが知っているでしょう。川根茶はとにかく飲んでもらわんとわからんというのは。

ところが、地元の業者のお茶屋さんですら、このサンプル供給品にもったいない、なかなかお金を使えないと困っているんですよ。だから、それを予算化して、茶業対策室で企画して、千頭の駅前に二十何万人が電車で降り立ちます。そのうちSLで降りるのが15万人、大体見当が。その15万人を対象にしても私はいいと思うんですね。年間の川根本町への流入人口はキャンプ場から温泉のほうから大体50万ちょっと行っていると思うんですね。このほとんどの人が川根茶を飲む機会がないんですよ。それで消費が伸びない、売れない、中国だ。それは全然足元緊急対策になっていないんです。もっと足場を持つ。町長が言う現場というのはそのことを言うんですよ。という提案をしながら町長の意見を聞きたいと思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） いろいろな御提言もいただきまして、ありがとうございます。私が申し上げている、知事がグリーンティー・ガーデンと言われて、その上に大井川が流れ、街道があるわけでありますので、ぜひとも島田あるいはその静岡方面からのお客さんをこの大井川を上って来ていただくことによって、そこにそれなりの溜まりといいますか、お客さんが寄れる場所があるなら、お客さんがそこでお茶を味わうことも可能となりましょうし、あるいはお茶を買うことも可能になる。そういう場所がないということでありますので、ぜひとも交流人口を流入、消費人口ととらえるべきだというようなお話も、先般あるところで伺ってきたわけですが、流入する来訪者のお客様がその場で、お茶なり地域の物産を知り、この地域へのより理解を深めていただくスペースとして、そういうものを提案してきた、提案をといいますか、申し上げているわけであります。

いずれにしても、50万人のお客さんが見えて、お茶を飲む機会がないということで、宿泊されたり飲食をする方はどういうお茶を提供しているのか。お茶に触れているわけではありません。できるだけ地元の旅館、商店においても、できるだけいいお茶を提供し、なおかつそれが材料費の中に、コストの中にも含められるような、そういう形でお茶というものに対してのですね、利用を考えていただければありがたいというふうに思っております。

そういう意味で、足元を見つめてということでございますので、決してお茶の振興を図る上で内需といいますか、国内市場を軽く見ているわけではありません。そういう拡販、なんて言

いますか、地産地消というんでしょうか、この地域に入ってきていただいて、それを味わうということが最も一番の効果的な発信の方法だろうという思いから、そういうグリーンツーリズムのようなお話もさせていただいているわけであります。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 時間もあれですので、農政のことでちょっとお話ししたいんですけども、耕作放棄地、耕作放棄の茶園の関係なんですけど、概要は理解しているわけなんですけど、このことが余り身近に理解されていないというか、知らされていないものですから、簡単な言い方をしますとね、お年寄りがもう自分じゃできないよと、お茶が。うちの庭先にある狭い小さい茶園ができれば役場で来てくれんかねと。ならしてくれりゃあと何か梅の木でも植えたりとか花を植えたりというようなことがありますので、そういうことの細かいところにどう対応するかということもね、一応どこかに、企画の中に考えていただきたいというふうに思っているんです。非常にその辺が有効活用する大きい広い面積のところの場合と、住居の周りのとは全然違うものですからね、老齡化に対応するような転換、あるいは補助という形での伐根をお願いできたらなと思うんですが、また企画していただきたいと思うんです。

それから、そのようなことに関連しまして、一連のそういうことができましたらば、放棄地についての実態調査もやっていますから、区長さんも農地委員の方も知っているということでもありますけれども、地区のですね、実態調査をしながら座談会とかですね、懇談会をやりながら、どんなふうな考えを持っているかというようなことを、細かい対応をしていただかないと、実態調査だけでは、委託の、これじゃだめなんですね。だから、軒先、庭先、背戸の茶畑に足を運んでのこういう放棄地の問題に取り組む企画をまた別枠で立てていただけたらありがたいと思うんですね。ぜひそういった懇談会も開いてやっていただきたいと思います。

それから、転換作物は柚子、ブルーベリーとかかわさびとか自然薯とかいろいろあるんですが、お話ししたとおりのことでありますけれども、実は柚子にしても、ブルーベリーにしてもですね、いちじくにしても、加工品の関係がこの川根本町には足りないんですよ。産物はあるけれどもね、生ものは。加工してそれをどういうふうに販売していくかというのが、ロス、果物のロスをどうなくすかということが非常に重要なんです。ぜひこの振興策としてね、川根本町の産業課の中で加工品をどう作っていくか。それは研修……役場の中……食生活改善センター、どこか厨房があったりするんですが、そういったところを改造して、生産家の奥さん方とかですね、あるいはほかのボランティアの皆さんが、女性の皆さんが試作できるような場所づくりと情報収集をしていただきたい。

聞くとところによると、柚子の皆さんは長野県へ委託加工して、マーマレードとかいろいろ作っているんですね。やっぱりそれはね、まずいと思う。地元で作るような行政の支援を欲しいんですよ。そういうムードを盛り上げていただければ、しいたけの佃煮とかね、いろいろ出てくるものですから、どこへ行ってもよその市町で作ったような土産品が軒先に並んでいる川根本町じゃ困るんですね。地元の皆さんが生き生きと加工して、いろいろな創意工夫した名

産品を生み出すような加工奨励をぜひ行政の中に位置づけてほしいんです。そのための研修とかですね、視察の旅費手当もできればそのグループ別につくっていただければ、四国でも九州でも柳川市でも二、三人ずつ研修に行けるよというようなこともぜひしていただきたいと思うんです。そういうことが立ち上がってくれば、新しいその農業ビジネスという一角が開けてくるというふうに考えますので、その辺の受けとめ方について町長に聞いて、おしまいにしたいと思います。お願いします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 幾つも御指摘いただいたわけですが、農産物ですね、付加価値を高めるということでは加工施設、そういうものがあって、いわゆる産業の高次化といいますか、1次から2次、2次から3次ということで6次産業ということになっていくわけでありますけれども、一昨年、その前ですか、議会でも今の長野県の小池加工場さんに視察に行ってもらいました。そこで試作の段階では、ああいう施設を使うというのは一つの使い方としてあるんだろうというふうに思っています。その延長線上でこの町で何とかという機運が盛り上がるものなら、もちろんそういうものも考えていきたいというふうには思っております。

いずれにしても、その限られた農地の中から生み出される農産品、それが自分たちで苦労しながら価格、自分でつけられないという商売を長い間余儀なくされてきている農家の皆さんでございまして、農家の皆さんがもっと納得できる、そういう農業を営めるような土地にしていくことが農業の何よりも振興につながっていくんだというふうに思っておりますので、今の御意見も刻み込みながらですね、いろいろな形で農業振興を図っていきたいというふうに思っております。御協力をお願いしたいというふうに思います。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 大変ありがとうございます。質問を終わりたいと思うんですが、一つ忘れたんですが、産業課の中にそういう転換作物とか加工品に続いて、セクションとかそういうことではないんですが、皆さん困るのはですね、ネーミングとかですねパッケージ、デザイン、それからラベルとか、それぞれ生産者の皆さんが工夫されているんですが、そのよき相談相手がないものですから、野暮ったいものになったり、規格違いのものがあったりしますので、産業課の中にそういう経営企画といいますか、デザイン、総合的なマネジメントをするようなことがないと、いちじくでも柚子でもね皆さん大変困ってしまうというので、そこまで含めた農政というものを視野に入れてお考えいただきたいという期待を込めて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（板谷 信君） これで太田侑孝君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は1時。午後1時。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 1時00分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を行います。

1番、中野暉君、発言を許します。1番。

○1番（中野 暉君） 1番、中野暉です。通告に従いまして一般質問をいたします。

私の点は2点あります。観光事業とお茶の振興についてでございます。

まず最初に、観光事業でございますが、町長のごあいさつの中でも触れておりましたけれども、先ほどから話がありましたグリーンティー・ガーデン、この広がる自然環境のすばらしい我が町に課せられた課題の一つは、観光事業ではないかなというふうに思います。大井川沿線を中心とした大井川鉄道とアプト式トロッコ列車井川線、長島ダムとレインボブリッジ、接岨峡温泉等、寸又峡温泉、そのほかたくさんありますが、この豊かな資源でございます。今年度から最も頼もしい協力者、時之栖が参入のもりのくに等々を持っております。当町も何よりも観光には力を入れなければならないし、観光に対しては国も、そしてまた県知事のお考え、島田市長の言葉にもありましたように、大井川を中心とした静岡空港からの観光ルート、これらを軸とした取り組みは大井川奥座敷に位置する当町の役割は重要と考えます。

しかしながら、豊かな自然、地域資源を持ちながら効果的な観光誘客に結びつけてはいないのではないか。多くの観光客を迎えながら、通り過ぎるだけの観光事業では取り組みの見直しを図っていかなければならないわけでありまして、多くの課題を抱えているのが現状でございます。町長の第1回の定例会のごあいさつの中で、溜まり、多分直売所というふうな形で私は受けとめたんですけれども、お言葉がありましたけれども、具体的にどのような形で進めていくのか、あわせて今後の観光事業の取り組みについてお伺いをいたします。

2点目の茶業振興のことについてでございますが、低迷する茶業界、当町の基幹産業であるお茶を取り巻く環境は著しく厳しい状況でございます。このことは関係者全員がわかっているわけで、大変厳しいということをみんな肌で感じているわけでありましたが、割り切れない、承知できない、何とかしてくれよと、悲痛な不満があふれているのも現状でしょう。このことは一番茶を過ぎればさらに強い要望が出ることを予想いたします。この状況では、生産者は経営が成り立たず、生産を放棄する茶園が増加し、さらに耕作放棄地、この耕作放棄地が増えることを懸念いたします。状況を調査し、早急な対応を検討しなければならないことでもあります。

大井川農協でも厳しい経営の中、本年度から買い取り方式を変更をしまして、あっせん茶扱いとなりましたけれども、川根茶業センター建設に関しては、川根本町の行政が積極的な取り組みの中、補助事業で建設に至ったことも忘れてはならないことでしょう。そもそも北榛の製茶工場は市場の相場に左右されないよう、仕上げ茶販売を中心に商う工場として建設されたこ

とで、遅場所の川根茶を市場相場扱いにさらすことは本意とは思えないことであります。しかしながら、このような現実も受け入れていかなければならず、嘆いてばかりいられないのも事実でしょう。生産者がつぶれたら、川根茶もつぶれる。茶商においても衰退の一途をたどることになります。全員が強い危機感を持たなければならないと言えましょう。今こそ官民一体となった取り組み、茶商も、生産者も、農協も、行政も各関係機関一丸となり対応しなければ、先人が築いた日本一の茶所、日本一の川根茶のブランドを消し去ってしまうことになってしまいます。

ただ、この苦境を一気に解決する策はないわけでありまして、今までも、どこの県でも、どんなところでの市場開拓、拡販には苦慮してきました。業界、あらゆることを手がけてきたにもかかわらず、大変難しい問題でございます。そこで、この行政で支援できることは先ほど来直接支援というものもありましたけれども、大変いい案じゃないかなというふうに思います。市場開拓の足がかりとか、販売に向けての仕掛けというものが地方行政としての支援というものは考えられるんじゃないでしょうか。

町長の御提案の龍泉市の友好都市計画、これは最初に友好都市の計画を行った事業でもありますけれども、それに付随したこの問題で、先ほどにも大変貴重な意見がありましたけれども、おっしゃるとおり、中国にも大変多くの種類のお茶があります。当然逆に売り込みも激しいでしょう。なかなかこのところへ開拓をすることは難しいわけですが、グローバル社会の中、お互いの往来の中にビジネスチャンスというものも生まれてくるんじゃないかな。発想の転換も必要ではないかなというふうに思います。観光客を通じたPR、観光と結びつけた事業展開を期待をし、基幹産業であるお茶と観光の今後の取り組みについて答弁をお願いをいたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、中野議員の御質問にお答えいたします。

まず最初の観光振興の新たな取り組みについてであります。議員御指摘のとおり、観光客は年々減少しており、観光客の誘客には大変苦労しているところでありますが、県でも昨年6月4日、富士山静岡空港開港に伴い、観光しずおか躍進計画行動計画を見直し、今後さらに多くの旅行者を迎え入れる好機ととらえ、国内外の多くの旅行者が静岡県を訪れ、魅力を楽しみ、もう一度、また何度でも訪れたいと感じていただくように、それぞれの地域の魅力を磨き、おもてなし、満足度日本一の観光地を目指すとしております。本町においても、富士山静岡空港の開港に伴い、平成22年度において日、中、韓国語のパンフレット、手提げ用クリアファイル、ポスターの作成を予算化しており、静岡空港、中国上海、韓国ソウル、東京、名古屋の静岡県事務所、観光エージェント等に配布し、観光客の誘客を図りたいと考えております。

近年、余暇時間の増加やライフスタイルの多様化が進み、人々の観光行動や観光に対するニーズが大きく変わってきております。このような観光行動や観光ニーズの変化に的確に対応し

た個性的な観光地をつくる必要があると考えております。地域を見ますと、多彩な魅力を持つ自然、歴史、文化の素材が多数あり、この資源を生かした観光振興を進めてまいりたいと考えております。

その一つに、平成20年度から地方の元気再生事業の採択を受け、大井川流域をエリアとしたまちかど博物館に取り組んでおります。これは大井川流域に住む人たちのお宅や仕事場の一角を博物館として公開し、コレクションや伝統の技、手仕事などを館長さんの語りとともに見ることができるものであります。現在40件のまちかど博物館が認定され、開館しました。この間、2回のモニターツアーを実施しましたが、大変好評で、アンケートでは、若い年代の人たちは田舎を感じるもの、食の製造過程などに、40歳以上の方たちは、温泉、健康、懐かしさ、物づくり体験を求める傾向があり、食をつくる現場を実際に見、説明を受けることに多くの人が興味を抱き、その方たちのおもてなしが大変よかったという意見が多くありました。

今後は、このまちかど博物館が新しい観光資源に生まれ変わるよう、観光協会を中心として民間事業者や地域の方々などとも連携し、さまざまな観光資源を発掘し、その魅力を高められるよう、また継続的な展開ができるよう、積極的に支援し、地域全体の観光振興につなげていきたいと考えております。

私は富士山静岡空港の開港に合わせて、空港と南アルプスを結ぶ大井川を軸とした広域的な連携を深める中で、地域資源に磨きをかけ、大井川、とりわけ川根筋から奥大井にかけての元気再生を図っていきたいということを申し上げてきました。これに対しまして、社団法人静岡政経研究会地域経済研究所の田中先生から国土交通省の日本風景改造についてのお話を伺いました。先生は、日本風景改造については、富士山と伊豆のルートにかかわっておられ、NPO法人全国交流会議の代表理事も務めておられますが、その先生から大井川南アルプス街道ということで進めたらいいのではないかと御提言をいただき、島田市にも声をかけたところであります。

今後、静岡市の参加も求めているかなければなりませんが、思うところは大井川、大井川鉄道と井川線、そして車道の3本を軸として、飛行機、高速道路、新幹線という高速交通から低速交通へとギアチェンジを行っていただき、川根筋ならではのゆっくりとした時間を味わい、楽しんでいただける街道として位置づけしたいというものであります。

溜まりと申し上げているのは、沿線を訪れる来訪者がトイレ休憩だけではなく、この地域をより知っていただくために、グルメ、ショッピング、さらには地域の人との交流を楽しんでいただけるスペースとして、沿道に何力所かを設置したいというものであります。大きな施設にすると投資額も大きくなりますし、リスクも大きくなるということになりますので、できるだけお金がかからない方法としてオープンカフェなどのある屋台村的な雰囲気のある場所としたらどうかと考えたわけであり、適当な場所に適当なスペースを確保し、そこに町民の皆様に参加していただいて、市を開くというもので、これはまだ私が頭に描いているという程度のものであり、今後地域の皆様を初め、関係の皆様との協議がどう展開していくかということにもよ

りますが、流入人口に地域で時間とお金を消費していただける仕掛けが必要だというふうに考えているものであります。もちろんお茶を初めとする農産品の販路拡大にも寄与するものと考えております。

このたび先ほど申し上げましたように、まちかど博物館として40カ所を認定したところであり、島田市の左岸や井川地域にまで広げ、さらに大井川が歴史的、文化的に果たしてきた役割をストーリーとして展開していけば、大井川筋が魅力ある地域となるのではないかと考えております。昨年12月議会で中澤議員から一般質問の中で御提言のあった観光農園整備のお話はまさにこの街道の魅力を倍加させるものだと思いますので、これらについても推進していきたいというふうに考えるものであります。

また、中国龍泉市との友好都市提携による青磁と川根茶の組み合わせなど、地域のイメージアップやブランディングにもつなげていきたいと考えるものであります。

次に、茶業振興についてお答えいたします。

中野議員御指摘のとおり、リーフ茶の消費量は低迷し、茶業界は大変厳しい状況に置かれております。生産者はより高品質で安全・安心なお茶の提供に専念してまいりましたが、昨年の農協の一番茶生産概況報告によりますと、川根本町地域の生産概況、煎茶の取引状況であります。生葉生産数量は前年比88%、取引単価平均前年比90%、取扱荒茶量では前年比91%と前年より金額、数量ともに厳しい状況であります。

また、川根本町の共同茶工場の一番茶の状況ですが、生産数量109万4,000kgの前年比88%、荒茶数量25万3,000kgの前年比91%、荒茶平均単価では前年比91%と、同じく厳しい結果となりました。

しかし、このような厳しい状況の中においても、前年より平均単価のアップした工場も数件あります。このことはここ数年産地工場間格差が大ききことや基本管理の不備による品質低下も下落の要因につながっております。昨年が一番茶は相場動向を意識して摘菜を早目に始め、短期操業に徹した茶工場や茶商、JA等が求めるものや臨機応変に生産することができた茶工場では前年と比較しても価格の反動は少なかったと思われます。

なお、22年度予算に計上しました地域農業支援員による共同製茶工場、自園自製工場、認定農業者等への巡回、経営指導等を実施して改善に努めていきたいと考えております。

次の耕作放棄地対策ですが、太田議員の質問でもお答えしましたが、国・県の耕作放棄地再生利用緊急対策に協調しながら、町の川根本町耕作放棄地再生利用対策事業を活用した耕作放棄地の解消に取り組みます。また、観光事業と結びつけた事業ですが、産地そのもののよさをアピールするため、産地である本町を訪れ、体験等を通じてPRを行うグリーンティーツーリズムツアーを実施して、川根茶のファンを増やしながら、積極的にお茶の消費拡大に努める活動を観光事業者とともに取り組んでいきます。

今後の茶業振興策ですが、先ほどの太田議員の質問にもありましたが、本年度のマーケティング調査等を踏まえ、今後の町の農業振興の目指すべき方向、基本目標等を明確にした仮称、

川根本町農業振興計画を早急に策定して、活力ある農業振興を目指していきたいというふうに思っております。

また、茶業の振興についてでありますけれども、町としても今申し上げましたように、生産面だけでなく、流通面においても対応策を検討することが必要だとの観点から、21年度においてマーケティング調査を実施したところでありますが、現在、これの取りまとめ段階に入っておりますので、この結果のほか、県や農協等の指導機関が行った調査研究などの各種データも参考にさせていただきながら、茶業界はもとより幅広い層からの御意見を伺い、対応していきたいと考えております。

先ほど小藪議員からも御質問がございましたが、茶の市場開拓調査研究事業も今後の川根茶の販路拡大策ということで考えたものであります。また、観光事業と結び付けた取り組みについては、大井川南アルプス街道はこの地域でのグリーンツーリズムの展開を促す施策でもあり、中澤議員からの御提案もございました観光農園のような事業展開があれば、お茶を初めとする農産品の販売促進にもつながるものとなりますので、農家民泊など等もあわせて、農家の新たな事業展開という面からも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） 今の直売所というような話の中、私は受けとめているわけですが、大変自分の意図するところであって、このことによって多様な農産物の収入も見込むことができ、お茶以外の産業ももくろむことが可能と思われます。耕作放棄地を活用した農業促進により、この事業の対策にもつながり、農地を持たない町民にも参画できる企画を盛り込むことが可能となるということで、これらに対しても効果があるのではないかなというふうに思います。また、自給率のことに关しまして、貢献できる事業であって、家庭菜園、農業により自給自足を促進することによって、開設から販売までの資料をいただければ、多くの皆さんが参加しやすい、来客というんですか、観光客に対して何らかの形でお金を落としていただく策ができるんじゃないかなと、こんなふうにも考えます。もちろん時之栖が成功を祈るわけですが、人を誘客するプロの参入により期待するところが多いわけですが、地域としても積極的に盛り上げる対応も必要だと思います。この開設に当たり、直売所という話を先にしましたけれども、あわせて地域産品の直売所コーナー等も参画できるように盛り込んでいただきたいなというふうに思います。観光を軸に、町民の暮らしや産業など地域全体が潤う仕掛けも期待をいたします。

もう終わりますので、いいですかね。

○議長（板谷 信君） はい。

○1番（中野 暉君） 先ほどから問題になっている龍泉の問題であります、姉妹都市は本当に私もいいことだなというふうに思いますが、川勝知事と趣旨を同じくし、歩調を合わせることは重要であります。今後の事業展開に大きく関与することでもありますし、今回の肝いりの

事業と考えなければいけないと、こんなふうにも考えます。こだわりのお茶を今まで本当に売り続けてきたわけで、大変心配なところもありますが、我々も農協にいてお茶を売る中で、今まで特にニーズに合ったお茶づくりということで、そんなふうな形で川根茶が少し方向が変わってきたというところもあるのではないかなというふうにも思います。当然このことも必要でありますけれども、日本一の茶所、日本一の川根茶というものは最高級品を生産し、最高茶の川根茶を売り続けることが川根茶を残す一つの方法ではないかなというふうにも考えます。全員で協力をして、活気あるまちづくりはみんなが希望するところでありました。積極的な取り組みを期待いたしまして、私のお願いにかえます。

以上です。

- 町長（佐藤公敏君） ありがとうございます。一生懸命頑張ってまいりたいというふうに思っています。

お茶についてであります。一つの新しい試みといいますか、新しい展開として、今年の元気再生事業の中でフレーバーティー、柚子ですとか、そういうものを入れたお茶もつくり、これを引き続いて、今度商工会を中心に行うわけですが、補助金は今度なくなりますけれども、新しくこの地域のお茶のあり方としてフレーバーティーというような新しい展開も試みております。

いずれにしても、大変茶業界、観光も含めてであります。厳しい状況になってきておりますので、地域の資源をフル活用といいますか、もう一度しっかり見直してですね、地に足のついた形で、地域にも今外部からこの地域に入ってきた方でも、大変その、なんと言いますか、この地域としてこれから出番をつくっていききたい方々がいっぱいいらっしゃいます。そういう方々にも入っていただいてですね、いろいろな資源があって、そこにいろいろな人がかわり合える、こう、なんと言いますか、そういう地域づくりを進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（板谷 信君） これで中野暉君の一般質問を終わります。

続いて、6番、原田全修君の発言を許します。6番、原田君。

- 6番（原田全修君） 原田でございます。

初めに、おわびを申し上げます。体調を損ねまして、今朝大事な本会議に遅刻をいたしました。誠に申し訳ございませんでした。やや体調を取り戻しておりますので、時間が許される限りよろしくお願いいたしますと思っております。

私は、川根本町の情報通信基盤整備事業、呼び方としましてブロードバンド基盤整備、こういったような言い方がありますが、この基盤整備事業構想への取り組みの姿勢について町長にお伺いをしたいと思います。

ここであえて事業構想への取り組みの姿勢について伺うと申し上げますのは、2月26日の新聞に報道されました川根本町の平成22年度当初予算の主な事業として、平成23年度から2年がかりで実施予定の地域情報通信基盤事業に向けた設計費として4,900万を計上したとの記事に住

民はかなりのショック、あるいは不信というようなものを抱いている。そもそもこのような事業構想が住民あるいは議会の意識に根づいているというわけでもない状況の中で、あたかも当町の主要事業として合意されているかのような印象を抱かせる報道をさせたということは、行政当局としましていささか勇み足ではなかったかと御指摘申し上げたわけでありましたが、改めて町長の考えておられる当町のブロードバンド基盤整備とはどういうものであるのか。そして、どのように進めていこうとしているのかを町長からお聞きしたいと思うわけであります。パソコンや携帯を使った業務処理とか情報収集あるいは遊びの空間といった、こういった高度情報化社会、いわゆるブロードバンド社会の中であって、当町のような中山間地域では都市部との情報格差を解消することは住民にとって特に、若者にとってはその期待は大きいものがあると思います。

また、地域行政にとっても、ＩＣＴと言われます情報通信技術、ＩＣＴによる業務効率の向上、また住民サービスの向上を図る上において、地域公共情報ネットワーク、いわゆる地域イントラネット、こういったようなものの構築のためのブロードバンド基盤の確保というものは必須なものであるという認識は私もしております。

ただ、先月発表されました総務省のブロードバンド基盤整備の推進政策は、平成21年度を一区切りとしたニュージャパン政策、これがありましたが、平成22年度以降は今までに整備されてきた情報通信基盤、特にハードウェアとしては光ケーブル、人工衛星、携帯の基地局と、こういったようなものの利活用に軸足を移す政策を推進しようとしております。

このような中、当町としてはどのような対応をしてきたか振り返ってみたいと思いますが、まず2町合併の際の新町建設計画、そして平成18年末に策定されました川根本町総合計画、またその当時の財政シミュレーションでは、今後の課題としてブロードバンド基盤整備の必要性については認識はしているものの、まだまだ構想はまとまっておらず、大ざっぱに役場から各地区集会所との間で光ケーブルを結び、各家庭までは業者の事業の中で配線をしていくというような一つのイメージを持った構想が、構想とまていきませんが、そういうものが掲げられておりまして、要するにシミュレーションのテーマとして、財政シミュレーションのテーマとして載っておりまして、ここに12億円の事業費が必要としてあったわけです。それは実は今までに引き継がれており、特に進展もなく来たわけでありましたが、平成21年度になってやっと住民に対するブロードバンド基盤整備へ向けた町としての意思を全戸配布のパンフレットで示し、こういうパンフレットがありました。これで示しまして、住民の意見を収集をするアンケートの実施を行うなど前向きな姿勢が出てまいりましたが、これについては評価できると思います。そして平成21年度予算ではブロードバンド整備基本方針策定業務と題しまして、業者に委託するものとして約600万円くらいでしたでしょうか、予算が計上されて、役場内に設置されておりまして関係課長で構成される川根本町地域情報化研究会とタイアップした検討が開始され、その成果に期待がかけられておったわけです。当局からブロードバンド整備基本方針の策定業務の報告、初めての報告が議会にされたのは今年1月末でありました。

しかし、配付された資料、説明に愕然としたのは私だけではなかったと思います。どういうことかといいますと、こういう中間報告がされたわけでありますが、中間報告とは言いながらも、一応この基本方針策定、基本方針なるものがですね、こういうふうに表示されるわけです。住民アンケートの結果から、双方向告知通信システムなるテレビ電話の端末機を各家庭に設置し、ひとり暮らしのお年寄りの見守り支援や回覧板にかわる行事の通知システムを導入していく。このために必要なものは光ファイバーを各家庭まで配線する。F T T Hと言うんですが、ファイバー・トゥー・ザ・ホーム、F T T Hのために、せっかくF T T H方式にするためにインターネット接続の希望者や、あるいは地デジテレビの難聴対策としてもこれが使用が可能であると。言ってみれば、テレビと告知端末、これを設置していきましょうと。せっかく光ファイバーを各家庭に配線しますから、これを活用してインターネットの接続もできます。地デジも接続もできますというような基本方針になるようなものが出されているわけであります。これを平成23、24年度の2カ年度で事業を実施していきたい。事業費は16.6億円は確保しなければならぬ。このような報告であります。

当町の一般会計予算、来年度51億円であります。計上されておりますが、これの約3分の1の巨費を投ずると、こういう中間報告がされたわけであります。この中間報告では、住民アンケートの分析からシステムの選定に至る、先ほど申し上げました、そのシステムの選定に至るまでの検討の経緯や事業規模、実施時期の適否の検討状況、こういったようなものもあらわされておられません。基本方針の方針策定の委託をした業者のかなり偏った誘導があるかのような報告書であるために、さらなる検討を行政のほうに要請をしていたさなかに平成22年度予算として4,900万円もの設計費が計上された。これにつきましては、私は行政の言葉を変えて、少し厳しいわけですが、行政の暴挙ととられても仕方のないことだというような感想を持ちました。なぜ、このような進め方をするのか御説明をいただきたいと思っております。具体的には通告の6項目に示しております。情報通信基盤あるいはブロードバンド、こういったことをテーマにするためには、する以上はどうしても技術的な知見が必要であります。最新の技術情報等を確認をしながらぜひ質疑をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 原田議員の質問にお答えいたします。

まず、今回のブロードバンド整備事業とは、急速に進展する情報化社会への対応と当町における情報通信に関する課題に対応するため計画するものであります。その内容としては、川根本町地域の情報通信基盤を光ケーブルで整備する基盤整備事業と、整備された基盤を利活用する事業に分けることができます。

御質問の住民への行政サービスに関する意思の把握については、第1回アンケートの結果から、情報通信基盤が整備されたときに利用したいサービスとして、町からの生活情報等の提供と消防・防災情報が上位の2件を占めていました。また、現在の同報無線を利用しているお知

らせ放送についても、聞き取りにくい、または聞き逃すのではとの御指摘があります。その課題の解決手段として告知放送を基本サービスとすることについては、住民の皆様の御理解は得られるものと考えています。その上で情報提供する場合のシステムは何を使用するかについては、基本設計業務を進める中で幾つかの選択肢を示しながら計画していきたいと考えております。

2番目の質問にお答えします。

原田議員御指摘のとおり、インターネットサービスにおける情報格差への対策であるならば、衛星ブロードバンド加入への補助施策という選択肢もあり得ると考えます。

しかし、当町の情報通信分野における情報格差、課題としては、同報無線の戸別受信機が配備されていない世帯や地域的な問題により地上デジタル放送を安定して受信できない世帯の存在といったものも考えられます。

このような情報格差に対しては、F T T H方式によるブロードバンド整備は有効と考えていますので、基本設計業務における課題として考えていきたいと思えます。

次に、3番目の御質問です。

原田議員御指摘のとおり、情報通信基盤を光ケーブルで整備した場合には、学校教育などへの活用は当然考えていかなければならない課題であります。国においても、i-Japan戦略2015の3大重点分野の一つ、教育・人材分野に授業でのデジタル技術の活用等を推進し、子供の学習意識や学力、情報活用能力の向上がうたわれていますので、インターネットサービスのみならず、整備される情報通信基盤をより多くの住民の方を対象に幅広く活用したいと考えています。

また、基盤整備とともに、地域イントラネット網を構築し、効率的かつ効果的に情報通信基盤の運用に努めたいと考えております。

4番目の質問でございます。

静岡県が平成19年3月に発表した静岡光ファイバー整備構想では、陸・海・空の交通基盤に加えて、急速に進展している光ファイバーなどを利用したブロードバンドネットワークを第4の重要な社会資本として位置づけています。

当町においても、ブロードバンドネットワークを将来的に必要な生活や産業の基盤となる社会資本としてとらえ、この事業を道路やダムなどの産業基盤整備や学校、病院などの社会福祉施設建設と同様のインフラ整備事業として位置づけています。産業振興施策、福祉、医療施策も非常に重要なものですが、まず社会資本を整備して、その基盤を活用して、さまざまな分野の課題に対応していきたいと考えるものです。

事業実施に必要な財源として考えている補助金なども5年ごとに大きく見直されています。現在の国庫補助制度は平成26年度まで、県補助制度は平成24年までとされています。それらの制度を活用できるよう基本設計業務において慎重に検討していきたいと考えます。

5番目の質問にお答えいたします。

本年度整備基本方針を策定中であり、総事業費についてはおおむね12億から16億が想定されております。当事業は川根本町建設計画並びに総合計画に位置づけられているところです。そ

の財源については国・県等の補助金、合併特例事業債を予定しております。

昨年９月にお示ししました財政計画シミュレーションでは、建設計画に基づき、平成22年度、23年度の２カ年で12億円の事業費を計上しております。財源としましては、国・県の補助金４億円、合併特例事業債７億6,000万円、一般財源4,000万円を予定しておりますが、現在の国等の補助金の状況が変化してきており、平成22年度以降の補助金については未定であります。

近年の国の経済対策により、当町は国の交付金の活用により投資的事業を中心に、地区等の要望にこたえた事業を展開することができました。また、交付金等により起債の借り入れについても最小限にとどめることにより、近年は起債残高も減少しております。

しかしながら、今後は当事業のような大型プロジェクトや地場産業の振興策が控えております。財政健全化指標では、現在のところ健全化は図られておりますが、大型事業を計画していく上ではその事業内容、事業費の精査は不可欠であり、他の事業とあわせ、実施につきましては事業の選択と集中により効果的に展開していかなければならないと考えております。

続きまして、ブロードバンド等の大型事業を行った場合の実質公債費比率及び将来負担比率への影響についてであります。先にお示ししました財政計画におきましては、建設計画をもとにシミュレーションをしております。現在の計画での建設事業につきましては、ブロードバンド、防災通信設備の大型事業のほかは通常の建設事業分を想定しております。これらの大型事業につきましては、その財源として国・県等の補助金と合併特例債を見込んでおります。具体的な比率は出せませんが、先ほど申し上げました財政健全化比率の状況を踏まえると、引き続き有利な財源の確保に努めていけば、比率の上昇はありますが、将来負担比率につきましては交付税措置等の控除財源があり、大きな影響はないのではないかと考えられます。

実質公債費比率につきましても、同様に交付税措置のある有利な起債等の活用により、大きな比率の変化はないと予想されますが、交付税措置も７割程度であり、残り３割は自主財源となるため、単年度の償還額及び経常収支比率に注意する必要があります。これら大型事業につきましては多額の費用を要するため、今後事業内容、費用の精査は不可欠であります。

次に、６番目の質問であります。

当事業の推進につきましては、現在基本的な方針の検討を行いながら、昨年のアンケートの結果等を踏まえた情報の公開について準備を行っております。また、住民の方を対象とした説明会の開催など幅広く御意見をお聞かせいただきたいというふうに考えています。それらの説明会などを進める中で、当事業の基本設計をまとめ、住民の皆様の同意を得たいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） ６番、原田君。

○６番（原田全修君） ただいまの町長のまず初めからの御答弁でありますが、今まで全協というようなところで聞かせいただいた以上のものではありませんが、今のお話の中でですね、こういった事業の必要性、私が申し上げているのは、ブロードバンド整備というものは大事な事業

であると思っているわけなんです、当然これは認識はしておるんですが、16.6億もの巨費を投じて今なぜやらなきゃならないのか。その理由として、同報無線、難聴地帯があるとかいうようなお話がありましたが、私が申し上げますのはその程度のニーズでもってF T T Hの方式をとることがまずは理解ができないということであるわけです。デジタルデバイド対策、情報格差解消対策につきましては、後ほどまた触れてまいりますけれども、衛星ブロードバンドあるいはデータ通信、個別に言いますとN T T ドコモのF O M Aという携帯端末がありますが、こういったようなものを使った技術の進展が非常に早く、スピードアップして追いついてまいりました。そんな状況の中で、デジタルデバイド対策、これはしっかりやらなければいけないということはありますが、F T T Hで同報無線で難聴をカバーするというような発想で16.6億欲しいということでは、とても住民の理解は、納得はされないじゃないのかと思っております。

先ほど同僚議員の朝からのいろいろな質問の中で、我がこの川根本町の産業振興をどう図るのか、もう火がついているこの茶業の振興策、どのように手を打っていくのか。これをまじめに、まともにやっていきますと相当な事業費もかかるものだと思うんです。そういったようなものをさておいて、この光ケーブルを張りめぐらさなければならないというようなところへ行ってしまうというこの事業計画に非常に私は疑いといいますか、そのくらいのものまでも抱くようなものを持っております。

もう一度お聞きします。F T T H方式にする。16.6億はかかります。この本当のニーズというものを本当に住民の気持ちを分析したということであるならば、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽根田泰一君） 原田議員の質問にお答えします。

なぜF T T H方式によるブロードバンド整備をという質問だと思いますけど、現在うちのほうで把握しているのは防災無線の戸別受信機の未設置世帯、これが現在約1,300世帯あります。また、地デジの放送を安定して受信できない世帯が240世帯、また老朽化が進んでいるテレビが共聴組合ですね、これに加入している世帯が自主共聴の組合の加入分が54世帯、N H Kの共聴組合加入分が135世帯ですか。また、天候により受信しにくい世帯が50世帯ありまして、トータルおおよそ240世帯ということで、現実これ大分広域化していますし、周知、いわゆる告知、行政側サイドから住民への告知するにはこの手段がいいではないかということで現在計画を進めております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） 先にパンフレットを示しましたけれども、川根本町にお住まいの皆様へ町からブロードバンド基盤整備に対するお知らせということでですね、ブロードバンド基盤整備を検討する理由としましては、実は今企画課長が答えられた内容については一切触れられて

おりません。実はブロードバンド基盤整備というのはもう、いちいち言わなくても必要性はわかると思うんですが、その手段として、例えば4、5年前まではまだまだ一般事業者といえますか、ブロードバンド事業者がなかなか山間地域の方まではサービスができないというようなことから、先ほどからお話もありました地域イントラネットの整備構想とあわせて、要するに地域のインターネット、そういったようなものもどうあるべきかということで光ケーブルを張りめぐらせるという提案がされている。

ところが、最近の、先ほど申し上げた技術的知見が必要だと申しますのはそういうことになってくるわけなんです、光ケーブルだけの世界ではないという話になってくるわけです。光ケーブルというのは御承知のように、非常に膨大な設備投資をしようとする。そういうことでありますので、先ほど企画課長がお答えになった同報無線という話につきましては、例えば静岡市で平成22年4月から実施しようとしております携帯、あるいはパソコンへの一斉配信、メール一斉配信システム、これで難聴対策をやっていこうじゃないかと、こういうような既に新しいツールを使ったですね、事業が展開されるわけですね。ですので、このF T T Hにどうして固辞するのかということが、これは住民には理解ができないだろうと思っております。

では、質問いたしますが、このF T T H方式をやったときのですね、あるいはもっと別の方式でやったときの費用対効果というようなものを計算されたことがありますでしょうか。

○議長（板谷 信君） しばらく休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時54分

○議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○企画課長（羽根田泰一君） （聞きとり不能）活用の場合の概算については23.86となっております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） 費用対効果をどのように証明するかというのはですね、例えば100円の投資をしたときに150円の得になりますということが、これが例えば1.5というような、こういったようなC/V、こういう評価手法もあるんですが、今言われた数字はこの16.6億を投資をしますと、どのようなメリットが出るかということを説明をいただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽根田泰一君） 大変恐縮ですが、数的には、数字的にはそういうものを出しておりません。

以上です。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） 23.8というのは多分ですね、100円を投資しますと23.8円のメリットがある。そういうふうではないかと思いますが、多分そういうことだと思いますね。しかし、私が言うのはですね、もちろんそういうメリットもありますが、もっとこの町に住んでいる住民がなんて言いますか、幸せになるといいですか、メリットをいただけるかというところで、このシステムをいろいろな形で使うことができると思うんですね。ですから、同報無線の解消策だとか、難聴の解消策だとかいうようなところでなくて、もっと大きな産業振興あるいは福祉、先ほど私、事例として見守り、お年寄りの見守り支援とかとありましたけれども、トータルでこのF T T H方式であるとこんなにいいものあるんですよ。言葉でもいいわけです。住民のアンケートからの声でも結構です。F T T Hに16.6億を投資しますと、こんなにあるんですよというようなことをぜひ公表をしていただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽根田泰一君） これは全協のときにもお話ししてあると思いますけれども、庁内、役場内の各担当の室長を集めて会議を持っていたものですから、その中でも全協のときもお話ししましたが、その中で出たことで、将来ブロードバンドを活用した住民向けサービスとしては双方向の告知通信システム、また高齢者見守りコミュニケーションシステム、これはもう一つまた遠隔画像の診断サービスとか、あと遠隔監視カメラの設置とか、先ほど出ましたI C Tですか、学校間交流システムの学校教育への活用とか、こういうもろもろのものが将来活用できるではないかということで、計画というか庁内検討委員会の中では出ていまして、また行政情報の地理情報のシステムとか行政情報の動画の配信サービスとか、いろいろこう、だんだん派生していくのではないかと検討委員会ではいろいろ出ていますけど、16.8億の中でやっていく中ではまだなかなか具現化していない状況で、22年度にはこれの基本的な設計をするということで予算計上してあります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） 基本的な設計をする。4,900万円もの大きな額を投じて、基本的な設計をするというのは、実は今言われたような地域イントラネットというこの少し大きくしていった遠隔医療システムという話が出ましたけれども、例えばこういったところに踏み込んでいって、あるいは資金面ではないにしても、こういうシステム設計ができるんだということがしっかり描かれていないと、そこに対する設計ということができないわけでもないと思います。多分それは夢のまた夢のような、遠隔医療画像システムというようなものはですね、夢のまた夢ではないかと思いますが、ただこれはF T T Hですよ。各家庭とお医者さんと結んで、病院と結んで遠隔画像処理システムができます。夢のまた夢だろうと思います。ですから、そんなようなものをとにかくただ入れ込んだだけでですね、システム設計にもう入っていくなんていうことは非常に無謀であると思います。これは指摘しておきます。

今お話がありました見守り支援システムということがありましたが、これはどんなふうなことを考えておりますでしょうか。ＦＴＴＨを使うとこれができるということですね。教えてください。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽根田泰一君） 先ほどの基本設計というのをちょっと言葉足らずだったですけど、22年度においてまず基本設計をして、それで、それをまた公表というか、見ていただいて、その次の手段として詳細設計に入るとというのが22年度の予算となっております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 6番。

○6番（原田全修君） 見守り支援システム、ＦＴＴＨで見守り支援をするという、この方法はどんなふうにしてやるのでしょうか。

○議長（板谷 信君） 課長、質問に答えるように。

○企画課長（羽根田泰一君） はい。失礼しました。高齢者見守りコミュニケーションシステムについての質問だったということで失礼しました。これについては、在宅、不在宅の確認、またテレビ電話機能への活用とか、見守り管理システムを具体的な内容としてはこの3点を取り上げて会議で進めております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） アンケート、住民アンケートの結果からそういうシステムは非常に有効だということが株式会社ビーム計画設計というところから出された、この中間報告であるわけなんですけど、これが住民のアンケートの声なんのでしょうか。お年寄りあるいはひとり暮らしの方々、病弱な方々なんかがですね、特に中心地から外れたところにおられるような方が、こういうシステムがあれば非常に便利だと言っておるのか、それともお年寄り、特にひとり暮らしのお年寄りなんかがですね、今なんて言いますか、マンツーマンで慰めてくれるような、あるいはいろいろな情報を伝えてくれながらお話をしてみたいと、こんなような形で見守ってくれることを望んでいると。私はむしろそんなふうにお年寄りの方々は思うんじゃないかと思うんですが、そのような分析もされた中で、このＦＴＴＨというものは一番いいんだというところを導き出しているのかということなんですけど、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽根田泰一君） 今の住民の行政サービスへの要望ということなんですけど、この川根本町情報化アンケート調査報告書、これの26ページに、利用したい行政サービスとして、住民アンケートですけど、町からの生活情報等の提供が28.1%、消防・防災情報等が21.9%、また遠隔医療診断相談等19.1%と、このようになっておりまして、住民の要望だと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） 先ほどから申し上げています、その中間報告というもののの中にですね、何度も同じようなことを言いますが、基本的なシステムというものは情報端末による告知放送、町内の有料、あ、無料テレビ電話ができますと。こんなに便利なものがあるんですよ、便利になりますよと。こういうのが実はこの基本サービスということでありまして、これでスタートを切っていきたいということなんですね、現在は。ただし、これだけではもったいないから、インターネットをやりたい方はつないで使うこともできますというような、もうブロードバンドはどっかへ行っちゃった形の中でのですね、告知端末装置を使いたいということがまずは表に出過ぎているといいますか、これが中間報告になっているんですね。

ですから、このブロードバンド基盤整備というものをスタート、計画をつくっていくということ、スタートさせたことは私は評価できると先ほど申し上げましたけれども、どこか本筋から外れて、よそのほうへ行ってしまうような気がしてしょうがないわけです。そんなことからですね、基本設計に入っていくなんてことはまさにこれは暴挙であるというしか私はないと思っておりますが、肝心のブロードバンド基盤整備という一番の基本の中で、これは総務省も言っておりますし、その中でですね、やっぱりデジタルデバイド、要するに情報格差をなくすためにはどうしたらいいのか。以前の技術では光ファイバーというものを張っていくという手もありました。ところが、最近はですね、先ほど言いましたように、技術革新が進んでおります。人口衛星、ブロードバンド、それから、例えば私も使っておりますのはFOMAなんですが、NTTドコモのこのFOMA、これを使いますと、もうパソコンとつないでいくことができる。例えば寸又峡温泉で、このFOMAを使っていきますと、もうほとんどこの地域と同じくらいのスピードでもってパソコンの操作ができるような時代になってまいりました。要するにFOMAだけじゃなくてauもありますし、いろいろなところがありますけれども、FOMAで言いますとそういうことです。

お聞きしたいと思います。こういったデータ通信と言うんですが、このデータ通信あるいは人工衛星、衛星ブロードバンド、こういったような方法、そして光ファイバー、例えば3つを並べたときにですね、これらをいろいろな形で駆使していくということが常識的に考えられると思うんですが、どのように考えられてきたかということをお聞きしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽根田泰一君） 今、議員の質問の中に、この川根本町ブロードバンド整備基本方針策定業務の中間報告書を資料としておりますけど、この9ページを見てください。よろしいですか。今回行政サイドで進めてきたのは、この9ページに書いてあるとおり、基本サービスと追加有料サービス、検討中のサービスということで、今議員が言われたFOMAとかちょっと考えていなかったものですから、これを主に今考えているというところです。

以上です。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○ 6 番（原田全修君） 今 9 ページを見たんですが、何を今言われたのか。要するに衛星ブロードバンドあるいはこのデータ通信、これをどのようにツールとしてこの中に含めて考えられたのかということを聞いているんです。

○ 議長（板谷 信君） 企画課長。

○ 企画課長（羽根田泰一君） 失礼しました。だから、今言われたツールとして F O M A とか、それはちょっと検討の中に入っていないです。

以上です。

○ 議長（板谷 信君） 6 番、原田君。

○ 6 番（原田全修君） ブロードバンド基盤整備なんていうことを言っただけで、既にこの辺のところは念頭になければいけないわけでありまして、このビーム計画設計株式会社というところはそんなような認識もなかったということなんでしょうか。あるいは委託の業務内容に、それは考えなくてもいいと。光ケーブルだけで考えてみてくれと、こんなふうに言ったんでしょうか。その辺どうでしょう。

○ 議長（板谷 信君） 企画課長。

○ 企画課長（羽根田泰一君） 委託業者にそういう認識は、ちょっと私わかりませんが、またそのように業者に言った覚えも私はありません。

以上です。

○ 議長（板谷 信君） 6 番、原田君。

○ 6 番（原田全修君） そんな程度でですね、16.6 億円かかります。そして平成 22 年度に、要するに 900 万を計上して設計に入ります。事業は 23、24 年度でやりますということが実は既成事実として既に町内に伝播をしておるわけなんですね。こんな事業計画というのは全くこれはあってはならないことだろうと思います。

もう一つ、技術的知見ということを申し上げます。実は寸又峡でも既に A D S L 並みのスピードでもってインターネットができるという形になりますね。では、例えばブロードバンド、要するに高速インターネット、これの基盤整備を今総務省の方では進めていて、ほぼできかっているというのは、実はこういったことをデータ通信だとか衛星ブロードバンドとかということを含めながら考えているわけなんです、例えばスピードということはおわかりでしょうか。1 M（メガ）とかあるいは 3 M（メガ）とか、この辺ところをやはりひとつ認識しておかなきゃなりませんので、スピードということをちょっとお聞きしたいと思いますが。実は、ブロードバンドというものが整備されるという条件は、整備されたという判定条件は、何 Mbit（メガビット）くらいのスピードだというふうに思っておられますか。

○ 議長（板谷 信君） 企画課長。

○ 企画課長（羽根田泰一君） 今、質問された内容については、この中間報告の 2 ページに書いてありまして、ここに A D S L が 1 M（メガ）から 30 M（メガ）と書いてありますので、1 G B（ギガ）ですか、ここに契約上そういうことが書いてあるのは、光ファイバーの場合は。こ

こを見ていただければわかると思いますけど、以上です。

○議長（板谷 信君） 6番。

○6番（原田全修君） ブロードバンドというのは、総務省が言っているのは1.5Mbit（メガビット）、メガポーとも言うんですが、そのぐらいのスピード。そのぐらいのスピードというのは一体じゃどのぐらいのものかということなんですね。実質的にデジタルデバイドが解消されたかという一つの目安としてはですね、これは100%満足するものじゃなくても、1.5Mbit/sec（メガビット・パー・セック）です。1メガポー。このスピードというのは例えばですねユーチューブという動画サイト、これは見られた人はいると思うんですが、企画課長が今私の質問にいろいろ答えてくれてありますので、ユーチューブでの動画というのはどのぐらいのスピードだと思いますか。

○企画課長（羽根田泰一君） わかりませんね。

○議長（板谷 信君） わからんきゃわからんでええよ。

○6番（原田全修君） 実はユーチューブの動画配信、これを見ていきますと、例えばサッカーボールを、サッカーの試合の動画をサービスしてもらっているんですが、1.5M（メガ）のスピードだと、これに十分追随していけるわけなんですね。実はこういったサービスが既に、FOMAのアンテナができているところは既にもうできているような形になります。確認はしてありませんが、接岨峡でも寸又峡でも多分もうそういう時代になってきたと。さらに私がここで提案をしていきたいのは、こういう時代が既に来ている。これは3年前はそうではありませんでした。3年前のシステムは実はこれなんですよ。これはですね、島根県の島根町で採用されたシステムです。これと全く同じシステムを我が町は今度採用したいと。こういうふうに言っているわけなんですが、島根県は島根町以外のところで、このシステムを導入しようとするところは1町もありません。新しいブロードバンドというものを当然そういう技術を採用していきたい。

ですから、16.6億円も投資しなくても、もっと少ない投資でですね、同様、同等、同程度以上、あるいはプロバイダーはいろいろなサービスを提供していきますから、我が町が告知端末装置でお年寄り支援システムだとか、同報システムだとか、こういうようなものより、もっともっと多くのサービスを事業者は提供してくる、そういう時代になってきているわけですね。

ですので、もう来年ですね、来年の7月に地デジが全国地デジに一齐に切りかわってまいります。地デジに切りかわるということはどういうことなのかといいますとですね、これは電波の世界ががらっと変わってくることなんですね。今も規制緩和が地デジをスタートさせることによって相当緩和されてくると思います。そうしますと、今言いましたこのFOMA、このタイプが既に、いいですか、これはパソコンにつなぐことができますから、パソコンへないだときに、既にもう7.2M（メガ）のスピードがもらえるようになってきました。これがですね、来年の7月の地デジが開放された時点以降からは、実はこのスピードがさらにアップされてくるという想定を今しております。さらに2、3年たつともっとアップしてくる。要する

に電波の世界にも入ってきたということなんです。こういう御認識はありましたでしょうか。

町長、ここの点については少しどの程度御認識だったかということをお聞きしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 質問者がなぜそういうことを聞いているのかということをも十分踏まえた中で答えてください。

○町長（佐藤公敏君） 申し訳ないわけですがけれども、全くテクニカルな面についての情報を自分自身持っていないものですから、ひたすら聞き入っているところでありますけれども。

○議長（板谷 信君） 6番、原田君。

○6番（原田全修君） 実はそういったようですね、我々が今ベースに持っている認識というのはそのくらいだと思うんです。若干私はこういったことに興味を持っている人間、またそれで飯を食ってきた人間でもあるものですから、電気とか、情報とか、通信とかかなり強いかもしれませんが、そういうふうですね、技術的な知見、あるいはそういった他市町村と申しますか、そういったところの前例を見習いながら、この我が町も進めていくという基本的な姿勢が必要だろうと思います。

もっと、最もこれから大事なものは、私はこの地域、この川根本町というところが、この町独自の設備を持ったり、あるいは町独自のソフトウェア、アプリケーションというんですが、こういったことを持って、この地域だけがこじんまりしたシステムをつくってしまいますと、これから町長もおっしゃっております広域連携というものはどうなのか。これは実は情報から入ってくるという、こういう時代に入ります。町長の御所見をお伺いしたいのは、こういった情報ツールをうまく使った観光あるいは産業振興、そういったまちづくり、そういったようなことのお考えがあるのか、考えていきたいと思っておられるのか、情報をメインにした、ツールにした。その辺のところをお聞かせ願います。

○議長（板谷 信君） 町長。最後の答弁になりますので。

○町長（佐藤公敏君） もちろんこういう情報を使って、いろいろな産業政策ですとか観光振興を図っていききたい、そういう思いは持っております。そういう中で、今回のブロードバンド、技術的な問題についてはわかりませんけれども、今までの業者さんとの提案、そういうものの中で、いいものが出てきたという認識で一応お諮りしたわけであります。ところが、今、原田議員のお話ですと、もう既に3年前の技術なんだというようなお話もございます。そこら辺については全く知識を持っていませんけれども、そういうことも含めてですね、とりあえずその基本計画を練っていくわけでありますけれども、そういう中に、そういう新しい技術も当然含めてですね、計画をこれから練っていく、そういう必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） これで原田議員の質問を終わります。

続きまして、9番、市川昌美君の発言を許します。9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 通告しました一般質問を行います。

正論、異論、激論の末、平成22年度の予算審議が終わったと思っております。夢食う虫も好

き好き、それぞれの思惑の背景を見る思いで議論を聞くことができました。我田引水のごとく見えるものも、当事者には当時者の論理があり、必然性を持っていることが不思議で、黙って耳を傾けたのは私だけではなかったようです。私は、中川根、本川根、この両町の合併後丸4年、合併後の町政に不満を持った方々からの直接選挙で選ばれた議員であり、その責務を果たす責任がございます。町のスタンドで、あるいは商店で、あるいはちょっと寄った飲み屋で合併の期待が外れたことへの怒号や不信が激しくなりました。それぞれ異なった長い歴史を持つ2町、生活環境もその整備の進捗状況、人口、財政状況、町の方針も違うのは当たり前のことです。

中川根の茶業、本川根の観光立町も世界的なリーマンショック後の景気の低迷で、ともに頭打ちの状態というよりも危機に瀕しております。私は、低迷する茶産業を初め、農業の再生と合併後の川根本町の立地の観点を大切にと考えております。議会も町長、役場の職員も町政の刷新のために発想の転換、小さな行政機構を目指して行財政改革を、この改革も聖域である人件費に切り込まなければ、弱い者いじめに終わってしまいます。大幅な経常経費収支比率の引き下げが至上の命となっております。従来のごとく前年度のカリキュラムを踏襲することから脱皮することが肝要です。当面の問題点の検証と町の未来を見越した自主的な事業への切りかえが急務かと考えます。これからはあの戦後復興も高度成長も望むことはできません。

この状況の中で、旧中川根を中心とした農業の再生は地場、地産地消をベースに、堅実な営農ができることが可能なのが最大のテーマととらえております。莫大な投資をした北部の観光施設も時期を見て検証は必要と認めますが、一方的な切り捨ては認められません。北部の方々の中には当座の間に合わせにはそれをクリアするだけの財源と資金はまだ十分あると考えている人もおります。課題は山積しますが、人心の遊離だけは何としても避けたいと思います。

それでは、2点質問いたします。

低迷する農業、その現況の地区別、個別の現状把握はできておりますか。今後の農業再生の方向性を示してほしい。また、農業の後継者に対するバックアップはどうするのか教えてください。

質問2です。ちまたの声、職員の声、問題視される老人介護の現状はどうなっているのか。社会福祉協議会の問題点はどこにあるのか。町はその解決策を提示できないのかお答え願います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 市川議員の質問にお答えいたします。

議員の現況の地区別、個別の現状把握はできているかとの質問でございしますが、町では20年度に農家アンケートを実施したことにより、地域別の状況や意向をとらえることができたと考えております。その結果を見ますと、現状を維持したいとする意向が大多数であります。農業経営者の高齢化、農業従事者の減少、農業生産の継続に対する意欲の減退等から、縮小・離農志向も3分の1近い結果となり、縮小・離農志向者には農地そのものを売却や農地貸付とい

った意見が多く、耕作放棄地の増加とあわせて、この意見に対する対応が今後の地域農業を維持するための課題と言えます。

なお、昨年の共同製茶工場の一番茶の状況を見ますと、29工場の荒茶平均単価格差ですが、2,400円から6,200円となり、平均単価は3,200円でした。また、3,000円より安い工場が12工場、4,000円より高い工場が4工場ありました。このことはここ近年産地、工場間格差が大きいことや基本管理の不備による品質低下も下落の要因につながっております。このことから工場間のばらつきを少なくし、底上げするよう農協等と協力して支援してまいりたいと思っております。

また、今後の農業再生の方向性ということですが、太田議員、中野議員の答弁と重複しますが、本年度実施しているマーケティング調査等を踏まえ、昨年度定めました4つの指針、地域を守る川根茶づくり、川根型茶業経営スタイルの構築、消費者の嗜好に沿った茶、売れるお茶の生産、販売、地域の特性を生かした消費者に好まれる農作物の生産、販売を踏まえ、川根本町農業振興計画、仮称でございますけれども、これを早急に策定して、活力ある農業振興を目指していきたいと思っております。

なお、個別の現状や農業後継者に対するバックアップはという質問ですが、多種多様であり、その都度農協営農指導員や新たに予算計上しました地域農業支援員による指導で対応させていただきます。

また、国県の補助事業を初め、新規就農者の就労支援、町の農業経営に対する補助金等による支援もさせていただきます。

次に、老人介護についての問題であります。老人介護の現状についての質問でございますが、平成12年度に介護保険制度が創設され、以来介護サービスの充実が図られ、町内においても介護サービス施設として特別養護老人ホームを初め、7事業所が開設されております。また、平成18年度には、法改正により介護予防の推進が重要視されたことに伴い、地域包括支援センターによる訪問調査、民生委員との懇話会などを通じて情報の収集、生活機能評価検査による早期発見に努めております。また、その受け皿として3カ所の生きがい対応型デイサービスセンターの運営を開始したほか、集会施設等を利用して介護予防教室などを実施し、高齢者が要介護者へと移行することのないよう介護事業を展開しているところであります。

介護保険制度のほか保健福祉関係の法改正も行われております。昭和59年実施された老人介護法では、生活習慣病予防が重視され、40歳以上の方に対して健診や家庭訪問を幅広く行ってきましたが、平成18年度に施行された健康増進法においては、特定健診によりメタボリック症候群の予備群を抽出し、対象者を重点的に個別指導するというより有用にリスクの高いほうに重点を置いた施策へと転換されてきております。

こうした状況の中、高齢者の見守り体制については、地域包括センターを中心に保健、医療、福祉関係者との協働を図り、支援体制の強化に取り組むとともに、介護保険や保健福祉サービスの提供に努めてはおりますが、やはり地域全体での見守り、支え合う体制づくりが必要不可欠となります。今後も引き続き高齢者が健康を維持し、地域の中で生きがいのある生活を送る

ことができるよう地域コミュニティの協力を得て、高齢者が元気で暮らすことができるまちづくりを推進していきたいと考えているところであります。

次に、社会福祉協議会の問題点はどこにあるのかという質問ですが、御存じのように、社会福祉協議会は独立した社会福祉法人であり、会の運営は理事会がその権限を持って執行しております。理事会は町議会、民生児童委員協議会、区長連絡会、社会福祉関係団体、行政機関の代表のほか、学識経験者の全11名で構成されております。社会福祉協議会は、その定款の第1条でうたわれるように、川根本町における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としている組織でありまして、川根本町の誕生に伴い、旧町単位の組織が合併して今日に至っております。2事業所の統合に伴い、管理体制や運営方法を初め、細部での調整など不十分な点もあったかと思いますが、執行機関としての理事会の意思統一、さまざまな課題解決を図る体制の整備が最も重要ではないかと考えます。

社会福祉協議会は地域にあって、数多くの福祉事業を推進しており、その役割、存在意義はわかり知れないものがあります。それだけに地域住民との信頼関係が大変重要となります。社会福祉協議会は、昨年12月執行機関も新体制となりましたので、大きな期待をしているところであり、町も行政機関として理事会及び評議員会に参画しておりますので、皆様からの御意見を賜りながら、課題の早期解決を図り、信頼される社会福祉法人となるようかかわってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 単刀直入に申し上げますけれども、たしか昨年度だったと思いますけれども、あ、昨年だったと思いますけれども、社会福祉協議会の中で上司等とのトラブルで、トラブルがありまして、退職を覚悟で町への改善を要請した10人の女性の職員がいると私は聞いておりますが、その実態はいかがですか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） 議員の質問にお答えします。

昨年でしたね。そういった要望書といいますか、そういった内容の文書が福祉課の方に届けられました。その中で上司とも協議した中、やはり町長が申し上げたように、理事会での対応が基本ではございますので、私も福祉課長として評議員会に出席しておりましたものですから、評議員会であり、そういった問題点があったということで、理事会の中で協議していただくよう依頼したところでございます。その後、理事会の中でいろいろ審議をしていただいたということは伺っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 社会福祉協議会の御質問の件でありますけれども、昨年私、理事とい

うことで出ておりましたので、そのことで少しお話をさせていただきますが、御質問のとおり、そのような動きがございまして、そういう中ですね、社会福祉協議会の職員の厚生というか、保護というか、そういうような形の中ですね、検討をいただくようにということで、私の方でアンケートを、全職員にアンケートを出させていただいて、そのアンケートについてはですね、一応取りまとめた内容をですね、前会長でありますけれどもお届けをしております。それに基づいて理事会で御検討をいただきたいという御報告をさせていただきました。また、そのアンケートもですね、詳細の部分もございましたものですから、それについては後日お渡ししますということで、私は言わせていただいておりますので、一応自筆部分がありますので、それを私の方でパソコン打ちをしまして、打ち直しをしまして整理をしたものをお届けをするということでお話をしております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 市川君。

○9番（市川昌美君） 昨日行って、職員の方に聞いてみましたけれども、いまだ解決していないということで、これはどちらがいいとか悪いとかで言う問題じゃなくて、同じ職場で働くのは、お互いに譲り合って、とにかく円滑に運営をやっていないと何もなりませんからね。ましてや介護というのは本当にこれから一番重要な部分の一つとして活動していく場所ですから、この辺はまた理事会を開いたときに、30日にたしか理事会だと思いますけれども、これは特に御提案していただいて、協議していただきたいなと思います。

それから、指定管理者制度になりましたので、経営実態の把握が本当に困難になりつつあるのではないかなということを感じております。管理が行き届かなくなってしまっているこの状況の中で、例えば町ではいわゆる財政の監査を行うことは可能なんですか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（柴田光章君） 委託事業の指定管理を初め、多くの事業を社会福祉協議会の方にお願している状況ではございます。それで、当然そういう団体についての監査というのも可能だと考えております。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 先ほどの質問のところで、少し補足をさせていただきます。

私、1月1日から理事の方はおりておりますので、新しい理事、行政側から西村総務課長がおりますので、先ほどの詳細アンケートについてはこちらに委託して、今後の理事会で検討していただきたいと思っております。何よりも働きやすい職場、生きがいというんですか、働きがいのある職場でなければならないものですから、そういうことで御協議をいただきたいと思っております。

それから、今課長が言いましたように、社会福祉協議会については監査事務というのは県のほうにございまして、これは市町村ではありませんので、県のほうで指摘事項という形等に、理事会等で提案していけば、そういう形の中でも協議はされていけるかと思えます。

以上です。

- 議長（板谷 信君） 9 番、市川君。
- 9 番（市川昌美君） よろしく願いいたします。

それでは、茶業の問題について質問いたします。まず、予算面から質問いたしますけれども、平成20年度の予算の農業人口比が1,862万となっておりますけれども、これに対して農林業センター運営事業費が1,981万5,000円、その中に含まれる茶業振興支援経費部分の詳細を説明してください。

- 議長（板谷 信君） 産業課長。
- 産業課長（鈴木一男君） 市川議員の質問の22年度茶業振興費の内訳ですが、委員会でも説明いたしましたが、本年度予算額1,862万、これの内訳ということですね。
- 9 番（市川昌美君） いや。
- 議長（板谷 信君） もう1回質問聞きますか。もう1回お願いします。
- 9 番（市川昌美君） その中の農業振興費の内訳は予算に載っておりますけれども、運営事業費の1,981万5,000円の、いわゆる振興支援経費部分が明細にございません。だものですから、それをお聞きしているのですが。
- 議長（板谷 信君） ページ数で示されますか、ページ数で。同じものを見ている、予算書。
- 9 番（市川昌美君） いやいや、これもう私は持っていないもので。質問事項だけ。

じゃ結構です。議長。

- 議長（板谷 信君） 9 番、市川君。
- 9 番（市川昌美君） 面倒くさいですから。実は何を言いたかったかといいますと、21年度実績で見ると、この1,981万5,000円に2,128万2,000円という人件費が入りますね。そうすると、農林業センターの経費が4,000万を超えるんですね。これが川根本町の農政の実態ではないかと。各事業の赤字支出も含めて全般に人件費が事業経営を圧迫しておりますね。結局予算的にはいろいろやっていますけれども、この辺の状況はどう見ておりますか。
- 議長（板谷 信君） 産業課長。
- 産業課長（鈴木一男君） 今の質問は農林業センターの運営費のことで、職員の給与がということですかね。農林業センターは、本年度3,400.....農林業センターの運営事業費、これですね。センターの運営事業費はセンターはお茶の苗の生産販売ということでやっておりますので、それがほとんどの事業費にということであります。
- 議長（板谷 信君） 9 番、市川議員。
- 9 番（市川昌美君） ちょっとすれ違いが多くて、質問を変えます。

耕作放棄地の農地への再生利用のための取り組みの支援には、国県町の三者による100%の補助率がありますが、事業実施主体が地区自治会、地域内団体に限られ、個人が外されておりますけれども、この救済処置はございますか。

- 議長（板谷 信君） 産業課長。

- 産業課長（鈴木一男君） 耕作放棄地の対策ということでの質問だと思いますが、個人で、耕作放棄地のまず最初、農業委員会に耕作放棄地の場所を特定してもらって、その耕作放棄地に該当する地番、それが耕作放棄地の対策の場所になります。それで、国県の補助事業を利用しますと、その耕作放棄地の全部が100%補助で行われるということです。それは個人でも可能です。借り手がということです。

以上です。

- 議長（板谷 信君） 9番、市川君。
- 9番（市川昌美君） こういう制度はいろいろ雑草を刈ったり、いろいろな補助枠がありますけれども、この補助事業のいわゆる情報は、生産家あるいはこの仕事に携わる人たちに周知徹底されておりますか。
- 議長（板谷 信君） 産業課長。
- 産業課長（鈴木一男君） 委員会でもちょっと説明したんですが、各区長さん、それから農業関係の代表の方に集まっていたいて、耕作放棄地対策ということで説明はしてあります。
- 議長（板谷 信君） 9番、市川君。
- 9番（市川昌美君） それから、もう一つ、いわゆる川根茶の流通と、いわゆる消費状況の実態調査を1月に行っていると思いますけれども、これ去年の夏ぐらいにもう県平均のいわゆるキロ単価が荒茶で2,000円割れになった時点で、なぜ今ごろまでその調査を引き延ばしてきたのか。もうあと一月もすれば新茶が出て、荒茶の売買が始まるというときに、この辺どう考えているんですかね。
- 議長（板谷 信君） 産業課長。
- 産業課長（鈴木一男君） この調査は県の補助金をいただいてやりました。それで、県の補助金がつくのがだいぶ手間取ったというか、遅かったものですから、秋以降の発注になったということです。

以上です。

- 議長（板谷 信君） 9番、市川君。
- 9番（市川昌美君） 課長をいじめるつもりでも何でもなくて、実を言うと、この前も私、申しましたけれども、いわゆる生産家、1次産業の茶業者が60%ぐらいいつでも倒れてもいいというような状況ということを生産家にも聞いておりまして、それから、この2月19日の静岡新聞の、川勝から2010年県予算というのでコラムに載っておりますけれども、IT業者がいわゆる菊川でレタスを作っているんですけれども、これより別なグループに川根本町の方々が参加しているんですね。出稼ぎに行っているんです。それは農業の後継者で茶業をやっている人たちなんですけれども、ただこれをずっと調べてみますと、いろいろなグループがありまして、これかなりきちとした契約と、いわゆる下の基礎的なものを調べておかないと、ちょっと危ないような部分もあるものですから、結局本当はここに茶原があるんですから、転作するんだったら当然ここでできるんだけど、ある程度この、いわゆるこの町の基礎的な方針が決まら

ないものですから、茶原は置いておいて、それで、菊川あたりまで、今現在はその試験操業みたいな形で土日に行っているんですね。家山あたりの方も行っておりますけれども、結局、これ何かいいグループがありますけれども、悪いグループに会ったら、身ぐるみはがされてしまうような怖さがありますけれども、これ見て思いましたけれども、先ほど言いましたように、放棄茶園にしても何にしても、今少し県でもいわゆる茶業とか農業に力を入れているものですから、当然いい補助制度もあるんですから、その辺をもう少し各農家に委員会だけでなく、周知徹底すると。少し資料でもちょっとコピーして渡していただければ、そういうものを少し勉強して、利用してやってみようかなという人もいますけれども、何となくまだ町の方針が従来の補助金をつけておけばいいわぐらいと考えていると、そんなに簡単な現状じゃないものですから、その点従来のいわゆる農業に対する考え方と、今実際こういう状況で、第1次生産者は赤字ですからね、完全に。1町歩あろうと1町歩半あろうと赤字で、この前私も茶業の大会に行ってみましたが、農協が買いますけど、あっせん扱いにという話をちょっと私なりに解釈しましたが、よく生産家に聞いてみますと、農協が言うのか、メーカーが言うのかわかりませんが、茶業組合に対して、いわゆる荒茶生産の製法のいわゆる蒸かしの部分、それを指示してくる話があって、例えば深蒸しとか浅蒸しとか、そういう指示があるような話をちょっと私も耳にしたんですけれども、結局最近旧本川根のほうでもそうですけれども、一番主体的にやっている人たちが組合から離脱するんですね。ということは今の茶工場は暇な人がもんで、もちろんお茶にたけた人がもんでいる組合もありますけれども、平均的に時間がある人がもむということで、少し昔みたいないわゆるぜいたくな要するに荒茶の生産ができないのではないかなというような傾向がちょっと見えてきたものですから、その点あたりは把握しておりますか。あ、議長、把握していなかったら結構です。

○議長（板谷 信君） 一応聞きます。産業課長。

○産業課長（鈴木一男君） 詳しいことはわかりません。農協の営農指導という方がいまして、その共同茶工場のほうの指導等はしている状況ですが。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） ですから、何か振興会もありますけれども、そこら辺が今度はいわゆる底辺部へ向かってどのくらい働きかけをしているのか。何となく町のいわゆる営農方針というか、一応川根本町の一つの基本的なもの、生産からいわゆる流通販売までの一括したものが伝わっていないような形で、私はそういうふうに感じますけれども、その辺いかがですか。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（鈴木一男君） 共同の茶工場に加入している農家の方は、全体の7割ぐらいではないかと思うんですが、その方たちと共同の連絡会とか、そういうところで指導していけばいいと思います。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） その点が徹底しないと、町のいわゆる思いも伝わらない部分が出てくる

と同時に、組合によっては、あるいは良質なお茶をもんで作って、荒茶を作って、かなりいい成績を残しているのもありますよ。それは私も聞いていますけれども。その辺のばらつきを何とかしないと、川根茶全体のお茶の評価につながるのではないかなというような気がいたします。そういう点で何となく共同組合離れというのが、それも一番重立ったような人たちが今回のあたりでも動いて、たしか地名かどこかへお茶をもんでいただくような話もちょうと耳にしたものですから、その辺の傾向というのは後のところは聞いておりませんが、その点私が考えますのに、合葉になったということは、要するに生産家は合葉にして、あと売掛金が戻ってくればそれで楽なんですけれども、結局組合としては組合で買った生葉で作る荒茶の量が莫大になるものですから、そうすると、お茶を売る先は1社しかなくなっちゃうんですね。まずあまり多い数量では普通の茶商では買えないですから、そうすると農協1つになってしまって、結局買い手市場になるのではないかと。こんなきついことを言うのは私ぐらいかもしれませんが、そういう状況をいわゆるもう少し一応観光立町と言われる形で今町の方針でやっている部分もありますから、そこら辺をいわゆる観光を利用して売するような努力をしないと、これは同じ現状のままになるのではないかと。

先ほど私より前にお話ししいただきましたけれども、本当に300万円やそこらの予算を組んで、川根本町のお茶はこんなにうまいかという飲むところが本当にはないですね、どこも。だから、千頭駅あたりへ降り立って、お茶屋2軒ぐらいしかないですからね。ですから、駅前でも、あるいは茶茗館でもどこでも無料で観光客が飲めるようなシステムをつくると、またこの川根本町のいいお茶の消費も変わってくるのではないかと私も考えていますけれども、その点少し考えていただければありがたいと思いますけれども、町長、いかがですか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 市川議員の今お話を聞いていて、おっしゃりたいことをちょっと考えていたんですけれども、茶工場のその機械が要するに大型化してきて、そのことに伴って、そのなんて言うんですか、小さい農家のお茶が、その前は恐らく六貫機ですとか古い時代になりますけど、小型の機械があって、茶葉に応じたもみ方といいますか、合葉しないでもんできた、そこにその川根茶の個性もあったけど、大型化する中で摘菜期間も短くなって、そういう中で品質が落ちてきているというような意味合いのことをおっしゃる……、市川議員のおっしゃることがなかなかつかみかねていたんですけれどもね。それで、要するにお茶が売れないから、お茶を提供する場所をというお話でございますけれども、そのお茶というのは今も無料でというお話でございますけれども、すべておもてなしの材料として無料で提供するものという意識が大変強い部分があるわけですね。ですから、そういう試飲する場所があってもいいわけなんですけれども、逆にお金を取ってお茶を提供する。ほんとうにお茶を茶茗館で一部やっていますけれども、そういう施設があってもいいのかなという感じはします。いろいろな川根茶も川根茶として全く一つの味にする必要はないわけでありまして、工場、工場あるいはその茶葉なら茶葉、土地なら土地のそれぞれの個性のあるお茶を作り合えば、そこに川根茶の多様性という

ことも出てくるわけでありますので、そういうお茶をとこところで飲んでいただけるような仕掛け、そういうものはしていきたい。それが川根茶の販売を増やしていくような、そういうことにもなっていくんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 技術的なことは私も素人ですから本当に深くはわかりませんが、要するに今の茶商も含めたいわゆる1次産業、ほとんど今の現状というのは深刻を乗り越えていますから、その部分に取り組む、いわゆるいろいろな関係者の意識を本当にもっときつく低いところへ考えないと対応できないかなという感じが私はしているんです。そういう意味で、今までの従来どおりのようなやり方をやっていたら、恐らくもう離農してお茶をやめちゃう人が増えていくのではないかなと、そういう心配があるものですから、あえて言いますけれども、今までも何人かの方がこのお茶についていろいろな御意見や質問をしていただきましたけれども、どうも答弁の対応が従来と同じような対策で通るのかなというような、そういう形があると思うんですけれども。特に産業課長に聞きたいですが、その辺本当に現場へ行って、いろいろな生産家と話し合いながら、その現場を見ながら、どうしたらいいのか。私たちはどういうふうにバックアップをしたら、あんなたちはどういう形で御飯を食べていけるのかなというような、そういうものがないと、ここのブラインド越しに生産家を見ていたって、私らが茶原を車で通って見るようなもので、全く生産家の意欲も高揚もしないし、いろいろな意味でその実態もわからないじゃないかと思えますけれども、先ほど聞いたら、産業課は4人しかいないというのは少ないなと思いましたけれども、私たち鹿児島へ行って、いわゆる南九州のお茶を見てきましたけれども、もうここをはるかに超えているんですね。個人で残留農薬も測って、それでいわゆる追肥を入れる時期と、その容量まで計算してやっていますからね。ですから、向こうもいわゆる市価は半値ぐらいになっていますけれども、あの衆はもう、退路を断って、それで先を何往復もして、それで生活費も借金をあてるぐらいでやっていますから、心構えが少し違うんですね。

ですから、恐らく自然淘汰して、この生産量が減ってくれば、当然今頑張った人たちには需要と供給のバランスがまた戻ってくるんじゃないかと。それで、あれだけ広大な生産地を持っているところというのは効率化が容易なものですから、そういうのを考えると、こういう中山間のこんな厳しいところは何となくいろいろなものをやって、多角経営でもやりながら、場所のいいところで本当にお茶に適したところだけ残して良質茶を上げていくような、そんな形をとっていかないと、ちょっと生き残れないかなという感じがするんですけれども、その辺いかがですか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） いずれにしても、そのお茶が川根茶に限らず、日本全国のお茶がなかなか売れない、そういう状況になってきております。それから、ライフスタイルも変わってきたし、食文化も変わってきたし、人口も減っていく、そういう状況になってきております。そう

いう中で、お茶が売れない状況というのは、今後もいろいろな拡販をとりながらも、お茶の需要を増やしていくというのは大変難しい時代に来ていることは間違いがない話だというふうに思っております。

ただ、きょうも先ほど休憩の折に、この廊下で傍聴に来ていたお方でしたけれども、デパートに行ってみたときに、安いスーパーで川根茶は見かけるけれども、東京の三越なり何なりへ行ったときに川根茶って見たことないよというお話をちょっと聞いたんですね。そういう意味で、せっかく全品で優等なり農林水産大臣賞をとる品質のお茶を持っていながら、その売る先が、これは国内市場という話になるんですけれども、そういうまだまだ足りない部分があるのかなということも感じました。ですから、そういうことも含めてお茶の販路というのは考えていく必要があるんだろうと思います。

それから、お茶が売れない状況になってきて、今、日当たりのいい場所ですとか、そういうところに傾斜していったらどうだというようなお話もございましたけれども、放棄茶園が増えていくという状況の中ではそういうことも意識的に考えていく必要もあるのかなというふうに思っております。

いずれにしても、基本的にはそれぞれの地域に共同工場があって、その地域のお茶の振興を考えていくわけでありますので、基本的にはそこがまず頑張っていて、そこに対して町としてどういう支援ができるのか。どうしても町の職員の数の問題ですとか、指導できる能力の問題等もございますし、それから、農協がひと頃のように店舗を幾つも持って営農指導に力を発揮するというようなことも、昔から見るとかなり後退していますので、ですから、そういうものを補うという意味で、22年度の予算の中に農業の支援員を1人専門の方を役場のほうで臨時雇用いたしまして、その方にも現場に出させていただいて指導もしていただくような対応も考えていますので、そういう中で何とか川根茶の今後の消費増につながるような方向を、何とか目指していければというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） これで終わりますけれども、本当にこの1年というのは尊い1年になると思いますけれども、産業課あるいは町長から言われたような結果が出ることを祈って、今年度の予算を見守りたいと思っていますけれども。本当にこれで追加的に少し、茶業に少し手助けしたいというようなときが来ましたら、補正でも何でもいいですから、せめてへばりついて長男坊として、後継者としてアルバイトをやりながら残っているわずかな後継者ですけれども、本当に宝物ですから、これから将来に向かって支援してあげていただきたいなと思ひまして、その点町長に一言聞いて終わります。

○議長（板谷 信君） 答弁求めますか。町長、一言。

○町長（佐藤公敏君） 川根茶の非常事態だというふうに思っております。川根から川根茶を取ったら何が残るのか大変心配な状況になっていることは間違いのないというふうに思っていますので、そういう意味で一生懸命茶業振興対策にしっかり町としてもできる努力をしていきたい、

そう思っております。

- 議長（板谷 信君） 以上で一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

全協を開きますので、大会議室の方へお願いします。30分ぐらいのつもりです。

休憩 午後 3 時 0 5 分

再開 午後 3 時 3 2 分

- 議長（板谷 信君） それでは休憩前に引き続いて会議を再開します。

日程第2 議案第6号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例について

- 議長（板谷 信君） 日程第2、議案第6号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については、提案理由の説明は終了しておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（板谷 信君） 起立全員です。

しがつて、議案第6号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第8号 川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する
る条例について

- 議長（板谷 信君） 日程第3、議案第8号、いやしの里診療所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については、提案理由の説明は終了しておりますので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号、いやしの里診療所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（板谷 信君） 起立全員です。

しがつて、議案第8号、いやしの里診療所条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第12号 国土利用計画（川根本町計画）の策定について

- 議長（板谷 信君） 日程第4、議案第12号、国土利用計画（川根本町計画）の策定についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、中澤智義君。

- 第1常任委員長（中澤智義君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

3月3日の本会議において、議案第12号、国土利用計画（川根本町計画）の策定についての

付託を受け、3月10日午前9時から大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

国土利用計画（川根本町計画）の策定について。概要については担当課職員より説明を受けながら進みました。この計画は、町内において計画的な土地利用を推進するため、土地利用に関する総合的かつ基本的な指針とし、本計画を策定するものです。担当者の説明後、委員から質疑が行われました。

主たる内容を抜粋しますと、国土利用計画（川根本町計画）の策定についての質問に、土地基本法における（土地についての公共の福祉を優先）などの土地理念を踏まえ、土地利用計画法第8条の規定に基づき、川根本町における土地の利用に関する基本的な事項を定めるものです。この土地利用計画は、平成30年目標で、総合計画より長いとの説明がありました。利用区分ごとの希望目標について、もっと積極的な夢を持つ目標であるべきと考えるがとの質問に、過去10年の実績を考慮し、それをもとにして予測を立てた。過去の10年も元気なまちづくりの施策を様々実施している。今後も施策は実施する。そうしたことも十分考慮しての予測と目標ですとの回答があった。社会的、文化的条件の中の土地利用形態で、それぞれの町域面積の割合の合計が100%を超えているがとの質問に、土地の利用目標が重複する土地がありますので、100を超えていますとの回答があった。耕作放棄地、空き家利用を積極的に進めて、人口増を目標とすべきではないかとの質問に、まちづくりで実施しています。リストも作っているが、すぐに入れる空き家が少ないのが現状ですとの回答であった。利用区分の河川の目標に水質の保全とあるが、大井川の水質の改善を強く目標とすべきではないかとの質問に、美しい河川の維持、回復と目標に入っています。水質に関しての項目はないけれど、環境基本計画の中で詳しく計画を立てていますので、そちらの方で協議し、検討し、計画していると御理解くださいとの回答がありました。県に提出したとのことですが、訂正は可能か。また、議会の議決前になぜ提出したかとの質問に、県に協議のためと、県との方針との整合性を図るために提出したと。県との矛盾が生じなければ訂正は可能だと思います。今後協議して正式なものになると思いますとの回答がありました。予算は一般会計ではないのですかとの質問に、合併支援交付金ですとの回答であった。奥大井自然公園の定義はとの質問に、定義の基準はありませんとの回答がありました。国土利用計画で農地法は国の計画で目指すものがあるのかという質問に対して、農振地区、農地、工業としっかり分けている地区は他の市町にはありますが、それほど本町においては詳細区分はしていませんとの回答であった。工場、工業誘致について見込みが並行の予想となっているがとの質問に、宅地をもっと……工場、工業誘致について見込みが並行の予想となっているが、宅地をもっと増やすべきではないか。計画などで気合いが入った計画を立てるべきではないかとの質問に、国土利用計画は土地基本総合計画なので、性格的なもので、規模も少しは考えなければならないと思います。県との協議で決まってくると考えていますとの回答があった。以上のようなことが確認されました。

審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行われました。全員賛成で原案どおり可決し

ました。

以上で第1常任委員会に付託された土地利用計画の策定についての審査の経過並びに結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号、国土利用計画（川根本町計画）の策定については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

しがつて、議案第12号、国土利用計画（川根本町計画）の策定については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5 議案第18号 平成22年度川根本町一般会計予算

日程第 6 議案第19号 平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 7 議案第20号 平成22年度川根本町老人保健特別会計予算

日程第 8 議案第21号 平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第 9 議案第22号 平成22年度川根本町介護保険事業特別会

計予算

日程第 1 0 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度川根本町簡易水道事業特別会計予算

日程第 1 1 議案第 2 4 号 平成 2 2 年度川根本町温泉事業特別会計予算

日程第 1 2 議案第 2 5 号 平成 2 2 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

- 議長（板谷 信君） 日程第 5、議案第18号、平成22年度川根本町一般会計予算から、日程第12、議案第25号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、中澤智義君。

- 予算特別委員長（中澤智義君） それでは、予算特別委員会に付託されました平成22年度川根本町予算について、審査の経過と結果について報告します。

3月3日、本会議終了後、正副委員長の選出を行い、審査日程、審査項目の事件について協議いたしました。委員長には私、中澤智義、副委員長には中田隆幸議員が選出されました。

審査の日程につきましては、3月4日、5日、8日、9日、10日の5日間に実施しました。厳しい日程の中でありましたが、平成22年度一般会計予算及び特別会計予算7件の審査について、それぞれの所管課長及び室長等の説明を受け、審査を行ってきました。また、11日の午前中には、田野口駅と徳山の杉沢団地の現地視察を実施いたしました。視察終了後、議案第18号、一般会計予算から議案第25号、いやしの里診療所事業特別会計予算までの採決を行いました。審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第18号、平成22年度川根本町一般会計予算は、賛成多数で可決です。

議案第19号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、賛成多数で可決です。

議案第20号、平成22年度川根本町老人保健特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第21号、平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、賛成多数で可決です。

議案第22号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、賛成多数で可決です。

議案第23号、平成22年度川根本町簡易水道特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第24号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第25号、平成22年度川根本町いやしの里診療所特別会計予算は、賛成全員で可決です。

次に、審査の経過の意見、質問、要望等について全体を報告すべきですが、今回は審査の結果を委員長報告として、その中の幾つかを抜粋して報告させていただきます。

生涯学習課、社会教育総務費、10款4項1目13節の3中学生海外英語研修事業委託料についての質問に、21年度未実施のため、2年、3年生40名を実施する。3年生については選考は終わっているので、その人たちが行けるかどうかの希望調査はすると。2年生については、例年のとおり選考を行うとの回答がありました。

社会教育関係団体補助金、文化協会の200万、21年度は100万に対して倍増ではないかとの質問に、この200万は限度額であり、文化協会主催の事業にのみ対象となる。

10款4項3目文化会館運営費、13節の15、文化会館自主事業委託料について、合併5周年事業として中電の後援は確定かとの質問に、今回限りということで話を進めているとの回答がありました。

10款5項1目保健体育費、1節1体育指導委員は何名かとの質問に、8名であると、そういう回答であった。

10款5項2目海洋センター運営費、7節1臨時雇い賃金について、プールの監視員は水泳の指導もするのかという質問に、監視のみである。指導はしないとの回答であった。夏休み中、学校のプールが使えない状況にあり、利用したい子供のために送迎の交通手段を考えてほしいとの質問に、難しい問題ですと回答がありました。

総務課、2款1項1目一般管理費、2節に職員の異動状況はとの質問に、21年度現在、職員は160名、今年度退職3名、新規採用1名、22年度は158名体制ですとの回答があった。

2款1項2目文書管理費、消耗品費が増えた理由は何かとの質問に、22年度より印刷機をカラー刷りにできるよう機器を変えるため、カートリッジなどの使用で高くなる。印刷機の借上料も上がっているとの回答がありました。

生活健康課、2款4項1目13節の3、質問、住基ネットの枚数は、利用実態はどうかとの質問に、今年度は1月までに309枚、今までで総数は845枚、利用実態はわからないとの回答がありました。

2款4項1目13節の4、戸籍電算システム機を新しくする理由はなぜかとの質問に、効率が非常によくなるとの回答があった。

国民年金事務費、3款5項1目、年金相談を受けることがあるかとの質問について、ある、内容によっては社会保険事務所へ送っているとの回答がありました。

4款1項2目扶助費の1、内容の説明をという質問に、中学生まで3割負担、一律500円、月4回2,000円が限度ですとの回答がありました。

4款1項3目20節の4、子宮頸がん接種補助、20節の4、子宮頸がんになぜ年齢制限をしたのかという質問に対し、データから制限をつけた。医療機関とも相談した。今後結果を見て検討するとの回答がありました。

4款1項4目11節の6、生活改善センターは耐震かという質問に対し、昭和44年に建設されているので、その当時の耐震にはなっていると回答がありました。

4款1項6目18節の1、霊柩車を購入するが、どのくらい使ったか、たっているのかとの質問に、平成元年に購入している。20年たっているとの回答がありました。

4款1項6目19節の21、古紙に奨励金がつくが、町のごみには奨励金がつかないのはなぜかとの質問に、小学校の回収は資源だが、町の回収はごみであるとの回答があった。

国民健康保険事業特別会計、1款2項2目12節の10口座振替率はどの程度かとの質問に、

81%であるとの回答があった。

8款2項1目11節の4、印刷製本費38万1,000円は何かとの質問に、国際エイズデーの啓蒙を国保保険料納付者全員を対象に配布すると回答があった。

8款2項1目13節の2、医療費通知作成委託料は無駄ではないかとの質問に、医療費の間違いをチェックするために必要との回答がありました。

いやしの里特別会計事業予算、1款1項1目、いやしの里診療所は、町外の患者が多数いると聞くがとの質問に、約1割弱、1月は48人ほどと回答がありました。

1款2項1目、事務員の勤務が午前、午後と分かれているが、一定しないのではないかとという質問に対して、しっかり対応はできているとの回答がありました。

建設課、4款1項7目28節の1、水道は企業会計で進められると言われているがという質問に、移行は進めているが、資産の調査が難しく、まだだとの回答がありました。

6款2項7目15節の1、久野脇集落排水工事がなぜ林業整備費だとの質問に、中山間地域にあるので対象となるとの回答があった。大島団地が入居者が減り、入居者の管理費が値上がりするのではないかととの質問に、この住宅共益負担金10万円があり、これで助成していく。入居者の負担はないと、負担値上げはないと、そういう回答でありました。

11款2項1目9節1、区道とはどの道を言うのかとの質問に、町道でなく、市道でなく、赤道などを指すと、そういう回答でありました。

簡易水道特別会計事業、1款1項1目、デフレの時代なので、土地借上料の単価を見直す必要がないかとの質問に、すべての土地借上料に関係する問題なので、返答はできないが、検討はするとの回答があった。

2款1項1目13節の4、昨年に比べて大幅に減っているが、その理由は何かとの質問に、水質検査箇所が少し減った。また、低価格入札でこうなったとの回答があった。

教育総務費、10款1項2目1節1、教育長はどうなっているかとの質問に、考慮中である。欠員の状態はよくありませんので、いずれ御相談しますので、御協力をお願いしますとの回答があった。

10款1項3目7節の2、学校の統合は急ぐべきだが、22年度にそうした予算が入っているかとの質問に、入ってはいない。体制がとれてはいないと回答がありました。

10款2項2目20節の1、当地はお茶の産地でありますので、社会勉強の中でお茶に対する勉強を取り入れてはいかがか、学校教育に取り入れてはいかがかとの質問に、南部小で少しやっている。総合学習の中で検討するとの回答があった。

10款3項2目19節の20、部活動で通学バスが利用できない生徒を親が送り迎えしているが、そうした費用を見ることはできないかとの質問に、今の要綱ではできないとの回答であった。

10款3項2目14節の15、パソコンの借り上げはどこの会社で、契約は何年かとの質問に、オカムラで5年契約だとの回答があった。同じく町内の業者ではできないのかとの質問に、入札ですので、指名がないとできないとの回答があった。

学校給食、材料費の地産地消は進んでいるのかとの質問に対して、難しい。同じ品物もそろえることが大変だとの回答があった。学校給食はどのくらい配食しているのかとの質問に、1日622食との回答があった。滞納はどのくらいあるのかとの質問に、160万くらい、世帯数で.....160万ほどです。世帯数で12世帯ですとの回答がありました。給食費は幾らかとの質問に、小学校で4,200円、中学生で5,050円ですとの回答がありました。

社会福祉費、3款1項2目18節の1、備品購入費は何かとの質問に、訪問用車両購入1台分だと回答がありました。

3款1項3目13節の9、システムの運用を緩和できないのかとの質問に、原則登録制で行っておりますので、難しい。道路運用規定もあるとの回答があった。13節の9、昨年あった介護資格研修補助金が今年はないが、なぜかという質問に、昨年は26人の研修があった。今年は応募しても参加者が少ないと判断し、取りやめた。県の指導を受けるため、人数が確保できないとできない。希望者が多くなれば再考すると、そういう回答がありました。

敬老会の内容はとの質問に、75歳以上は報償費、商品券で2,000円、敬老会事業対象者は事業費2,000円を上乗せして行うと回答があり、報償費の2,000円については地元の要望に任せるとの回答がありました。

税務課、2款3項1目、徴収を厳しくやると聞くがとの質問について、不納欠損が出ている。サービスと負担を公平にするため、徴収を厳しくやる。差し押さえも辞さない。もちろん相談にも乗るとの回答があった。

歳入1款1項1目、今年の税収はとの質問に、現在申告中であるが、農家の還付が多い。厳しい状況であると回答がありました。

産業課、6款1項3目19節の23、特産品とはどういうものか具体的にとの質問に、柚子、わさび、ブルーベリー、しいたけその他である。19節、21年度の事業である茶流通マーケティング消費者調査はどうなったかとの質問に、現在取りまとめ中である。消費者は県外に調査している。結果は企画と連携して次の事業に生かすとの回答があった。

6款1項4目19節の1、茶放置園に借り手には助成金があるが、貸し手にはないのかとの質問に、借り手には10aに30万、貸し手にはありませんとの回答であった。

林業費、6款2項2目13節の4、この事業は部落の周りや鉄道沿線に使えないのか。国の緊急雇用対策事業です。町道部落内は難しいとの回答であった。13節の猟友会の現状はとの質問に、高齢化で会員が減っているとの回答であった。

6款2項3目14節の7、重機借り上げはどこから借りているのかとの質問に、地元の建設業者から借りているとの回答があった。

6款2項4目17節の4、権利購入金300万について、買う義務もないのになぜ今年も買うのかとの質問に、長尾川源流部で災害予防の目的もあるので、購入する。300万が妥当であるかどうか検討する必要があると思うがとの質問に、国有地ですので、森林管理士とも相談するとの回答であった。

以上、抜粋して幾つかを報告いたしました。

最後に、委員長より報告の中に特につけ加えたいことがあります。２款２項３目企画の中の13節委託料、市場開発調査研究事業委託料について、一般質問等でもいろいろありましたが、行政は茶業関係、茶業生産家、農協との相談、検討を十分に図り、その上で事業を進めるかどうか、関係者並びに議会と合意を諮りながら慎重な態度で取り組む。場合によっては廃止、方向転換も柔軟に考え、茶販路拡大策に取り組むと行政よりお話がありました。また、ブロードバンド計画につきまして、町民との民意を諮るため、地域相談会を開いて十分な町民の民意を把握する。今後の技術の進歩も十分に見きわめ、他社との検討も再考する。議会の合意も諮りながら取り組むとの行政より確認がありました。

以上をもちまして予算特別委員会の審査報告を終わります。各課の室長並びに係長、課長、丁寧な説明をしていただきました。誠にありがとうございました。また、町長、副町長も全日参加してくださいました。参加、出席してくれました。今後ともこうした姿勢で臨んでいただきたい、そのように思います。本当にありがとうございました。

○議長（板谷 信君） これで予算特別委員長報告を終わります。

予算特別委員会は、議長を除く全議員が所属となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略します。

これから……、10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 最初に、議長から今日の委員長報告のまとめが後日配付されるという報告がありました。私も認めたんですけども、それは。今回は特別ということで、これが慣例にならないようにぜひお願いしたいと思います。

○議長（板谷 信君） はい、わかりました。そのように議長の方からも事務局に強く言っておきます。

これから、議案第18号、平成22年度川根本町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。5番、小藪君。

○5番（小藪侃一郎君） 5番、小藪です。

議案第18号、平成22年度川根本町一般会計予算について反対討論をいたします。

22年度予算案に対し、一般質問でも述べたとおり、中国関連の事業約1,500万円の事案を含め、やや机上の計算である、いわゆる現場の姿が見えない。平成22年度川根本町当初予算資料説明の施策名、景気雇用対策の中のまちづくりとして、市場調査開拓……開拓調査研究事業として1,000万円が計上されています。それが中国等だと説明されました。まさか外国を対象にした事業とは考えられませんでした。景気雇用対策の中に載っております。

事あるごとに現場、現場と言われている佐藤町長であります。この事業は現場の意見に耳を傾け、議論した足跡が全く見えないのであります。現場無視の感は免れません。一般質問で準備不足を認められるような御発言がありましたが、3月13日の中日新聞のコラムに、ウィー

クリー川勝知事という欄がありました。その中で、油断の一手、改めて現場修行、と見出しがあります。川勝知事がお金を投じる前に必ず地元の同意を得るように、そしてマスコミも含め、公開で練った上でやるようにと、やや厳しい口調で幹部らに徹底したとあります。

51億8,500万円の22年度の当初予算であります。3月11日から、あ、3月4日から11日まで予備日もフルに活用して行われたわけですが、予算案には評価できる事業もありますが、町長自身の予算の質問に対する町長の思い、本気度が伝わる説明は少なく、残念でした。新しくやろうと計上したトップダウン事業の中国関連、川根茶市場開拓調査研究予算約1,000万円は単年度で終わるものではございません。10年、20年の連続事業になる可能性があります。外国、中国に投資し、その成果が本町に成果の還元、利益還元の可能性が全く不明確、不透明であります。川根本町の地元投資し、それが住民の実感できる連続事業とは違います。

全協でこの事業は先ほどの御報告にありましたように、議会あるいは茶業関係者の理解が得られなければ執行をしないということですが、中国と市場開発調査研究事業1,000万円は条件つき事業になったとはいえ、事業は残ります。中国と外国よりも国内での販路、消費拡大のために早期に対策を打つべきであると考えます。まさに議会のチェック機能を働かせなければいけないものであります。それが我々議員の役目であります。頑張っている川根本町町民、住民の皆様に対し、議員の役目をしっかり果たすためにも、川根茶産地のお茶に組みする者としても、熟慮の結果、反対討論をいたしました。それぞれの胸に手を当てて議員諸氏の賛同をお願いいたします。

終わります。

- 議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、森君。
- 7番（森 照信君） 7番、森です。

私は、議案第18号、平成22年度川根本町一般会計予算案について、賛成の立場で討論させていただきます。

3月4日より予算特別委員会において慎重な審議がなされました。いつもは4日間という審議でありますけれども、今回は予備日まで使った審査で、大変慎重な予算審議だったと思っておりますし、先ほども一般質問でいろいろな問題が出てまいりました。

ただいま出ましたお茶の開発ということで、中国販路の開発ということでもありますけれども、やはり今お茶というものが大変厳しい中であって、何とかその打開策をということで町の方でも何とかしなくちゃいかんということで、このような予算を組んだということでもありますけれども、いろいろな話し合いの中にあっても、今からこのやっていく市場開発というものは、これから茶業関係者の皆さんと、生産者の皆さんともいろいろ相談しながらどのような形でやっていきたいかという柔軟な姿勢を見せております。やはり一番町もお茶というものには大変心配をしているあらわれだと思っておりますし、議会の方にも逐次報告をするということでもあります。

私が一番心配しておりますのは、今度予算の中にありますけれども、県下で最も早く取り組

んだ肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチンの接種、こういうものは時期を逸しては効き目がないものであります。ぜひともそのような住民サービスに係る大切なものでありますから、早く予算を成立して、住民サービスをしていただけるようにしていただきたいと思ひまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（板谷 信君） ほかに討論ありませんか。議案に反対者の討論を。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

原案に反対の立場から討論いたします。

とは申しまして、毎回述べていることですが、当然今回上程された予算のすべてに反対というわけではありません。来年度一般会計予算は51億8,000万円で、合併後最少の予算になりました。地方交付税は今年度同額の21億5,000万円を計上し、少し余裕を感じる予算です。それは町民の暮らしや命を守るとの佐藤町長の方針のもと、予防費で2,254万円増の4,000万円近い予算となり、これまで強く要望してきた新型季節性インフルエンザ予防接種やヒブワクチン、高齢者の肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンなど各種の予防接種に補助が拡充しました。

また、母子保健費で、扶助費が440万円の減額になっていますが、中身は今年度実現した乳幼児医療費補助の所得制限なしで中学卒業までの拡充や、妊婦健診の14回すべてへの補助を実績に合わせて計上したためで、不妊治療への補助も新設するなど、町民を守る姿勢に大きな拍手を送りたいと思います。はしかの予防接種を受ける子供が減って対策が必要というニュースが流れていましたが、新たな予防接種も周知徹底が図られ、予防効果が上がることを期待します。

22年度から北部地区で本格運行が始まる路線バス対策費も3,079万円で、37万円減額になっていますが、経費節減の厳しい課題の中で、巡回やデマンド、既存交通機関の運賃助成など利用状況やアンケート調査などを参考に検討が重ねられました。走らせるからには一人でも多く利用されるよう月1,000円以下の定期券を創設するなどの改善を強く求めるものです。

大きな特徴のもう一つが、ただいま大きな議論になっていました川根茶の中国市場開発調査費1,000万円とブロードバンド詳細設計委託料5,000万円、約5,000万円などです。その必要性や効果、方法など議会も町民の間でも賛否両論が噴出し、合意ができた状況ではありません。特に中国における川根茶市場開発調査については、厳しいお茶の再生の目的からとはいえ、3月1日から視察へ行かれた職員の報告でも、生活の違いや国民性の違いなど川根茶が入りこむ可能性は非常に難しい感じを受けたと述べておられ、まずは観光、交流でお土産販売につながるよう、結婚でこの町に住んでおられる中国人の奥さん方や働きに来られている方々に協力をいただき、町民のやる気とグループ育成を支援することこそ先ではないかと考えます。

また、ブロードバンドの詳細設計委託についても、最初から企業につながるのではなく、いろいろなところから情報を得て、町民にもあらゆる機会をとらえて意見を聞いて、町としての意思決定を諮るべきではないでしょうか。まだ庁舎内でも不安の声が上がる状況で見切り発車することはないと先ほども約束をされましたけど、後々後悔を残す原因にならないよう強く要

望いたします。合意を諮らず、意見も聞かず、行政主導で進めた過去の失政が大変なお荷物になっていることが多いこの町で、住民は巨額な事業にとっても敏感に不安を抱いていることも事実です。まずは町民の合意を諮ることが何より大事なことを繰り返し要望します。

来年度指定管理者が時之栖に変わるもりのくにに大きな期待が上がっていますが、今働いておられる人たちがどうなるのか、どのような待遇になるか、雇用の安定も含めて心配されます。ウッドハウス、バス運行など利益だけをはねて、町民には低賃金と長時間労働が押しつけられている町外企業への委託は、行政が本気で町民の中にグループ育成を図るなど町民を守る取り組みが求められます。

厳しい財政削減のもとで、茶農家の現金収入を支える公共事業が激減し、茶価低迷が追い打ちをかけるもとで、国の緊急経済対策により町内業者の仕事が少し増え、来年度予算でも土木費や農林業費、消防費などで今年度より大幅に工事請負費が増えていることは、茶業や林業を守る上でも大事なことだと思っています。しかし、22年度予算の区事業補助金がわずかに100万円に減ったのは要望が少なかったとの説明でしたが、これまで毎年要望してもなかなか聞いてもらえないとの苦情を聞いており、にわかには信じられないことで、要望が出れば補正で対応したいとの課長の答弁に期待します。

また、要望が少ない理由は、高齢化や不況でぎりぎりの生活を身近に送っているのを見ておられる役員の皆さんが、地元負担が生じる要望は出せない状況もあるのではないかと危惧されます。その意味でも地区集会所の管理修繕が合併のすり合わせで地区負担となり、老朽化する集会所の大規模修理への不安が募っています。22年度予算のコミュニティ費にも454万円もの地区負担が計上され、空調取り替えなどへの負担は仕方がないとしても、建物本体の修繕費への負担である水川集会所屋根ふき替えに147万円もの地元負担が計上されているのは条例改正でも反対しましたが、いまだに地域の批判も多く、とても認められないものです。

21年度は学校給食費が値上げになりましたが、22年度予算では保育料が2,853万円から3,101万円に248万円近くも増えています。保育所運営委員の報告では、国の基準が高額所得層でもう一つ段階が設けられたが、当町には対象者がいないので、実質据え置きと同じとのことでしたが、なぜ保育料収入が増えるのか予算委員会では何の説明もありませんでした。質問しない原因が悪いと言われるのでしょうか。要綱の変更があったときぐらいは議会に配付すべきではないでしょうか。

さらに予算決算審査では、所得ランク別対象人数など積算根拠が示されて当然だと考えます。要綱変更は議会の議決要件ではないため、報告する必要もないと思っているとしたら大間違いです。このような議会への軽い考えが商工会館のトイレ改築でも補助金514万5,000円のところでもめた大きな理由です。工事費1,029万円の2分の1補助との説明だけで予算計上後に要綱の補助率を4分の1から2分の1に引き上げたり、図面も出さず、積算根拠も示さないなど議会軽視もはなはだしいものです。ほかのところでも余りにも積算根拠を示す資料や説明が少な過ぎて、何のための予算審査かわからないところもありました。

税務課の賦課徴収費では、悪質滞納者へは断固取り立てを行うとか、滞納整理機構への移管予告の効果が報告されました。しかし、訪問は公平に欠けるので、やめて、納税相談にみえるよう呼び出しを行い、全然応じなければ悪質と判断するとのことですが、それで本当に生活困窮者を把握し、適切な救済措置がとれるのでしょうか。民間でさえ支払いにみえない方へは粘り強く訪問して集金します。差し押さえもあるなどと書かれた滞納整理機構への移管予告書を送りつけるのは、払いたくても払えない高齢者や業績不振で収入が激減した人にとって、家や命さえも奪われかねない恐怖を与えるもので、憲法遵守を責務とする行政が決してやってはならないことのはずです。

特に県下でも自殺率が多く、所得水準が低い当町では、収入にかかわりなくかかる固定資産税や16.4%もの高い延滞金などは深刻で、実態に合った救済策を講じることこそ今一番求められている命を守る町政ではないでしょうか。

また見逃せないものに、今年度当初予算より1,680万円も減額となった老人福祉費で、減額の大きな理由に在宅介護支援センターの全廃があります。あかいしの郷と社協の本川根、中川根事業所の3カ所に設置委託していたのを、事業の効率性や公平性の点で役場内に置いたほうがよいとの要望が民間事業所から出されたのをきっかけに、今年度は経過措置として社協の2カ所を1カ所に減らして、社協職員が役場に出向しておりました。22年度から役場に設置するのかと思っていましたが、すべて廃止して、地域包括支援センターで行うと説明されましたが、包括の職員増は当初予算には出ていません。副町長は1名の増を考えていると言われましたが、募集でもしているのでしょうか。今でさえ地域包括支援センターは、名前のとおり町民の複雑な相談にも対応を迫られており、町民のセーフティネットや自殺防止のためにも職員増員が欠かせないところです。人員確保もしないまま、さらに大変な役割を押しつけるのでしょうか。委員会でもただしましたが、在宅介護支援センターで行っていたひとり暮らしの高齢者の訪問対話など、一人で元気に頑張っておられる高齢者に一番の励ましとなるもので、縮小しないためにも職員確保を強く求めます。

来年度予算に計上された5カ月分で180万円の千頭温泉運搬業務委託料はその最たるもので、自噴もしていない温泉を無理やりポンプでくみ上げ、昨年8月に取り替えたばかりのポンプが今もまた故障して動かないため、加入旅館4軒に供給するための温泉を接岨から運んでくる予算とのことですが、契約の期限もなく、千頭温泉廃止の合意ができるまでは永久に供給し続けなくてはならない。ポンプの故障にも多額なお金をかけ続けなければならない。そうでなければ契約者に違約金の補償も生じかねない取り返しのつかない失政と言うしかないものです。

毎年300万円ずつ買い続けている観光造林の権利購入費がことしも計上されました。杉山町長が森林の持つ多面的な価値や、その保全に努める中山間地の取り組みを国に訴えて、無償譲渡を求めていくと約束され、21年度の購入費300万円も議会から中止せよと言われれば中止する旨の答弁があったもので、佐藤町長にも購入執行中止や予算計上中止を求めてきたものです。購入の理由を町有林として一体的に管理したいなどと、よほど財政に余裕がある説明がされま

したが、変えよう、変わろうと呼びかけた町長らしからぬもので、佐藤町長にはぜひ国の無法な言い分に屈するのでなく、無償譲渡への交渉に力を入れていただきたい。観光造林法も既になく、森林保全の責任は国を挙げて高まっています。国が管理を投げ捨てているなら、なおさら無償譲渡の要望は通るはずです。買う約束もない、どこへ行くわけでもない町の山の国からの権利購入など地方主権を掲げた佐藤町長がやるべきではないことを強く訴えます。

最後に、来年度予算に新政権の目玉である子ども手当費6,950万円が全額国庫負担金で計上されました。中学卒業までのすべの子供が対象ですが、全額支給は財源が確保できないとして、22年度は半額の月1万3,000円です。これまでの児童手当受給対象者では月3,000円しか増えません。財源確保のために民主党政権は、18歳未満の扶養控除の廃止を決めました。このことで負担増となる家庭が少なくないことが問題になっています。さらには財源確保のために、所得が少ない人ほど負担が重い逆進性の強い消費税引き上げ論が与党から浮上していることは重大な問題です。消費税引き上げや医療、福祉削減など国の悪政に対し防波堤となり、町民の暮らしや健康、財産を守る自治体の責務や真に町民が主人公のまちづくりを目指すことを強く求めて、22年度一般会計予算に反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 御苦労さん。次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、山本君。

○3番（山本信之君） 3番、山本信之です。

平成22年度川根本町一般会計予算について賛成いたします。

その内容は、3月定例会行政報告の中で説明がありました。平成21年度における大きな出来事は何といても自民党と公明党の2大連立政権から、民主党、社民党、国民新党による3党連立政権との政権交代が行われたことであり、静岡県県政においても民主党が推薦する川勝知事が誕生したことであります。

21年12月3日に、当町において平太さんと語ろうが開かれました。知事に対してそれぞれの立場から、様々な考えを発表した中で、知事は川根茶の販路拡大のために中国との友好都市提携について提言されました。これは川根本町にとってプラスに作用するような交流にしていかなければなりません。そのためには川根本町へ訪れ、交流人口の増大につながることで、そして川根茶の拡大につながることであります。

当町は観光面においても力を備えております。静岡空港が開港されたことにより、奥大井、南アルプスの自然、大井川鉄道のSL、温泉などリピーターや誘客を図っていきたいと考えています。町民も中国へ訪れ、交流を図り、見聞を広め、中国からも多くの人たちが川根本町を訪れ、交流を図り、町の活性化につながり、町が発展していけばいいと考えます。

行政改革については、自治体がある限り、行政が継続する限り、常に意識の中に入れて進めなければならないもの、それが行政改革と思っております。それぞれの立場で力を出し合うことによってまちづくりを進めていきたいと思います。

私は、22年度川根本町一般会計予算について賛成いたします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありますか。6番、原田君。

○ 6 番（原田全修君） 私は、平成22年度川根本町一般会計予算に反対する立場で討論をいたします。

2 款 2 項 6 目のブロードバンド整備計画詳細設計業務委託料4,898万3,000円につきまして、この件につきましては、予算審議の場では光ファイバーを全家庭まで張りめぐらせ、F T T Hでのサービスを行うブロードバンド基盤整備にこだわらず、事業内容の変更もあり得る柔軟な対応とするという答弁がありました。そうであるなら、先ほど私の一般質問、川根本町の情報通信基盤整備事業構想への取り組みの姿勢を伺う、この中で4,900万円の設計費の予算執行に当たって、どのような手順を踏むかというような説明もなかったということはどういうことであつたでしょうか。社会通念的に見て、4,900万円もの膨大な設計費というのは、本体事業はその数十倍、数十億円にも達するであろうと容易に想像できる設計費であります。

平成21年度の事業としてブロードバンド整備基本設計策定業務約600万円を業者に委託しておりますが、その中間報告で光ファイバーを張りめぐらすという基盤整備の提案があり、それがそのまま事業費16.6億円を必要とし、したがって、設計費は4,900万円程度になろうという選択の余地を残さない業者の連動があるであろうというふうに想像されます。あくまで光ケーブルを張りめぐらせ、あえて私から言わせますと時代おくれと言わせてもらいたいような告知端末装置とテレビ電話を全戸に配置する、そういうシステムを意図とした設計費であるということとは明確であります。

ブロードバンド基盤整備は川根本町の基本構想をしっかりとつくり、そのコンセプトを明確にしていけば、おのずと方法は定まってくるものであらうと思います。まず構想をつくるべきであらうと思います。ハードウェアの選択として、光ケーブルは幹線に使用し、人口集中地域での活用が考えられます。携帯基地局の整備の進展に応じて光ケーブルでの対応が不利な地域では、データ通信によるインターネット接続が考えられます。携帯基地局の設置も不可能な地域は衛星ブロードバンドの活用が考えられます。というような選択もできるわけであります。町の行事や緊急放送などはインターネットを使ったメール一斉配信を行うとか、子供、お年寄りの見守り支援には携帯電話でのシステムの活用が可能であります。ブロードバンドの世界は技術的にも急速な進歩が続けている、続けております。莫大な投資が必要な光ケーブルを中心とした基盤構成を求めるのは誤りであらうかと思っております。

また、当町の置かれている厳しい茶業を初め、経済産業の厳しい環境打破、人口減少や福祉、教育環境、これらの課題への対応など、山積している諸問題を抱えている現状を認識すれば、原案にあるような膨大な投資が必要な事業は今計画すべきときではないと思います。拙速に進むべきではないこの事業、今は技術の進展をも見極めた、見定める時期にあらうか……事業の計画を見定める時期にあらうかと思えます。そんなときに4,900万円もの設計業務の計上は明らかに過剰であり、むしろ今の段階では計上すべき事業ではなかったと思われます。

このような不明朗な、かつ一般会計予算の約、当町の一般会計年度予算の約3分の1を要するという膨大な当町の財政に極めて大きな影響を与えるようなブロードバンド整備を背景にし

た予算が含まれている平成22年度一般会計予算は、住民には理解がされるものとは思えません。委員長報告に予算執行に当たっては、民意を把握して進めるとありましたが、今進めてはならないと思います。基本構想を明確にし、基本方針策定業務の中間報告書を完成版とするよう委託業者に促すことがまず必要で、それが住民や議会の承認が得られた後に設計に入るべき、こういうプロセスを踏むべきであると思います。

以上から平成22年度一般会計予算案には反対するものであります。

- 議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、高畑君。
- 11番（高畑雅一君） それでは、私は、平成22年度川根本町一般会計予算について、条件をつけて賛成討論をいたします。

この予算については、平成22年度川根本町一般会計の委員長であります中澤議員の方から委員長報告にも今ありましたように、総務費、衛生費、農林水産費、商工費、教育費の中に各種住民に目を向けた予算も計上されております。しかしながら、企画課で計上された市場開拓調査費が問題になっております。その一つの市場開拓調査費の予算については、しっかりと検討をし、住民、茶業に従事している者、各種団体とも協力、理解を得られるようにしていただきたい。また、この事業が今後川根本町の茶業にどのような影響を与えていくのか、そういうこともしっかりと検討していただきたい、そう思っております。住民の理解、各種団体の理解が得られない。そして議会の合意がなければ、町長は執行しないと明言をされておりました。そのことが委員長の報告の中にも示されております。このことは重く受けとめていただきたいと、そういうふう感じております。

私は、町は各種団体、住民の理解、議会の合意がなければこの予算について執行しないという条件をつけて、本案に賛成といたします。

- 議長（板谷 信君） ほかに討論ありませんか。
（「討論なし」の声あり）

- 議長（板谷 信君） なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第18号、平成22年度川根本町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号、平成22年度川根本町一般会計予算は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（板谷 信君） 起立多数です。

しがつて、議案第18号、平成22年度川根本町一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第19号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。簡潔にお願いします。

○ 10 番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木多津枝です。

原案に反対の立場から討論を行います。

まず、討論を行う前に、日ごろ国保会計の運営や加入者の健康を守るために寸暇を惜しんで仕事をされている担当の職員の方々、現場の皆様に心から敬意を表します。

それでは、反対討論に入ります。

この会計は、この予算は、7月の本算定後までは過去の医療費推移から算定した医療費や老人保健拠出金に変わった後期高齢者支援金、介護納付金、老人保健拠出金の後から来る請求分などを国・県・町療養給付費交付金、前期高齢者交付金を充てて、予測される繰越金を引いた残りを国保税で上げている。実際には所得が確定して、国保税収納額が判明する7月の本算定までは国保税がどうなるかわからないというもので、予算では保険給付費の1,000万円近い減額見込みにより、国保税が242万円減額の1億2,678万円が計上されています。不確定な会計に反対しても余り意味はないと思われるかもしれませんが、国庫支出金が1億2,416万円で、保険給付費の6億3,656万円の19.5%しか計上されていないことや、調整交付金をわずか1,000円の科目設置しか上げていないことなど、このまま本算定に持ち込むようなことは許されないことで、本算定では国負担の計上や医療費以外で国保税をむやみに使ってはならないこと、町が行うべき保健福祉事業に国保税を使わず、しっかりと一般会計から繰り入れを行っていることなど、さらには可能な限りの国保税負担軽減に取り組んでいるかなど厳しい審査をして本算定を行うことを強く求めるものです。

それは所得の不安定な人を対象に、国民皆保険という国の目標で始められた国保制度が、今では所得が300万円の4人家族の場合で、40万円を超す自治体が珍しくないことが報道されていましたが、当町でも例外ではないことが試算でわかりました。社会保険などでは事業主が半分以上を負担していますが、国保では事業主の代わりに国が半分負担をしていたのをどんどん引き上げて、今では25%しか負担していないことが国保税が高くなってきた大きな原因です。

今回の予算で国負担は20%を割りました。5%は来るはずの調整交付金ですが、不確定との理由で1,000円の科目設置になっており、このような、このままでは国保税引き上げにつながりかねない要注意な予算となっています。過去にも医療費の高見積もりや歳入で少なく見積もる手法で国保税を必要以上に引き上げて、余剰金を国が5%以上とあいまいな基準を設けている支払準備基金にため込んできました。しかし、ここ数年は加入者の負担増を避けるために、ため過ぎた基金の取り崩しが行われ、国保税引き上げが避けられていますが、介護納付金負担分や後期高齢者支援分が組み込まれたことで限度額の引き上げなどの負担増が繰り返されてきています。しかも22年度予算では、保健事業費に21年度より315万円も多く一般財源、つまり国保税を計上し、平成18年度決算から20年度決算まで保健事業に国保税は1円も使っていないことから、今回の予算計上は道理のない異常なものだと言えないものです。なぜこれまで医療費以外に国保税を使わないようにと努力を積み上げてきたことが生かされなかったのか大い

に疑問です。

また、国保税の値上げを避けるために、限りある基金を取り崩すだけでなく、一般会計からその他の繰り入れを行い、加入者の貴重な財産である基金を守り、これ以上負担増を招かない本算定がされることを強く要望します。

また、国に対して、国の負担をもとの50%に戻すよう要望する声を上げ、命にかかわる資格証明書の発行をやめて、すべての町民に保険証が交付されることを強く求めて、反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） 中澤です。

私は、議案第19号、平成22年度国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、国民皆保険制度で医療保険の根幹を成す制度として、国の医療と国民の健康増進に大きな役割を、貢献しております。こうした中、川根本町の国民健康保険事業特別会計は、22年度は総額が10億円となり、前年に比べ4.9%の減、一般被保険者の保険給付金も1.4%の減で、減少予算となっております。

反対者は弱者の保険料が高いと言って反対されていますが、保険料はそれぞれの家庭の所得や固定資産税を対象にした保険料であります。また、その保険料に対しても7割、5割、2割といった弱者に対して減免の措置がなされ、弱者、中間所得者に対する配慮もされております。これ以上の保険料の減免措置は国県のペナルティーがあり、国県の支援補助金の減収を招く結果となって、川根本町の健全な国保会計にマイナスとなり、ひいては被保険者の負担を上げる結果となります。保険料のこれ以上の問題は、国に向かって言ってもらわないと、制度上仕方がないことだと思います。

反対者は基金のことにも触れていましたが、基金は国保財政を安心、安全のための耐震補強といったようなもので、何かあったときのための国保財政の保障を支えているものであります。適切な基金は持つことが必要と考えます。平成22年国民健康保険事業特別会計予算は財政の健全化に努め、過去の実績や医療費の動向等を見きわめ、一定の算出のもと編成されており、妥当であると認めます。

よって、私は原案に賛成であります。賛成の意を明確にし、私の賛成討論を終わります。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第19号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第19号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり決定

することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立多数です。

しがつて、議案第19号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

会議時間の延長

○議長(板谷 信君) 5時が近づいてまいりましたので、延長を行います。

○議長(板谷 信君) これから、議案第20号、平成22年度川根本町老人保健特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号、平成22年度川根本町老人保健特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号、平成22年度川根本町老人保健特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

しがつて、議案第20号、平成22年度川根本町老人保健特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第21号、平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) 鈴木です。

反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、この制度自体が75歳以上の高齢者を一般の医療保険から切り離して、高齢者に差別医療と際限ない負担増を持ち込んだ、世界に例を見ない親不孝の冷たい制度だからです。

その性質上、廃止の声が高齢者自身だけでなく、若い層や医療関係者からも上がり、昨年の総選挙ではこの制度をつくり、押しつけた自民党政権に厳しい審判が下り、廃止を公約に掲げた民主党の圧勝で政権交代が起きました。

しかし、政権についた民主党は、新制度ができるまでは今のままでと廃止の公約を4年後に先送りし、期限を切って設けていた保険料軽減策は今のまま残して継続する方針を示しました。存続する限り上がり続ける保険料についても、できるだけ上げないようにとの指示を広域連合に出しましたが、据え置きのための国の予算計上は全くなく、保険料引き上げが広域連合で広がる一方で、基金や余剰金を使って据え置きや保険料値下げに踏み切る広域連合も出ています。

そんな中で、静岡県広域連合組合議会は、4月から平均で年1人900円ほどの値上げを全会一致で決定したことが新聞で報じられました。幸い持ち家が多い当町では、保険料算定に資産割がないことから、開始時に7割の方が国保税より下がったとの担当課長の報告がありました。年をとればだれもがあちこちにいうところが出て、高齢者の医療費が一般に比べて多くなるのは当然です。少ない年金を頼りに生活されている高齢者がほとんどの中で、際限なく保険料が上がり続ける仕組みになっている医療保険制度がよほど国の負担を増やし、高齢者への負担を避ける手だてを設けない限り、高齢者の保険料は上がり続け、暮らしていけないとの悲鳴は保険料値上げが続く限り、限りなく激しくなっていくことでしょう。

保険料は大半の方が年金天引きの特別徴収のため、この方々からはどんなに苦しくても滞納は起こり得ませんが、年金が月1万5,000円以下の普通徴収者は生活費にも足りない中から、自分で納めなければならず、滞納が1年以上続けば、国保では高齢者への資格証明書は発行しないとしていたのに、後期高齢者医療制度では発行すると法律に書かれました。制度開始から3年目を迎えた今、22年度予算でも普通徴収の過年度分が19万2,000円から24万9,000円に増えました。資格証明書発行の条件ができ上がっていますが、当町は資格証明書は発行しない方針を示されていますが、これからも守られるか心配されるところです。

保険料徴収のもとになる広域連合への納付金が1億1,448万6,000円から1億1,006万円に443万円減りましたが、全協では値上げを決めた資料が配付されました。予算がなぜ減ったのかについては、積算根拠を示す資料も説明ありませんでした。近隣の医療費状況を示す表が審査後に配付されましたが、昨年配付された資料では、県内で9番目の医療費でしたが、今回は下から4番目で、1人当たりの医療費も下がったのか、上がったのかはわからないところです。当町は県の医療費平均より20%以上低いことで県の保険料率より低い軽減率が適用されていますが、この最下位だった医療費が順位が上がっているということは、重症化の傾向にあるのではないかと危惧をぬぐえないものです。この制度の目的である医療費抑制では、医者にかかりたくても行けないお年寄りをつくり、重症化を招きかねません。

後期高齢者医療制度の導入と同時に、従来の老人保健制度は廃止されましたが、老人保健法では第1条に国民の老後における健康の保持を制度の目的と規定していました。後期高齢者医療制度の根拠法である高齢者の医療の確保に関する法律からは、第1条に老後における健康の

保持という言葉はなくなり、かわりに医療費の適正化という言葉が明記されました。高齢者の健康を守る制度から医療費抑制のための制度に変質したことがこのことでも明らかです。このような制度は一刻も早く廃止するしかありません。長引けば長引くほど高齢者を苦しめます。私たちの世代にとって、いわば命の恩人とも言うべき高齢者が医者にも行けない状況をつくらないためにも、非人道的な差別医療制度は一日も早く廃止し、とりあえず今すぐにでもできる老人保健制度に戻して、高齢者を守る医療制度はどうあるべきかをしっかり議論して、高齢者も現役世代も安心の医療制度を構築し直すべきです。政権与党が速やかな廃止を公約に掲げて、多くの支持を集めた当制度は、存在自体が認められないことを明らかにして、反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、市川さん。

○9番（市川昌美君） 平成22年度当初予算の後期高齢者医療事業特別会計について賛成の立場で討論いたします。

まず、特別会計の全額は1億1,010万円、歳入内訳の主たる財源は保険料8,641万5,000円でございます。一般会計の繰入金が2,364万、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金でございます。これは1億1,005万7,000円、先ほど反対討論で小泉さんがやったのが悪いとか、民主党もまだ今確たる見直しが先伸びになっておりますけれども、川根本町の一般会計、現在のこの賛否を問うときに、とてもこのところから幾ら手が長くても届きませんので、とにかくその問題はまた国政の成り行きを見ながら、その推移に任せるしか私たちには手だてがございませんので、この会計は賛成とし、私の賛成討論といたします。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから、議案第21号、平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。
この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第21号、平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第21号、平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第22号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。簡潔にお願いします。

○ 10 番（鈴木多津枝君） 原案に反対の立場から討論します。

介護保険制度は、平成12年度に始まって以来、今年で11年目を迎えることになります。スタート当時は負担あってサービスなしとの批判が全国で高まったように、本人のサービス利用料1割負担を除いた給付費の50%を保険料で徴収する制度で、40歳から64歳で30%を、65歳以上で20%負担し、国・県・町の公費で50%を見る制度です。それまでは国が費用の半分を、残りを県と町が負担する措置制度でしたが、公費50%としたことで、国の負担は50%から25%に半減し、新しい制度への責任も半減させました。サービスや施設の充実は当然必要なことですが、そのことが保険料値上げに直接影響する制度で、65歳以上の保険料は3年ごとの見直しで、当町でも基準月額スタートの1,200円から、昨年からは3倍近い3,530円に上がりました。今後も当然必要なサービスの拡充や利用の充実が高齢者の保険料値上げに連動し、年金だけが頼りの高齢者に耐えがたい負担増をもたらすのは明らかな制度です。

また、現在は介護保険料は、収入がどんなに少なくても基準額の50%までしか下がりず、昨年の第4期介護保険事業計画でも、低所得者の負担軽減を図るために、年金が80万円以下に0.75を0.08%軽減する階層が設けられましたが、50%以下は設けられず、今後早急に50%以下の軽減率を設けることが必要と思われます。

当町は保険料が低いので、国の基準以下の率は設けないというのが前の町長の答えでしたけど、低所得者への耐えがたい負担を強いたままになっています。町の取り組みが強く求められます。高齢者の年金は決して増えることはありません。保険料は年金額が月額1万5,000円以上あれば、有無を言わず年金天引きが行われますが、サービス利用料は原則1割負担が必要で、保険料は払ってもサービスを使うお金はないという高齢者も少なくないはずで、保険料の滞納が1年以上続けば、サービス利用料が10割となり、使いたくても使えない制度になっていますが、当町は町の判断でそういう人をつくらない努力がされていることはとても評価できることだと思います。

20年度決算でも11万7,500円の不納欠損が行われており、現年度未済額が59万円、1年を超す長期の滞納は200万円近くにもなっています。昨年の説明では要介護者で10割の……あ、なっています。また、22年度予算そのものでもどうしても指摘しておかなければならないのは、それは委員会でも主張したことです、地域支援事業費に高齢者が食費も削って納付されている貴重な介護保険料である一般財源を充てていることです。国の方針で介護予防事業費で173万円、包括支援事業費及び任意事業費で377万円の一般財源を計上しています。国の方針で予防事業の20%に一般財源を充てることが決められているとのことですが、保険料はあくまでも介護サービスの給付のために半強制的に徴収されているもので、予防や任意事業などという本来なら町の責任で十分に手厚く行われなければならないはずの事業に、高齢者がわずかな年金から有無を言わずに天引きされている、あるいは食べる物も切り詰めて納付している貴重な介護保険料を使うのは約束違反もはなはだしいものです。予防のために使うのだからよいじゃないかとの意見も委員会でありましたが、わずかな年金しか収入がない高齢者の耐えがたい負担を考え

れば、このような冷たい方針は変えるよう国へ声を上げるべきで、国の負担をとりあえずは30%まで引き上げるよう求めることとあわせて、保険料の使い方を介護サービスに厳しく限定するよう国に声を上げることを強く求めて、反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） 8番、中澤。

私は、平成22年度介護保険事業特別会計予算について賛成の立場から討論を行います。

平成22年度の予算は10億890万です。21年度は9億4,770万で、本年度は6,120万の増額となっています。21年度は9,477万の予算で、20年度は.....20年度に対して8,600あ、20年度は8億6,070万で、前年21年度は8,700万の増額です。本町は高齢化に伴い、ここ2年間で支払納付金が1億5,000万も伸びております。

一方、介護保険料は第3期、平成18年から20年まで、保険料算定基準額は3,100円でした。弱者はこの算定基準額の50%、すなわち半分の減免をされており、それが弱者の保険料です。高齢化に伴い支払給付金が大幅に伸びる中、第4期、21年から23年の間、保険料の改正が行われました。保険料を決める算定基準額を3,100円から3,530円に改正されました。その上所得に応じて6段階に分かれていた保険料を9段階に分け、算定基準額を5段階の中心に置き、1、2段階の弱者の算定率を改正前と同様に50%と据え置いております。

一方、新たに算定額月3,530円以上の4段階の調整と9段階の所得300万以上の人は、基準額を1.62と納める新たな納付者段階をつくって応分の負担を求め、弱者の負担がかからないよう調整のもと、改正されておりました。このことは先ほど一般質問で町長も説明しております。さらに当議会初日に条例の一部を改正し、介護保険限度額を9万円から、介護給付限度額を9万円から10万円に引き上げる改正をし、弱者に対する負担に十分に配慮しています。これ以上の保険料の弱者の値下げは、先ほども言いましたが、国の制度を変えてもらうしかないと思います。

平成22年介護保険事業特別会計予算は、過去の実績や介護事業の動向を見きわめ、一定の算出のもと編成されております。私は妥当であると認めます。

よって、原案に賛成します。賛成の趣旨を説明し、私の賛成討論といたします。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから、議案第22号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第22号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第22号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第23号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第23号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第23号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第24号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第24号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計予算は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第24号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第25号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第25号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第26号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する

条例の一部を改正する条例について

- 議長(板谷 信君) 日程第13、議案第26号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

- 町長(佐藤公敏君) 議案第26号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明をいたします。

議案1ページから2ページをござんください。

平成21年11月30日に一般職員の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布、同法の中で地方公務員法についての一部改正が行われ、平成22年4月1日から施行されることに伴い、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものです。

改正の要旨は、月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を引き上げて、時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間、時間外勤務代休時間を指定することができる規定を新設し、当該時間外代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、正規の勤務時間においても勤務することを要しない規定を新設するものであります。

御審議よろしくお願いいたします。

- 議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第26号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第27号 平成21年度川根本町一般会計補正予算

(第7号)

- 議長(板谷 信君) 日程第14、議案第27号、平成21年度川根本町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長(佐藤公敏君) 議案第27号、平成21年度川根本町一般会計補正予算、第7号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,189万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億4,028万8,000円としたものであります。

第2表では、繰越明許費の限度額をお願いするものです。

今回の補正予算は国の第1次補正の経済危機対策において公共事業等の追加に伴う地方負担額の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施するための地域活性化、公共投資臨時交付金事業2本と第2次補正における明日の安心と成長のための緊急経済対策における地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する地

域活性化、きめ細かな臨時交付金事業33本の経費について計上するものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

一般11ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は5,601万2,000円の増額です。公共投資臨時交付金事業として平成22年度実施する町道改良事業に充当するためのまちづくり基金への積立金と、きめ細かな臨時交付金事業である役場庁舎防水改修事業に係る経費です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は1,200万円の増額です。きめ細かな臨時交付金事業として簡易水道事業特別会計において実施する南部簡易水道田代地区配水管布設替え事業に係る繰出金です。

第6款農林水産業費、第2項林業費は2,020万円の増額です。作業道維持補修事業として2路線、林道維持改良事業として7路線分をきめ細かな臨時交付金事業として計上しております。

8目の美しい森林づくり基盤整備交付金事業は、公共投資臨時交付金の充当による財源更正であります。

第7款商工費、第1項商工費は1,506万円の増額です。きめ細かな臨時交付金事業として、寸又峡遊歩道落石防護網設置事業と温泉事業特別会計において実施する寸又峡温泉引湯管布設がえ事業等に係る繰出金です。

第8款土木費、第2項道路橋梁費は810万円の増額です。きめ細かな臨時交付金事業として、町道維持補修事業5路線を計上しております。

第4項住宅費は、きめ細かな臨時交付金事業として町営住宅高郷団地、桑野山団地、大島団地、特別公共賃貸住宅桑野山団地の各住宅維持修繕事業経費を計上しております。

第9款消防費、第1項消防費は、3月定例会初日に第6号補正として議決いただきました常備消防事務委託料での島田消防本部車両南側拡張工事分をきめ細かな臨時交付金事業として行うための財源更正です。

第10款教育費、第2項小学校費は607万円の増額です。きめ細かな臨時交付金事業として中央小学校体育館、第一小学校体育館の屋根塗装事業です。

第3項中学校費は781万2,000円の増額です。きめ細かな臨時交付金事業として、中川根中学校校舎等改修事業経費を計上しております。

続きまして、歳入について説明いたします。

一般9ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は2億6,323万3,000円の増額です。地域活性化、きめ細かな臨時交付金は第1次、第2次交付限度額合わせて1億4,565万1,000円、地域活性化、公共投資臨時交付金は1億1,758万2,000円です。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は8,133万9,000円の減額です。財政調整基金繰入金は今回の補正に係る一般財源分の調整による減額です。長島ダム水源地域振興基金繰入金は温泉事業特別会計における接岨峡温泉ポンプ改修工事の減額によるものです。

第2表、繰越明許費につきましては、一般3ページをごらんください。

今回の繰越明許は地域活性化、きめ細かな臨時交付金事業による事業追加によるものが主なものです。

一般5ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費の地域活性化、経済危機対策臨時交付金事業、防災行政無線中継局蓄電池交換事業は、受注生産である蓄電池の納入が年度内に見込めなくなったことによるものです。同じく消防費、防災情報通信設備整備事業、全国瞬時警報システム設置事業は同事業が全国的に集中したため、受注機等の機器の生産が年度内に間に合わないため、年度内完了が見込めなくなったことによるものです。その他の事業につきましては、地域活性化、きめ細かな臨時交付金事業であります。それぞれ平成22年度に繰り越して使用できる限度額として計上させていただきたくお願いするものですが、経済対策である国の補正予算であるため、できるだけ早い発注をしたいと考えております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第27号、平成21年度川根本町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第27号、平成21年度川根本町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

計補正予算（第3号）

- 議長（板谷 信君） 日程第15、議案第28号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（佐藤公敏君） 議案第28号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第3号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,670万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,159万4,000円としたいものであります。

第2表では、繰越明許費の限度額をお願いするものです。今回の補正予算は国の第2次補正である地域活性化、きめ細かな臨時交付金事業として実施する事業経費について計上するものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

簡水7ページをごらんください。

第2款水道事業費、第2項水道建設費は1,670万円の増額です。南部簡易水道田代地区配水管布設替え事業に係る設計監理委託料及び工事費を計上しております。

続きまして、歳入について説明いたします。

簡水6ページをごらんください。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は1,200万円の増額です。地域活性化、きめ細かな臨時交付金を財源として一般会計から繰り入れるものであります。

第2項基金繰入金は470万円の増額です。今回の事業費の不足分を水道事業基金で調達するものです。

第2表、繰越明許費につきましては、簡水3ページをごらんください。

今回の繰越明許は国の第2次補正予算である地域活性化、きめ細かな臨時交付金事業であります。平成22年度に繰り越して使用できる限度額として計上させていただきたくお願いするものですが、経済対策である国の補正予算であるため、できるだけ早い発注をしたいと考えております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

- 議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第28号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(板谷 信君) 起立全員です。

しがつて、議案第28号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第29号 平成21年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第2号)

- 議長(板谷 信君) 日程第16、議案第29号、平成21年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長(佐藤公敏君) 議案第29号、平成21年度川根本町温泉事業特別会計補正予算、第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ690万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,087万9,000円としたいものです。

第2表では、繰越明許費の限度額をお願いするものです。今回の補正予算は国の第2次補正である地域活性化、きめ細かな臨時交付金事業の追加と千頭温泉故障による使用料の減収及び接岨峡温泉ポンプ改修事業の減額です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

温泉7ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は千頭温泉故障による使用料減収を一般会計繰入金で補てんするための財源更正です。

第2款温泉事業費、第1項温泉事業費は690万4,000円の増額です。接岨峡温泉ポンプ改修事業の減額、きめ細かな臨時交付金事業として実施する寸又峡温泉引湯管布設替え事業費の追加による工事費の増加を計上するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

温泉6ページをごらんください。

第1款使用料及び手数料、第1項使用料は15万6,000円の減額です。千頭温泉故障による減収です。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は706万円の増額です。今回の補正事業に係る一般会計繰入金を計上しました。一般会計繰入金の財源としましては、引湯管布設替え事業分はきめ細かな臨時交付金、接岨峡温泉ポンプ改修分は長島ダム水源地域振興基金の減額、使用料減収分は一般財源を充当しております。

第2表、繰越明許費につきましては温泉3ページをごらんください。

今回の繰越明許は国の第2次補正である地域活性化、きめ細かな臨時交付金事業であります。平成22年度に繰り越して使用できる限度額として計上させていただきたくお願いするものですが、経済対策である国の補正予算であるため、できるだけ早い発注をしたいと考えております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号、平成21年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第29号、平成21年度川根本町温泉事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（板谷 信君） 日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議会の会期、日程等、議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第18 常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長(板谷 信君) 日程第18、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

常任委員長から、会議規則第75条の規定によって常任委員会に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会

○議長(板谷 信君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

よって、平成22年第1回川根本町定例議会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 5時40分